

Vol.21

2015 Spring

ネクストコム

情報通信の現在と未来を展望する

# Nextcom

## 特集 デジタル時代の 著作権法



### Feature Papers

論文

#### 行政処分と事務管理

——孤児著作物問題の二つの解決策——

玉井 克哉 東京大学 先端科学技術研究センター 教授

論文

#### 孤児著作物問題の解決策としての拡大集中許諾

——米国著作権局の最近の提案をめぐって——

鈴木 雄一 防衛大学校 人文社会科学群 公共政策学科 教授

論文

#### デジタル界面と著作権法の世界観

塩澤 一洋 成蹊大学 法学部 教授／政策研究大学院大学 客員教授

論文

#### ビッグデータ時代の著作権と通信について

——ビジネスモデル視点からのアプローチ——

東条 統紀 株式会社KDDI総研 代表取締役社長

特別論文

#### イノベーションは消費者に どのように認知されているのか

——クチコミ情報から見るイノベーションの非連続性と連続性——

竹岡 志朗 大阪市立大学 商学部 特任講師

高柳 直弥 実践大学(台湾) 助理教授

井上 祐輔 大阪市立大学 大学院 経営学研究科 附属先端研究教育センター  
特別研究員

高木 修一 大阪市立大学 大学院 経営学研究科 後期博士課程

公募論文

#### 情報流通の媒介者と表現の自由

成原 慧 東京大学 大学院 情報学環 助教

### Report

学会レポート

#### 「ACMC 2014」参加報告

東平 福美 慶應義塾大学 政策・メディア研究科 後期博士課程／助教

### Articles

すでに始まってしまった未来について

#### 模倣と影響力

平野 啓一郎 作家

情報伝達・解体新書

#### オオカミもあくびがうつる？

テレサ・ロメロ 東京大学 総合文化研究科 広域科学専攻 特任研究員

明日の言葉

#### シンプルは切ない

高橋 秀実 ノンフィクション作家

お知らせ

第4回「Nextcom情報通信論文賞」受賞者発表について

2014年度「著書出版・海外学会等参加助成」

受賞者決定について

論文公募のお知らせ

2015年度著書出版・海外学会等参加

助成に関するお知らせ

# 明日の言葉

シンプルであることは、  
複雑であることよりむずかしい。  
……スティーブ・ジョブズ

この言葉は、次のように続いている。  
「物事をシンプルにするためには、懸命に努力して  
思考を明瞭にしなければならないからだ。だが、それだけの価値はある。  
なぜなら、ひとたびそこに到達できれば、山をも動かせるからだ。」

## 特集

デジタル時代の  
著作権法

- 4 | 論文  
行政処分と事務管理  
——孤児著作物問題の二つの解決策——  
玉井 克哉 東京大学 先端科学技術研究センター 教授
- 14 | 論文  
孤児著作物問題の解決策としての拡大集中許諾  
——米国著作権局の最近の提案をめぐって——  
鈴木 雄一 防衛大学校 人文社会科学群 公共政策学科 教授
- 30 | 論文  
デジタル界面と著作権法の世界観  
塩澤 一洋 成蹊大学 法学部 教授／政策研究大学院大学 客員教授
- 40 | 論文  
ビッグデータ時代の著作権と通信について  
——ビジネスモデル視点からのアプローチ——  
東条 続紀 株式会社 KDDI 総研 代表取締役社長
- 50 | 特別論文  
イノベーションは消費者に  
どのように認知されているのか  
——クチコミ情報から見るイノベーションの非連続性と連続性——  
竹岡 志朗 大阪市立大学 商学部 特任講師  
高柳 直弥 実践大学（台湾）助理教授  
井上 祐輔 大阪市立大学 大学院 経営学研究科 附属先端研究教育センター 特別研究員  
高木 修一 大阪市立大学 大学院 経営学研究科 後期博士課程
- 60 | 公募論文  
情報流通の媒介者と表現の自由  
成原 慧 東京大学 大学院 情報学環 助教
- 70 | 学会レポート  
「ACMC 2014」参加報告  
東平 福美 慶應義塾大学 政策・メディア研究科 後期博士課程／助教
- エッセイ&お知らせ
- 2 | すでに始まってしまった未来について  
模倣と影響力  
平野 啓一郎 作家
- 72 | 情報伝達・解体新書  
オオカミもあくびがうつる？  
テレサ・ロメロ 東京大学 総合文化研究科 広域科学専攻 特任研究員
- 74 | お知らせ  
第4回「Nextcom 情報通信論文賞」受賞者発表について  
2014年度「著書出版・海外学会等参加助成」受賞者決定について  
論文公募のお知らせ  
2015年度著書出版・海外学会等参加助成に関するお知らせ
- 76 | 明日の言葉  
シンプルは切ない  
高橋 秀実 ノンフィクション作家

すでに始まってしまった未来について——②①

文：平野啓一郎

絵：大坪紀久子

## 模倣と影響力

リック・オウエンスというファッション・ブランドがある。メンズでもスカートを多用するような奇抜なシルエットを、ドライな素材感とモノトーンの色調でまとめ上げる、どこか荒涼とした近未来的な世界観に特徴がある。

着る人をかなり選ぶブランドではあるが、実際には、これが意外なほど着やすい。一つには、男のゴツゴツした体型とスカートという組み合わせの必然性が、造形的に徹底して考え抜かれているからで、人からヘンな目で見られるという意味での着にくさが少ない。もう一つは着心地で、ボディコンシャスではなく、ズボンもひもで縛るような作りになっているので、服の内側でゆったりと寛いでいられる感覚である。リアルクローズがモードを日常性へと近づけてゆくことで実現しようとした着やすさを、むしろ非日常性の極致に見出した、とでも言うべきか。

一般的ではないが非常に根強いファンがいて、その証拠に、リック・オウエンス以後、そのエピゴーネン・ブランドが雨後のタケノコの如く登場した。その中には、元アシスタントが独立して作ったブランドもあれば、単にマネしているだけというものもある。

そうした模倣は、決して取り締まられない。というのも、良いと思った他のブランドのデザインを自由に模倣し合うことで発展してきたのが、モード界だからである。一つのアイディアは、他の人の手を経ることで更に発展し、トレンドを形成してゆく。自分の世界観と調和するデザインの服を他のブランドが作ってくれば、それらとのコーディネートも可能となる。実際、リック・オウエンスはかなり個性的なので、着るとなるとどうしても上から下までとなりがちだが、若い人たちは、その安価なエピゴーネン・ブランドと適当に混ぜ合わせながら着ているはずである。

自分のクリエイションの権利をガチガチに守ってしまわないことで発展を遂げてきたモードの世界には、大いに学ぶところがある。

Keiichiro Hirano

小説家。1975年生まれ。1999年京都大学在学中に『日蝕』により芥川賞を受賞。以後、『葬送』、『ドーン』、『かたちだけの愛』、『空白を満たささい』など、数々の作品を発表し、各国で翻訳紹介されている。近著は『私とは何か——「個人」から「分人」へ』（講談社現代新書）、『透明な迷宮』（新潮社）。最新刊は『生命力』の行方—変わりゆく世界と分人主義』（講談社）。



# 特集

# デジタル時代の 著作権法

急激な社会のデジタル化が進む中、  
著作権の在り方も再考を迫られている。  
アナログ時代の法体系では、対応しきれない状況にある。  
どのような再考が求められているのだろうか。

# デジタル時代の 著作権法 1

## 行政処分と事務管理

——孤児著作物問題の二つの解決策——

東京大学 先端科学技術センター 教授

玉井 克哉

Katsuya Tamai

孤児著作物問題を解決する仕組みとして現行著作権法は公権力の行使たる行政処分をもって権利者の許諾を代替する方式を採るが、条約上の制約があるなど、根本的な解決策にはなりがたい。これに対し、欧州では、権利者の推定的意思に基づく事務管理による解決が模索されており、米国にも同様の動きがある。最近のEU孤児著作物指令は図書館等の公的機関を事務管理者とするが、反面で商業的利用を排除している。孤児著作物の十全な活用を促すためには、権利者団体が本来の権利者と同様な立場から許諾にあたる「拡大集中許諾」方式が有望である。欧州や米国の動向を見ても、そうした方向での立法についての、真剣な検討が必要である。

### キーワード

EU 孤児著作物指令 文化庁長官の裁定 拡大集中許諾 グーグル・ブックス訴訟  
電子図書館 フェア・ユース

### 問題の所在

デジタル化とネットワーク化によって変化を迫られている著作権制度において、孤児著作物問題は、各国が喫緊の対処を迫られている、最大の問題である<sup>1)</sup>。孤児著作物というのは、権利者が誰であるかが不明、あるいはその所在が不明であるために、著作物を利用するための許諾を得るのに困難を来すような著作物という<sup>2)</sup>。これは、技術革新による著作物の新たな利用

形態を実現する上で、障害となる。たとえば、映画やテレビ番組のDVD化やオンライン配信といった二次利用について、当初の撮影時には許諾を得ていないことが多い。また、電子図書館構想のように、国民や全人類といった立場で知的遺産を集積する試みに際しても、ネット上で利用するための権利者の許諾が予め得られていないことが多い。そうした場合、すべての権利者から改めて許諾を取り直すには、取引費用が膨大となる。そのため、事実上利用が不可能となることがある。これが、孤児著作物問題である。

世上で著作権法そのものにまつわる大きな問題とされるものにも、その実、単に孤児著作物の問題に過ぎないものがある。たとえば、著作権の保護期間を延長するのが是か非か、という問題がある。ベルヌ条約の定める最低限は著作者の死後50年であり、わが国の現行法は、基本的にそれに沿う(著作権法50条)。しかしEUや米国では、死後70年である。しかも米国は、各国と締結するFTA協定において、自国の規律に合わせ、死後70年を最低限とするよう相手国に要求するのを通例としている<sup>3)</sup>。現に進行中のTPP交渉もその例に沿うと観測されている。これに反対する声は高いが、そこで挙げられる論拠のうち多少とも説得力があるのは、孤児著作物問題を深刻化させるということのみである<sup>4)</sup>。だが、死後50年という現行著作権法の保護期間の下でも孤児著作物問題は既に深刻なのであり、保護期間の延長を阻止したからといって、問題が解決するわけではまったくない<sup>5)</sup>。孤児著作物問題は著作権の存続期間を延長するか否かとは別個独立に、解決する必要がある。そして、孤児著作物問題が解決されれば、存続期間を延長する上での問題は、ほぼすべてが解消される。しばしば大きく取り上げられる著作権保護期間延長問題の本体は、孤児著作物問題なのである。

孤児著作物問題は、著作物の利用に際して権利者の積極的な許諾を得なければならないという「オプト・イン」方式を現行法が採っているため、権利者にアクセスするための取引費用が高くなることから生じる。したがって、これを解決するには、権利者が不同意を表明しなければ利用してよいという「オプト・アウト」方式を、何らかの方式で実現せねばならない。その一つの方法が、公権力の行使たる行政処分によって著作者の意思表示を代替することであり、いま一つの方法が、公権力ではなく、他の者が権利者に代わって許諾を与えることである。本稿では、まず、わが国の現行法が採っている方法である前者についての問題を指摘する(1.)。次いで、後者について、諸外国での試みを紹介し(2.)、それを踏まえて、わが国の採るべき道を議論したい。

## 1. 行政処分——現行著作権法

わが国の著作権法は、著作権者の所在が不明な場合など、相当な努力を払っても著作権者と連絡がとれないとき、文化庁長官の裁定により、「通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金」を供託して著作物を利用できるとする制度を設けている(著作権法67条、103条)。これは、文化庁長官の「裁定」という行政処分をもって、権利者の同意に代替するという仕組みである。

このような、①政府機関が、②個々のケースごとに、③権利者に代わって許諾を与える制度を、国際条約においては、一般に、強制許諾(compulsory license)と呼ぶ。他国を本国とする著作物について強制許諾を無制限に認めると、そもそも著作権保護に関する国際条約を締結する意義が失われる。そこで強制許諾には、厳格な枠が設けられることが多い。もっとも、著作権に関する古典的な条約であるベルヌ条約は、著作物の複製を加盟国が認めるに際して「当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないこと」という(同条約9条2。「スリー・ステップ・テスト」と呼ばれる)、抽象的な要求を行うに留まっている。これに対し、放送における実演家の権利については、1961年に締結されたローマ条約15条2但書きが、強制許諾制度を「この条約に抵触しない限りにおいてのみ」設けることができるとしている。そのため、当初実演家が承諾した目的とは異なる目的のために複製するのを禁じる規定(同7条1(c)(ii))が、その制約として及ぶ。

そのため、たとえば、放送番組については、その「固定」に際して実演家が許諾した対象は放送目的での固定のみであるから、DVD化やインターネット配信を行いたければ、実演家から別途現実の許諾を得る必要があり、強制許諾に依拠することは許されないと考えられる。また、レコードへの収録のため歌手が与えた許諾はレコード製作を目的とするもののみであるから、当該レコードを複製するため歌手の音声について強制

許諾制度を用いても差し支えないが、インターネット配信や他の作品の創作などの新たな二次利用のため強制許諾制度を用いることは、許されないと考えられる。所在不明の実演家一般を対象とした強制許諾制度を設けると、同条約に反するとされる可能性が高い。さらに、世界貿易機関設立条約 (Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization) の一部 (Annex 1C) である TRIPS (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) 協定は、「レコードへの実演の固定」に関し、無許諾の「固定されていない実演の固定及び固定物の複製」を防止する権能を定め (同協定14条1)、その制限はローマ条約の定める条件を満たす場合に限りとしている (同条6)。即ち、歌手の音声を強制許諾制度によって二次利用することについては、同協定の制限もかかることになる<sup>6)</sup>。

こうしたことを意識してであろう、かつてのわが著作権法は、裁定制度の対象を著作権のみとし、著作隣接権を制度の射程外に置いていた。しかし、平成21(2009)年改正において著作権法103条を改正し、著作隣接権をもその対象に加えた (67条等の準用)。だが、わが国に対して効力を有するローマ条約によって上記のような枠組みが課せられている以上は、著作隣接権に関しては裁定の対象はもともとの許諾の趣旨の範囲内での利用に限り、それを超えた権利処理は許されないと解すべきであろう。行政処分を中心とするわが国の現行制度によっては、孤児著作物問題を根本的に解決することはできないと考えられる<sup>7)</sup>。

## 2. 事務管理の法理

### 2.1 一般的な考え方

米国や英国などのアングロ・サクソン法系とは異なり、欧州大陸法系諸国では、ローマ法に由来する事務管理 (negotiorum gestio) の法理が伝統となっている。わが民法もその一つであり、①委任契約や請負契約などに基づく義務や権限がない者が、②本人の利益に適合するよう、またその推定的意思に合致するよう、③他人の「事務」を管理する、即ちその利益を確保する

ことができ (697条)、④本人が現れたときは、事務処理状況を報告した上で本人のために受け取った金銭を本人に引き渡す義務があるが (701条による645条、646条の準用)、⑤事務処理に要した必要費のほか、有益費についても償還を請求できる (702条1項)、とされている<sup>8)</sup>。突然雨が降り出したときに隣家の洗濯物をしまうとか、川で溺れている人を助けるというのが、教科書的な例である (後者のような事例を特に「緊急事務管理」という。698条)。

この事務管理法理において、所在不明となった権利者を「本人」と見るならば、①相当と認められる者が、②著作物や実演の利用を許諾し、対価を得て利益を確保するとの本人の推定的意思に従い、③著作権法上の報酬請求権を代行して、④本人のために金銭を受領し保管しておくことができる、ということになる。これはあくまで権利者に代わって事務処理を行うに過ぎないから、権利者はいつでも明示的な意思を示して管理を終了させる (オプト・アウト) ことができる。また、権利者の推定的意思に反する事務管理を行うことは許されない。たとえば、禁煙運動家として有名な作曲家に代わってタバコの広告に楽曲の利用を許諾することや、かつて風俗作品に出演した有名女優に代わって旧作品での実演の利用を許諾することはできない。このように、本人の推定的意思を反映する反面で、公権力の行使たる行政処分によって意思表示を代替するのではないから、条約上の強制許諾ではないと解される。

事務管理は一般法理であり、民法には、管理者についての限定はない。しかし、定型的に金銭の受領が絡むものであるし、本人たる権利者の推定的意思に沿っていることが正当化の根拠になっているのであるから、民法の一般法理を具現した制度を著作権法の場面で構築するにあたっては、前記①の管理者について、慎重に選定する必要がある。以下で見られるように、諸外国の議論で実際に俎上に載っている事務管理者は、一方で公的機関、他方で権利者による団体である。

### 2.2 公的機関による事務管理——EU方式

欧州委員会は、2011年5月、孤児著作物の利用に関

する指令の草案<sup>9)</sup>(以下単に「指令案」と呼ぶ)を公表した。その後、議会審議で修正が加えられたのち、理事会の最終的な承認を経て、2012年10月12日、指令として成立した(以下「孤児著作物指令」と呼ぶ)<sup>10)</sup>。その主要な対象は著作権であるが、個々の権利ではなく、孤児著作物それ自体を対象としつつ、実演家の権利を含めて一種の事務管理によって権利を処理する方式を示している。既に2014年10月29日には加盟各国にこの指令を実施する義務が発生しており<sup>11)</sup>、たとえば英国においては同日付けで著作権・デザイン・特許法に44B条と76A条が挿入された<sup>12)</sup>。またドイツにおいては、2013年10月1日の法律により著作権法の改正がなされ、2014年1月1日から施行されている<sup>13)</sup>。

この指令は、もともと、欧州電子図書館構想を実現すべきだとする、仏・独・伊等の各国からの提案を受けて策定された。その提案においては、アナログで保存されたものを電子化し、将来世代のための文化的資産を蓄積し、さらにオンラインでのアクセスを可能にするというのが、目的として挙げられた<sup>14)</sup>。そしてその際、大きな障害として意識されたのが、著作権法であった。個別に権利者と合意を取るとの原則に「根本的な変更」を施すのでなければ、著作権の消滅などによりパブリック・ドメインに属することとなった作品以外のものをオンラインの電子図書館が提供することは不可能である<sup>15)</sup>。取引費用がかさみ、「場合によっては、電子化しオンラインで提供するコストよりも知的財産権の状態(IPR-status)を確認するコストの方が高くなりうる」ことが、とりわけ問題である。そしてそれは「権利者が誰かを特定することが不可能か困難な映画や書籍といった、いわゆる孤児著作物において顕著である」、とされた<sup>16)</sup>。これに対処するため、2001年のいわゆる著作権指令の線<sup>17)</sup>を進め、加盟国に通ずる原則を定めるというのが、同指令の立案趣旨である。

この指令の成立に至る過程では、特に商業的利用の可否をめぐる、立法趣旨についての揺らぎが見られた。即ち、欧州委員会の公表した指令案の段階では、加盟国が図書館などの公的機関に自らの公共的使命を超えた利用を許容し、その収入源とすることができる

として、孤児著作物の商業的利用のための事務管理を許容していた(指令案7条; 前文(18))。したがって、たとえば、過去の映像作品の利用を試みる者がフィルムライブラリーなど公的機関に孤児著作物認定を申請し、その許諾の下で二次利用をするといった形態を、加盟国の裁量で設けることができることになっていた。他方で、権利者はいつでも自ら名乗り出て孤児著作物状態(orphan work status)を終了させることができ(5条)、それまでの間になされた利用について、対価(remuneration)を要求することができる、とされていた(7条1(4))。本来であれば所在不明の権利者のみが行いうる利用許諾について、営利目的での利用を含め、公的機関が事務管理を行う仕組みが構想されていたわけである。

しかし、指令案のこうした姿勢は、欧州議会での審議過程で、まったく改められた。成立した孤児著作物指令においては、図書館等が孤児著作物の利用ができるのは「専ら自らの公益的使命に即した目的を達成するためにのみ」だとされ(6条2項)、商業的利用を目的とした許諾事務の管理は、排除された。孤児著作物の利用に基づいて公的機関が収入を得るのは、電子化のコストをまかなう範囲に限られる。権利者が名乗りを挙げた場合も「対価」を要求することはできず、ただ「正当な補償(fair compensation)」を要求できるのみである。草案段階では権利者に支払うべき対価を積み立てることが前提とされ、権利者が現れない場合のその使途にまで言及されていたが(前文(22))、そうした規定も削られた。対価の支払いを要する形態での利用は行わないのであるから、積み立てる必要もない、との判断に立つものと思われる。

孤児著作物指令のこうしたあり方は、図書館等の「公的」色彩を著しく強調し、「商業的利用」のための利用許諾をその任務から排除するものである。それは、民間と隔絶した「公共」のイメージに立脚したものだと言える<sup>18)</sup>。しかし、草案以降の立法過程を改めて振り返ってみると、指令がそのようなものとなったのは、公的機関が権利者に代わって許諾を行う仕組みの限界を意識したものだという見方も可能であ

る。商業的利用に対してどの程度の対価を要求すべきかは、個別具体の状況によって異なる。たとえば映像作品の場合、全体にどのような値付けをし、それを多種多様な著作者や数多くの実演家の間でどのように配分するかは、専門的知識抜きには決められない。それをも公的機関に担わせるとすれば、後日「対価」をめぐる紛争が発生した場合に、説得力をもって算定根拠を示すことは難しいであろう。本来得べきだった対価を権利者が訴求できるとすれば、図書館等の公的機関にとっては、対価を収受するコストに加え、その算定や法的紛争処理、更には支払いによるコストが、耐え難いものになる可能性がある。かといって、公的機関が予め算定した金額を常に貫徹するとすれば、あえて低く算定することによって制度が「濫用」されいるとの批判に堪えることは難しい<sup>19)</sup>。孤児著作物指令が草案の方針を根本的に変更し、「公的」色彩を著しく強調した背景にそうした考慮があったとすれば、立法過程において、事務管理者としての公的機関の限界が意識されたためだと見るができると思われる<sup>20)</sup>。

### 2.3 拡大集中許諾システム

そこで注目されるのが、公的機関ではなく、権利者団体が事務管理者として登場する仕組みである。かねてから、デンマークやスウェーデンなどの北欧諸国において、権利者団体が、構成員など所在の分明な権利者から明示的な委託や信託を受けて権利を集中管理する（集中許諾を行う）だけでなく、自ら名乗り出ることのない所在不明権利者の権利をも管理する仕組みの発達していることが知られていた<sup>21)</sup>。これを「拡大集中許諾(extended collective licensing)」と呼ぶ。権利者の委託（オプト・イン）を受けた集中管理を拡大し、権利者が委託していないものについても、その意思に反しない限り（オプト・アウトしない限り）許諾の対象として管理するのである。わが国でも、芸団協・実演家著作隣接権センター（CPRA）が、所在不明実演家に代わって利用料を預かるという過渡的・実験的な措置を、2008年からの3年間行った例がある<sup>22)</sup>。

この仕組みの特徴は、事務管理者の「代表性」が他

の仕組みに比べて優る、という点にある。権利者団体は、その本来的使命として、構成員たる権利者の利益を極大化すべく行動する。権利者の利益や推定的意思は、同じ立場にある権利者団体が最もよく理解しているのであり、その事業を統制する法的な枠組みによって、予め恣意専断が排除されている。そのように推認できるとすれば、権利者団体の定めた対価の基準を孤児著作物にも適用することが、特別な事情がない限り、適切だと評価されよう。商業的利用について許諾を行ったとしても、対価金額について紛争の起こる余地が少ないわけである。

利用者の側から見ても、拡大集中許諾には、許諾を得るための時間的・金銭的なコストが少ないという利点がある。わが国の現行法のように行政処分によって強制許諾を与える仕組みは、個別具体的な状況に応じた事実認定や判断を処分庁に要求し、大量の孤児著作物に一括して許諾を与えることにはなじまない。EU孤児著作物指令のように公的機関が本来の権利者に代わって行動する場合でも、公的な意思決定を経るためには、相当な時間を要する。その際、公務員の人件費その他のコストを納税者の負担とすることが適切でないとしたら、それらは利用の対価に転嫁されざるを得ない。また、わが国の現行制度では、一つの行政処分で得た許諾の効力を他の利用形態に拡張することは許されないの、図書館におけるアーカイブを目的に複製した孤児著作物を商業的な目的で二次利用するには、再度の裁定が必要となる<sup>23)</sup>。EU孤児著作物指令においては、商業的利用がそもそも認められない。これに対し、拡大集中許諾は、既の実現している集中許諾の仕組みを拡張するのであるから、許諾を得るのがはるかに容易である。利用許諾の事務は権利者団体にとってルーティーン・ワークであるし、そもそもそれを容易にするために権利者団体が結成されたわけであるから、本来の権利処理対象著作物と孤児著作物の間に不合理な差異を設けなければ、簡易かつ迅速に利用許諾を得ることができる。仮に利用目的に応じて許諾を取り直す仕組みを採るとしても、利用許諾にかかるコストは、ごく低く抑えることができよう。

こうした特徴があるため、EU孤児著作物指令も拡大集中許諾システムを積極的に位置づけ、同指令による権利処理を損なうものではなく、むしろそれと相互に補完関係に立つものだとしている(前文(24)指令案前文(20)参照)。とりわけ、言語の著作物の領域においては、絶版作品(out-of-commerce works)の利用を促すための全欧州レベルでの「対話(Dialogues)」が欧州委員会主導で行われ、図書館協議会と著作者団体・出版者団体・集中管理団体協議会の間の2011年9月の枠組合意(Memorandum of Understanding; MoU)<sup>24)</sup>が成立している。その成果を実現することは各加盟国に委ねられているが、ドイツにおいては既に実施を見ている。即ち、同指令を受けて改正された著作物利用法において、1966年1月1日より前に公表された絶版著作物(vergriffene Werke)に限ってではあるものの、権利集中管理団体(Verwertungsgesellschaft)に権利行使が委託されたものと推定される(vermutet)として、一種の拡大集中許諾を開始している<sup>25)</sup>。

また、英国は、孤児著作物指令を補完する国内法的措置として、拡大集中許諾による孤児著作物の権利処理を可能にするよう、2013年に著作権法を改正した<sup>26)</sup>。実施のための細目を決める規則(Regulations)<sup>27)</sup>が発効したのが2014年10月1日であり、プラクティスの実際は将来を待たねばならないが、既存の権利者団体が主務大臣(Secretary of State)の認可を得て所在不明な権利者に代わる許諾を行うことや、権利者にオプト・アウトの機会が保障されるなどの枠組みは、固まっている<sup>28)</sup>。有力な加盟国である英国が著作権法を改正して拡大集中許諾システムを採用したことには、欧州の将来像を占うものとして、大きな意味がある。

## 2.4 米国の動向

以上のような欧州の動きは、暗黙のうちに、米国にも刺戟を与えていると見られる。

一つには、クラス・アクション<sup>29)</sup>を用いた解決策の模索がある。クラス・アクションというのは、利害の共通する多数当事者を「クラス」にまとめ、その全員に関わる法的紛争を一回の訴訟で一挙に解決する仕組

みである。それを用いることで、事務管理法理の下で拡大集中許諾を行ったのと同様な結果をもたらすことがありうる。

それを明らかにしたのが、「グーグル・ブックス」のサービスをめぐる訴訟における、和解の試みだった。もともとの訴訟は、1200万冊に及ぶ書籍をスキャンして「デジタル図書館」を構築した行為に対し、全米作家連盟などが、著作権を侵害されたすべての被害者を「代表」して差止等を求めるというものだった。その訴訟で、2009年、原告・被告双方が和解による訴訟終結に合意した。判決であれ和解であれ、クラス・アクションの結果は「クラス」の構成員すべてに及ぶことになっており、それに不服な者であっても、自らオプト・アウトするの でなければ拘束される。対象となる著作物には孤児著作物も含まれるので、和解での訴訟終結により、孤児著作物を含めた拡大集中許諾を作家連盟が行ったのと、ほぼ同じ効果がもたらされることになる<sup>30)</sup>。即ち、有効な和解がなされれば、(i)権利者と立場を共有すると想定される他人が、(ii)孤児著作物を含む多数の著作物全般について、(iii)一定の料率を用いて一挙に権利処理を行うという解決が可能になるのである。もっとも、実際には、内容的な面で裁判所が和解案を認可しなかったため<sup>31)</sup>、同訴訟がそのような解決の先例となるには至っていない<sup>32)</sup>。

いま一つ、グーグル・ブックスのプロジェクトは、図書館などが行う電子アーカイブに関して、フェア・ユース法理による解決を模索する契機にもなった。フェア・ユースもやはり米国特有の法理であり、一定の場合に著作物の利用が権利侵害とならないとするものである。その適否については、①著作物利用の目的と性格、②利用される著作物の性質、③利用される部分が著作物全体に占める量と質、及び④当該著作物本来の市場に与える影響が勘案される<sup>33)</sup>。これらは等価な要件ではなく、特に①が重要であり、もともと予定されていたのとは異なる形態で(transformative)著作物を利用した場合には、利用が「フェア」であり権利を侵害しないとの方向に傾くとされる<sup>34)</sup>。たとえば、デジタル化された写真のサイズを小さくし「サム・ネイ

ル」]として表示することは、もともと予定されたのとは異なる利用形態だとされることが多い<sup>35)</sup>。同様、紙媒体の出版物をデジタル化されたテキストとして検索できるようにすることも、もともと予定された書籍や雑誌の利用形態と異なるといいやすいであろう。

実際、同プロジェクトにより蓄積したデータを利用させたことに対して全米作家連盟などが図書館を訴えたケースでは、この法理により権利侵害が否定された。そこでは、利用者が著作物全体を通読するようなことはなく、キーワードを用いて検索した箇所のみが表示されるという形態での利用のみが提供されていた。裁判所は、①それはもともと予定されたのとまったく異なる形態であり、②そうである以上は著作物の性質はほとんど問題とならず、③著作物全体をスキャンしたことも電子検索という異なる利用形態を可能にするため必要(necessary)であるうえ、④書籍販売の既存の市場には(古本販売も含め)悪影響を与えないから、権利侵害とすべきでない、としたのである<sup>36)</sup>。

フェア・ユース法理のこうした適用が今後の米国で定着するか否かは予断を許さないが、仮にそれが今後も主流になっていくとすると、米国においては、デジタル化されたデータを専らフル・テキスト検索のためにのみ用いるのであれば、①利用形態がまったく異なり、かつ④書籍販売への影響が乏しいから、そのような目的で電子図書館を運用することは、孤児著作物を含むと否とにかかわらず、可能になる可能性が高いといえよう。しかしその反面で、単に検索手段を提供するのではなく、作品としての鑑賞を許容するのであれば、①'利用形態がまったく異なるとは言えず、④'既存市場に悪影響を与えることもありうる。またその場合、③著作物全体を対象にすることも、「フェア」だとの判断を阻む要素となるであろう<sup>37)</sup>。とすると、作品全体の鑑賞を可能とする形態での電子図書館構想の実現は、フェア・ユース法理によっては困難だと見るべきである。このように、EU孤児著作物指令が目指したような図書館などでの公的な利用は、米国においては、フェア・ユース法理によって一部実現しているものの、依然として限界がある。

更に一つ、これと関連して注目されるのが、議会著作権局が、最近、米国にも拡大集中許諾システムを導入しようという野心的な提案を行ったことである。もっとも、2014年3月のマリア・パランテ局長による説明とそれに引き続いて行われたパブリック・コメントを見ると、本稿執筆時点までに、はかばかしい進展は見られないようである<sup>38)</sup>。アメリカ法の文脈では、拡大集中許諾以前に、権利者団体が構成員に代わって著作権を行使する集中許諾そのものが、まず問題だともいえる<sup>39)</sup>。しかし、フェア・ユース法理による解決が持つ上記のような限界を打開し、他の面でも深刻化する孤児著作物問題を十全に解決するには、拡大集中許諾システムの採用は、今後も有力な選択肢であり続けるだろう。

## 結びに代えて

孤児著作物問題を解決する上で、わが国の現行法のように行政処分に頼るには限界があり、事務管理法理に基づく解決が望まれる。

EUの孤児著作物指令は、電子図書館の実現という限られた公的な目的についてはあるが、事務管理方式に基づく解決策を提示したものである。また、米国においては、フェア・ユース法理の適用によって、同様の目的が部分的に実現しつつある。とはいえ、いずれについても限界がある。孤児著作物の権利者と共通した立場から集团的に許諾を代行する拡大集中許諾方式は、EUでは現に有力な選択肢として一部加盟国で実施されており、米国でも有力な選択肢として議論の俎上に上っている。わが国においても、その真剣な検討が、喫緊の課題であろう。

もっとも、わが国の立法者がこの問題に取り組むには、実務的・具体的な問題と、原理的・抽象的な問題の、両方を解決する必要がある。前者についていうならば、自ら構成員として権利者が団体を監督するのは異なり、孤児著作物については、民間レベルで団体を適切に監督する仕組みに欠ける。団体構成員の明示的な意思で委託された著作物と孤児著作物を平等に取

扱う、あるいは収受した対価を安全に管理する、さらに権利者が現れない場合に妥当な使途で費消するといった適切な運営を担保するには、拡大集中許諾を行う団体のガバナンスについて、特段の配慮が必要となるであろう<sup>40)</sup>。また後者についていうならば、拡大集中許諾を十分に機能させるには、権利者団体に許諾対象が十分に「集中」している必要がある。それに付随して、競争法(独禁法)の適用条件について、より広い視野から見直す必要も出てくるであろう。技術革新の恵沢を著作物の利用にもたらし、新たな市場を活性化するには、こうした二つの面での問題を解きつつ、新たな法制度を構築していく必要がある。



Katsuya Tamai

## 玉井 克哉

東京大学 先端科学技術研究センター  
教授

1961年生まれ。東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、学習院大学法学部講師、同助教授、東京大学法学部助教授、東京大学先端科学技術研究センター助教授を経て、1997年より現職。1989-92年、マックス・プランク知的財産法研究所(ミュンヘン)留学、1999-2000年、ジョージ・ワシントン大学及び連邦巡回区合衆国控訴裁判所(ワシントンDC)留学。

### 注

- 1) この問題を先駆的に指摘したのが玉井克哉＝鈴木雄一「デジタル・コンテンツ資産の活用を促進するための法政策」日本知財学会第二回年次学術研究発表会講演要旨集(2004年) 350頁以下である。当時はまだ「孤児著作物」や「オプト・アウト」という用語も一般的ではなかった。
- 2) 孤児著作物の概念規定にも、多少のズレがある。後述するEU孤児著作物指令では、入念な調査(diligent search)を経たにもかかわらず、権利者の身元が判明(identified)しないもの、または判明してはいるがその所在が分らないものが孤児著作物である(指令2条1項)。米国では、一般に、著作物であって、権利者が誰であるかの身元(identity)が判明しないか、あるいは権利者が分明であってもその所在(location)が不明であるために、その利用を望む者が許諾を得るのに困難を来すものをいう、とされる。See, United States Copyright Office, Report on Orphan Works, 2006, p.15. しかし最近では、「市場で流通していない(out-of-print)著作物であって、依然として著作権の対象ではあるが、その権利者を容易に同定し、または所在を特定する(readily identified or located)ことができないものをいう」という言い回しがなされることがある。Authors Guild, Inc. v. HathiTrust, 755 F.3d 87, 92 (2d Cir. June 10, 2014). これらの細かな差異には、本稿では立ち入らない。
- 3) たとえば2012年5月に発効した米韓FTA(KORUS-FTA)は、締約国は、自然人の生死に基づいて著作権の存続期間を定める場合には、著作者の死後70年を下回らない期間とせねばならない、とする。Free Trade Agreement between the United States of America and the Republic of Korea, Art. 18.4.4(a), [http://www.ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/korus/asset\\_upload\\_file273\\_12717.pdf](http://www.ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/korus/asset_upload_file273_12717.pdf)
- 4) 最も手近なものとして、福井健策弁護士と筆者による研究会における筆者の報告を参照。情報通信学会誌110号(32巻1号) 39頁以下(2014年)。
- 5) たとえば、野口祐子『デジタル時代の著作権』(2010年)の挙げる例は2002年に韓国で放映されたドラマ「冬のソナタ」の権利者が2010年には不明になっていたため既にDVD化が困難になっていた、というものである。
- 6) 条約の体裁上、強制許諾が認められるのは、実演の放送・再放送(同条約7条2)、レコードの放送(同12条)、放送の公衆への伝達(同13条(d))が規定する範囲に限定される。
- 7) 参照、鈴木雄一＝玉井克哉「孤児著作物の権利処理に関する著作権法上の諸問題」情報処理学会研究報告 EIP-54 No.5 (2011年) 1-8頁
- 8) 事務管理一般については、参照、谷口＝甲斐編『新版注釈民法(18) 債権(9)』(1991) 105頁以下[高木多喜男執筆]。
- 9) European Commission, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the

注

- Council on certain permitted uses of orphan works, COM(2011)289final.
- 10) Directive 2012/28/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on certain permitted uses of orphan works, OJ L299/5, p.1.
- 11) Directive 2012/28/EU, Art. 9.1. 欧州委員会は実施状況について所要の調査を遂げ、一年以内に議会と理事会に報告することになっている。Id., Art. 10.
- 12) The Copyright and Rights in Performances (Certain Permitted Uses of Orphan Works) Regulations 2014. <http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2014/2861/made#f00001> 英国においてはEU法上義務づけられた立法については包括的な委任があり、必ずしも個別に法律の形式を採る必要がない。European Communities Act 1972, Ch.68, sec.2.(2). <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1972/68/section/2>
- 13) Gesetz zur Nutzung verwaister und vergriffener Werke und weiterer Änderungen des Urheberrechtsgesetzes v. 1. Okt. 2013, BGBl I S.3728. 同法は、著作権法 (UrhG) に孤児著作物に関する4箇条 (§ 61 bis 61c) を付加し (従前の61条は削除。Art. 1)、著作物利用法 (Urheberrechtswahrnehmungsgesetz; UrhWG) に2箇条 (§ § 13d, 13e) を付加する (Art. 2) のものである。後者について後述する。なお、改正法の内容については、参照、Karl-Friedrich Lenz『孤児著作物』等に関するドイツの最近立法』青山法務研究論集8号1頁以下 (2014)。
- 14) COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS i2010: DIGITAL LIBRARIES, COM(2005) 465 final, 30.9.2005, p.11.
- 15) Ibid, p.6.
- 16) Ibid., p.6-7.
- 17) 同指令は、公共的にアクセスが可能な非営利の図書館、教育機関、美術館そして公文書館による特定の複製 (specific acts of reproduction) が例外的に許容されるとしたが、それは義務的ではなく、扱いが各国各国の立法政策に委ねられていた。Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society, OJ L 167, 22.6.2001, Art.5.2 (c).
- 18) 鈴木雄一=玉井克哉=村上愛「EUにおける電子図書館構想と著作権—孤児著作物問題の検討をかねて—」情報処理学会研究報告 EIP-62 No.3 (2013年) 5頁
- 19) そうした趣旨を明瞭に読み取ることは難しいものの、議会審議の過程で、商業的利用を排除する立場の議員から、次の発言があった。「商業的利用は、……仮に著作物が現れた場合にどう補償するかの問題とリンクしています。そして、この問題に関しても、著作権の保護と孤児著作物の利用に関して濫用される危険 (possibility of a derogation) の間でバランスの取れた妥協に達することができたのだと考えます」。 [http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+CRE+20120913+ITEM-007+DOC+XML+V0//EN&language=EN; Lidia Joanna Geringer de Oedenberg, rapporteur. - \(PL\)](http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+CRE+20120913+ITEM-007+DOC+XML+V0//EN&language=EN; Lidia Joanna Geringer de Oedenberg, rapporteur. - (PL))
- 20) 英国においては、EUレベルでの孤児著作物指令とは別個に孤児著作物利用のための一般的な枠組みを国内法によって創設し、指令と同日 (2014年10月29日) から運用を開始した。その法的根拠は、後出の拡大集中許諾と同様、Enterprise and Regulatory Reform Act 2013と称する包括改革立法により設けられた、著作権法116A条である。 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/24/section/77/enacted>  
この仕組みにおいて、法律上は主務大臣に指定された許諾機関 (authorising body) が権利者に代わって許諾を与える建前であるが (§ 116A(1)(a))、施行規則は、知的財産権庁長官 (Comptroller-General of Patents, Designs and Trade Marks) のみを許諾機関とする。The Copyright and Rights in Performances (Licensing of Orphan Works) Regulation, 2. <http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2014/2863/contents/made>  
このような二本立ての仕組みで実現しようとしているのは、EUのレベルで見送られた商業的利用のための許諾を可能とし、目的を大きく拡げるところにある。  
See, "UK opens access to 91 million orphan works," 29. Oct. 2014. <https://www.gov.uk/government/news/uk-opens-access-to-91-million-orphan-works>  
See also, Government response to the technical consultation on orphan works, May 2014. [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/315078/](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/315078/)

- 21) 最近の動向を伝えるものとして、参照、情報通信総合研究所『諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書』(2013年) 76頁以下〔小嶋崇弘執筆〕、小嶋崇弘「北欧諸国の著作権法におけるアーカイブ関連の制度—拡大集中許諾制度を中心に—」文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(平成26年度第2回、2014年10月20日)提出資料。  
[http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/houki/h26\\_02/pdf/shiryo\\_6.pdf](http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/houki/h26_02/pdf/shiryo_6.pdf)
- 22) その経緯については、一山直子「映像コンテンツの二次利用促進のための契約ルール形成について」コピライト2008.9、17-19頁。実演家と同じ立場にある団体が本人に代わって事務を管理し、本人の推定的意思に沿った管理を行うのであるから、ローマ条約やWPPTに違反することにもならない、とされる。
- 23) 本号所掲の鈴木論文参照。
- 24) Memorandum of Understanding on Key Principles on the Digitisation and Making Available of Out-of-Commerce Works. [http://ec.europa.eu/internal\\_market/copyright/docs/copyright-info/20110920-mou\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/copyright-info/20110920-mou_en.pdf)
- 25) § 13d UrhWG. 推定の対象となる権利は複製権のほか、送信可能化権(Recht der öffentlichen Zugänglichmachung; § 19a UrhG)である。後者がドイツ著作権法に導入されたのは2003年であるから、この「推定」とは事実の推定ではなく法律上の推定であり、むしろ擬制に近いものである。この点を含め、この改正については、Lenz、前掲論文11-15頁参照。
- 26) <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/24/section/77/enacted> これは、Enterprise and Regulatory Reform Act 2013と称する包括改革立法の一環である。
- 27) The Copyright and Rights in Performances (Extended Collective Licensing) Regulations 2014. <http://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2014/9780111116890>
- 28) 改正後の英国著作権法116B条のほか、Regulation 16., op. cit. が、オプト・アウトの枠組みを定める。
- 29) Fed. R. Civ. P. R23.
- 30) 2011年の和解案不認可に至る経緯につき、詳しくは、参照、鈴木=玉井・前掲注7) 6-7頁
- 31) Authors Guild v. Google Inc., 770 F. Supp. 2d 666, 686 (S.D.N.Y. 2011).
- 32) クラス・アクションの成否についても、原告らが「合衆国内に居住する」著作権者の代表としてクラス・アクションを進行するにはふさわしいと第一審が決定したものの(Authors Guild v. Google, Inc., 282 F.R.D. 384, 393 (S.D.N.Y. 2012))、控訴審は、フェア・ユース抗弁の成否について先に判断すべきでありクラス・アクションの進行適格は後回しにすべきだとして、それを破棄した(Authors Guild v. Google, Inc., 721 F.3d 132, 134-35(2d Cir. 2012))。
- 33) 17 U.S.C. § 107.
- 34) Campbell v. Acuff-Rose Music, 510 U.S. 569, 578-79 (1994).
- 35) E.g., Perfect 10, Inc. v. Amazon.com, Inc., 508 F.3d 1146, 1166-67 (9th Cir. 2007).
- 36) Authors Guild, Inc. v. HathiTrust, 755 F.3d 87, 97-101 (2d Cir. June 10, 2014).
- 37) ゲーグルのフェア・ユース抗弁を容れ請求を棄却したニューヨーク南部連邦地裁の判決(Authors Guild, Inc. v. Google Inc., 954 F. Supp. 2d 282, 293-94 (S.D.N.Y. 2013))は、まさにその①④を主たる理由にしているが、③はフェア・ユース否定の方向に傾かせる考慮要素だとしている。また、利用目的が営利的・商業的であることも、①の要件については消極的に作用する。同判決については、参照、松田政行=増田雅史「Google Books訴訟においてフェアユースを認めたニューヨーク南部地区連邦地裁の判断について」NBL 1019号42頁(2014)。
- 38) それらの詳細については、本号掲載の鈴木論文参照。
- 39) 図書館を被告とする訴訟では、米国作家連盟などは、構成員に代わって権利行使を行う適格(standing)を認められず、スウェーデンなど外国の団体にのみ適格が認められた。Authors Guild, Inc. v. HathiTrust, 902 F. Supp. 2d 445, 460-61, 464 (S.D.N.Y. 2012), aff'd, 755 F.3d at 94 (2d Cir. June 10, 2014).
- 40) たとえば英国においては、拡大集中許諾を行うためには主務大臣による認可(authorisation)が必要とされ、その継続には一定期間ごとの更新(renewal)が要求される。Regulation, ibid. n.27, 4.-10.

# デジタル時代の 著作権法 2

## 孤児著作物問題の 解決策としての拡大集中許諾

—— 米国著作権局の最近の提案をめぐって ——

防衛大学校 人文社会科学群 公共政策学科 教授

鈴木 雄一  
Yuichi Suzuki

権利者の身元あるいは所在が不明な著作物を孤児著作物という。  
最近、欧米では、孤児著作物の権利処理をめぐる問題の解決に向けてさまざまな動きが見られる。  
EUにおいては、既に孤児著作物に関する「EU指令」が制定され、  
米国では、著作権局を中心に孤児著作物問題に関する活発な情報発信が行われている。  
この一両年で特に注目されるのは、米国著作権局による「拡大集中許諾制度」導入の提案である。  
この制度は、著作物の権利者が不同意を表明しなければ、  
その著作物の利用が可能となる「オプト・アウト」方式の一種であり、  
大量の孤児著作物の権利処理を効率的に行う手段として期待されている。

### キーワード

孤児著作物 デジタルアーカイブ 著作物の大量デジタル化 裁定制度 拡大集中許諾制度

### 1. はじめに

情報通信技術の進歩によって、デジタル化された既存の著作物が低コストでネットワーク上に大量に流通

するようになり、デジタルアーカイブや電子出版といったサービスの普及も進みつつある。こうした新たな形態の著作物利用を促進するには、権利者の身元あるいは所在が不明な著作物、すなわち孤児著作物 (Orphan Works) の円滑な権利処理が欠かせない。な

ぜなら、著作物の権利者の所在が不明であれば、権利者の許諾を得ることが不可能となり、当該著作物の適法利用への途が閉ざされたままになるからである。

孤児著作物は、わが国の貴重な文化資産であり、こうした資産の有効活用は、ひいてはわが国の文化の発展に資するものと期待されるため、孤児著作物の円滑な権利処理システムの構築は喫緊の課題である。

欧米では、孤児著作物の円滑な利用方法について既にさまざまな検討がなされている。特に欧州においては、2012年10月、EUが「孤児著作物の許容される利用に関する指令」<sup>1)</sup>を制定し、公共図書館、教育機関並びに美術館及び公文書館、映像若しくは音声の保存機関並びに公共放送機関が、公益的使命に即した目的のために孤児著作物を利用することを可能にしている<sup>2)</sup>。

孤児著作物の利用に際しては、事前に当該著作物が孤児著作物であるか否かを確定するために「入念な調査」が要求される(同指令第3条第1項)。また、権利者の所在が判明した際には、当該著作物の利用に対して、公正な補償金の支払いが求められることになっている(同指令第6条第5項)。

一方、米国では2006年及び2008年に孤児著作物に関する法案<sup>3)</sup>が提出されたものの、立法には至っていない。しかし、最近になって、米国著作権局を中心に、孤児著作物問題への取り組みが活発化しており、同局からさまざまな情報が発信されている。

そこで本稿では、孤児著作物の権利処理問題に取り組む米国著作権局の最近の動向を概観し、米国の目指す解決策の方向を探ることとする。世界で最も競争力のある映画産業をはじめ、多種多様なコンテンツ産業を有し、コンテンツ市場としても最も重要な米国の状況を参考にすることが、わが国の制度設計の際にも有益となる可能性が高いと思われるためである。

## 2. わが国における孤児著作物への対応

### 2-1 裁定制度の課題と見直しの動き

孤児著作物の権利処理に関して、わが著作権法には文化庁長官による裁定制度が存在する(著作権法第67条)。この制度は、著作物の著作権者が不明で、相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ著作権者のための補償金を供託することによって、当該孤児著作物の利用を可能にするものである。しかし、現時点(2014年12月)で文化庁の公表している裁定実績は、1972年7月から2014年1月までの約41年半の間にわずか169件である<sup>4)</sup>。すなわち、この裁定制度は、ほとんど使われていないというのが実情であり、その背景には、手続の煩雑さに起因する実務上の使い勝手の悪さがあると思われる。

こうした問題点について筆者は、孤児著作物問題に関する玉井克哉東京大学教授との一連の共同研究(以下「筆者らの先行研究」と呼ぶ)の成果として、既に10年以上まえに指摘したところである<sup>5)</sup>。これらの指摘のなかには、その後の法改正や運用によってある程度改善された部分がある一方で、現在に至っても未だ見直しがなされていない部分もある。後者の例は、「通常の使用料に相当する補償金を供託する必要があるが、補償金額の基準が明確でなく、予測可能性が低い。供託そのものの手続も煩雑である。」<sup>6)</sup>という筆者らの指摘である。これと同様の指摘が、2013年1月17日に開催された知的財産戦略本部のコンテンツ強化専門調査会(第2回)においてもなされている<sup>7)</sup>。また、同調査会においては、裁定の申請をしてから利用可能となるまでに時間がかかるという問題も指摘されている<sup>8)</sup>。

さらに、同年11月1日に開催された文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第4回)において、

国立国会図書館の資料デジタル化事業担当者から裁定制度に関する次のような課題が指摘されている<sup>9)</sup>。

1. 著作権調査に関して、全体に個人情報保護の潮流により、検索や照会等による情報の取得が困難になってきているほか、名簿、名鑑類については更新版の発行がない場合が多く、情報の有効性が下がってきていること、古い資料を裁定対象としているため、公開調査による判明率も低いこと、取得した情報に基づいて権利者と連絡しようとしても住所が無効である等の理由により連絡がとれないこと等の問題がある。特に再裁定の場合には、初回裁定以後の新たな情報源がほとんど期待できず、公開調査により連絡先が判明する事例も少ない。したがって、調査手法の簡素化について、検討の余地があると考ええる。
2. 補償金の供託に関して、これまでのところ、供託した補償金が著作権者に支払われたことがなく、現実に著作権者の利益とはなっていない。また、大量の資料デジタル化に伴う裁定について、個別の著作物ごとに供託を行うことは、文化庁や裁定申請者だけでなく国の供託事務にも大きな影響を与えると考えられる。また補償金自体についても、現在の裁定利用期間(5年)や補償金の算定方法については、検討の余地があると考えられる。
3. 裁定結果の共有及び他の裁定への活用の問題がある。現在も当館に対して、裁定を受けてインターネット公開している資料画像の利用に係る問い合わせがあるが、再度利用者が裁定を受けなければ二次利用することができず、公的に作られたデジタルアーカイブの活用が困難になっている。このため、裁定を受けた著作物、著作者等をデータベース化する等裁定結果を共有できるようにすることや、一旦行われた裁定について、第三者が裁定申請する根拠としてより簡易に活用できるようにすることが、著作物の有効な利活用の面からも望ましいと思われる。

こうした状況を踏まえ、2013年6月の初回開催以降、現在も審議が継続して進められている上記文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会では、裁定制度の見直しを検討事項となっている<sup>10)</sup>。

同様に、2014年7月4日に発表された『知的財産推

進計画2014』では、重要施策のひとつとして「デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備」が挙げられ、そのなかの「アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化」における「今後取り組むべき施策」として、「アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直し」という項目が示されている。そこには、次のような措置を講じることが明記されている。

「孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手續の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化等裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。」<sup>11)</sup>

加えて、2014年5月27日に発表された自由民主党・知的財産戦略調査会の「コンテンツ小委員会 7の提言」においても、第6番目の提言として「法制及びライセンス体制の整備」が挙げられ、そのなかの「ネットワークにおける利用の拡大と権利処理の円滑化」のための施策として、「孤児作品について、裁定制度の見直しをはじめとした利活用の促進のための制度等の改善を図る」<sup>12)</sup>という文言が盛り込まれている。

このようにわが国の裁定制度については、既に関係諸機関によって大幅な見直しを図ることが合意されている。しかしながら、以下に示すように、もうひとつ残された課題が存在する。

## 2-2 国際条約との関係

わが国の裁定制度は、国際著作権関係条約の「強制許諾(Compulsory License)」に位置づけられる<sup>13)</sup>。強制許諾とは、「著作権者の意思に関わりなく許諾を与える制度」<sup>14)</sup>、あるいは、「著作権者の許諾が得られなくても、公益上の見地から政府機関が著作権者に代わって許諾を与えて著作物の利用を認める制度」<sup>15)</sup>を意味する。

著作権に関する強制許諾については、ベルヌ条約等において一定の条件のもとに認められている。しかし、実演家の権利(著作隣接権)に関する強制許諾は、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」(ローマ条約)によって、極めて限定された特別な場合以外には認められていない(同条約第15条第2項)。さらに、「実演家及びレコードに関する世界知的的所有権機関条約」(WPPT)には、実演家の権利に関する制限・例外に関する規定があるものの(同条約第16条)、ローマ条約の締約国は、同条約の義務を免れない(同条約第1条(1))との規定がある。

以前、わが国において、裁定制度の対象を実演家の権利にまで拡大しようとする議論がなされた際においても、上述のような事情から、2006年1月に公表された『文化審議会著作権分科会報告』において「裁定制度を、実演の利用について創設することは、国際条約との関係で整理すべき問題点が多いと考えられ、慎重に検討する必要がある」<sup>16)</sup>として、実演家の権利に関する裁定制度の導入が見送られた経緯がある。

ところが、2009年の著作権法改正では、インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置として、「過去に放送されたテレビ番組等をインターネットで二次利用する場合、著作権者や実演家(俳優)が所在不明であるなどの理由で許諾が得られないことが阻害要因であり、まずこの点を解決すべきとの指摘」<sup>17)</sup>を受けて、裁定制度の対象が実演家等の権利(著作隣接権)にまで拡大されることとなった。

言うまでもなく、この改正は、上述した国際条約に抵触する可能性が高い。したがって国際条約との関連からも、わが国の裁定制度は、見直しが必要であると言わざるを得ない。なお、この点に関しては、筆者らの先行研究において既に詳細に論じているので、それらを参照されたい<sup>18)及び19)</sup>。

### 3. なぜ孤児著作物が発生するのか

孤児著作物は、今後、大量に増加していくことが予想される。国立国会図書館の調査によれば、明治期に刊行された図書の著作権者72,730名中、71.1%にあたる51,715名の著作権の有無が不明であったという<sup>20)</sup>。また、大英図書館(British Library)の調査によれば、1870年から2010年までの140年間に刊行された図書を対象に、同図書館の蔵書から10年ごとに10冊ずつ合計140冊を不作為抽出して調査<sup>21)</sup>した結果、43冊(31%)が孤児著作物であったとのことである<sup>22)</sup>。さらには、著作権保護期間中の作品の43%が孤児著作物であったという<sup>23)</sup>。

孤児著作物が発生する理由は、主に三つある。第一に、著作権法の基本条約であるベルヌ条約が、権利発生に関する無方式主義を採用していることが挙げられる。同条約は、著作者としての権利の享有と行使について、「いかなる方式の履行をも要しない」と規定している(同条約第5条(2))。つまり、著作物が完成した時点で、著作者の下に自動的にさまざまな権利が発生し、権利の獲得や維持について、何らの行為も必要とされていない。したがって、特許権や商標権のように登録などの手続を伴うことがないので、権利者情報が一元管理されることもない。

第二に、著作権の保護期間が極めて長いことが挙げられる。わが国の著作権法が定める保護期間は、著作者の死後50年である(著作権法50条)。欧州諸国や米国では、死後70年という、さらなる長期間にわたる。現に、米国著作権局が2012年10月に公表したNotice of inquiryでは、1998年の法改正で著作権保護期間が延長されたことによって、権利者を特定できなくなる可能性が高まったと記述されている<sup>24)</sup>。

そして第三に、個人情報やプライバシーの保護がますます強く意識され、著作者個人へのアクセスが困難になっていくことが挙げられる。

以上のような理由によって、孤児著作物は、年々増加しつつあると思われる。

## 4. 米国著作権局の孤児著作物問題への取り組み

### 4-1 孤児著作物関連の資料公表と関連諸団体のコメント

米国著作権局は、議会の要請のもと既に10年ほどまえから孤児著作物問題に取り組んでおり、2006年1月には、『孤児著作物に関する報告書』(Report on Orphan Works)<sup>25)</sup>を公表している。

この後Google Book Search 計画をめぐり、Google社を相手取ってAuthors Guild (アメリカ作家連盟)等が提起した訴訟を契機に、書籍の大量デジタル化問題が注目を集めると、米国著作権局は、2011年10月、『大量デジタル化における法的問題——予備分析と討議資料——』(Legal Issues in Mass Digitization: A Preliminary Analysis and Discussion Document)と題する報告書をまとめ、大量デジタル化のための著作権及び許諾に関する枠組みを提示している。この枠組みのなかに、許諾方法に関する選択肢のひとつとして、拡大集中許諾制度が挙げられている<sup>26)</sup>。

さらに、米国著作権局は、2012年10月22日に『孤児著作物と大量 デジタル化』(Orphan Works and Mass Digitization)と題したNotice of inquiry を公表するに至る。このなかでも、大量デジタル化という文脈における孤児著作物問題の解決策のひとつとして、拡大集中許諾制度が挙げられている<sup>27)</sup>。

ここで、注目すべきは、上記2011年の資料及び2012年のNotice of inquiryのなかで米国著作権局が、拡大集中許諾制度は「強制許諾制度」に該当しない旨を明言している点である<sup>28)</sup>。その理由として、①拡大集中許諾制度の場合は、著作権の集中管理団体と利用者が交渉することで、法的効力によって集中管理団体のすべての構成員を拘束する条件について合意できる

こと、②政府機関ではなくて、集中管理団体や利用者が、利用料や利用条件についての交渉を行うことができることを挙げている<sup>29)</sup>。このように拡大集中許諾制度が、強制許諾制度に該当しないということは、著作権関連国際条約との整合性を保つという観点から非常に重要であると思われる。

なお、上記2012年のNotice of inquiryにおいては、次のような質問に対するパブリック・コメントを募集している<sup>30)</sup>。

1. 孤児著作物の単独利用に関して、2008年の孤児著作物法案以降、法的展望がどのように変化したか？ また、同法案の枠組みは、孤児著作物利用において現在でも有効か？
2. 大量デジタル化とはどのように定義され、何を目的としているのか？ また、著者及び著作権者、そして誠実な利用者にとって適切な法的枠組みとは如何なるものか？

ちなみに、上記Notice of inquiryは、2008年法案の重要な要素として、以下の三つを挙げている<sup>31)</sup>。

- (a)著作権者を探すための誠実で入念な調査
- (b)可能な限りの著者名及び著作権者名の表示
- (c)利用者が合理的で入念な調査の実施を証明した場合の、権利者が本来受けられる損害賠償などの救済措置に対する制限

つまり、この法案の内容を簡潔にまとめると、利用者が、所在不明権利者の情報を入念に調査しても、その権利者を特定できない場合、著作権法に基づいて行使できる救済措置(損害賠償や差止請求)が制限されるものの、権利者には合理的な補償金の請求が認められる、というものである。

上述した米国著作権局の質問に対するパブリック・コメントは、2013年2月4日に提出期限が設定され、さらにそれらのコメントに対するリプライ・コメントの提出期限が、2013年3月6日に設定された。最初のコメントは、団体や個人から合計91件が寄せられた<sup>32)</sup>。主なコメントの内容を簡略にまとめると以下のとおりである。

#### 4-1-1 2013年2月4日までに提出された主なコメント

##### American Association of Law Libraries (AALL), the Medical Library Association (MLA) and the Special Libraries Association (SLA)

- ・多くの図書館は非営利組織であるため、何百万もの孤児著作物の権利者を探すために要する時間と費用を捻出する余裕がなく、また将来、所在不明の権利者が現れるとしたら、金額不明の損害賠償リスクを負う余裕もない。
- ・孤児著作物の権利者の権利と、孤児著作物を利用可能にする人たちの保護とを両立させるような法的解決策が望ましい。このような解決を実現するのは、2008年の孤児著作物法案に類似した立法であろう。

##### American Bar Association Section of Intellectual Property Law

- ・Fair use の法理のみが、孤児著作物問題に対する部分的解決策を提供するであろう。
- ・米国とEUの決定的な違いのひとつは、孤児著作物の利用に対して補償する（それが効率的か否かは別として）ための既存の集中管理団体が存在し、それぞれ異なる枠組みを作り出している点である。集中許諾と拡大集中許諾に関して議論がなされたが、米国においては、EUの集中管理団体に匹敵するようなインフラが整備されていない。

##### American Society of Journalists and Authors

- ・我々は、孤児著作物が利用可能になることの必要性和、大量デジタル化によって利用可能性が高まることで得られる多大な利益があることは認識している。
- ・Notice of inquiryで示されていた拡大集中許諾制度は、孤児著作物とそれに対する利用料の管理をするには合理的な仕組みに思われる。また権利者を集合的に代表するレジストリは、所在不明権利者に代わって効率的に孤児著作物に関する交渉をすることができよう。
- ・大量デジタル化が現実化した現在、孤児著作物を管理する法制度が早急に必要である。
- ・著作権局は、他国の著作権担当組織とともに、孤児著作物に関する国際的な協定を作り始めるべきである。

##### Authors Guild

- ・「入念な調査」は、孤児著作物問題の解決策として適当でない。少なくとも書籍の権利者からすると、孤児著作物問題は過剰に誇張されている。
- ・正確に定義され、限定された利用に対する集中許諾が、書籍の大量デジタル化によって喚起された複雑な支払い、管理、そしてセキュリティ問題を解決できる唯一の手段かもしれない。

##### Library of Congress

- ・2005年からの発展の過程には、孤児著作物分野におけるfair useの採用、ソーシャルメディアとクラウドソーシングの出現、パトロンや提供者の期待の変化、検索とデータベースの性能の進歩が挙げられる。しかし、いずれも孤児著作物問題を解決しない。
- ・我々は、著作権法107条（いわゆるfair use条項）及び108条（図書館等による複製の場合の権利制限）とは別のセーフハーバーとして孤児著作物法を支持する。
- ・書籍のデジタル化によって、一般の人々のみならず視覚障害のある人々も利用し易くなるとともに、繊細な資料の保護が可能となり、場所も節約できるようになる。

##### Library Copyright Alliance

- ・著作権をとりまく過去7年間の状況の変化を考慮すると、我々は、孤児著作物の適切な利用のために図書館は法改正を必要としていないと確信している。
- ・図書館関係者にとって、拡大集中許諾のような許諾制度を含む立法措置については、全く受け入れられない。拡大集中許諾制度は、利用者に莫大な費用を負担させることになるし、集められた利用料は、孤児著作物の権利者に分配されることがほとんどない。

#### 4-1-2 2013年3月6日までに提出された主なコメント

上記のコメントに対するリプライ・コメントとして、2013年3月6日までに個人・団体から89件が提出された<sup>33)</sup>。主なコメントは以下のとおりである。

##### Association of American Publishers, Inc.

- ・関係諸団体から出された最初のコメントを検討したうえで、

我々は以下のようなプライ・コメントを提出する。

- (1) 孤児著作物の利用を容易にするためには、依然として立法が必要である。
  - (2) 孤児著作物の大量デジタル化は、大量デジタル化問題の一部に過ぎない。
  - (3) 孤児著作物法は、複雑で論争の多い様々な著作権法見直し提案に対する妥当な解決策ではない。
- ・孤児著作物を利用し易くするための許諾制度は、第三者機関に対する事前の支払いを必要とする。我々は、著作権者に対して孤児著作物の利用に関する利用料を補償することが重要であると思うが、第三者機関を通じて支払いをすることが、権利保護のために、孤児著作物の著作権者が現れた際に直接支払うより良い方法だとは思わない。したがって、孤児著作物の公平で効率的な利用のためには、許諾制度より「入念な調査枠組み」のほうが効果的だと考える。

### Carnegie Mellon University

- ・我々は、孤児著作物の単発の利用と大量デジタル化を可能にすることに対して、許諾制度は適当ではないことを主張し続ける。
- ・孤児著作物の利用の多くは、fair use に該当する。裁判所が fair use と判断を下すかもしれないことに対して支払いを要求することは fair use の射程と運用を崩し、大量デジタル化プロジェクトを含む法的利用を脅かす。加えて、著作権者は、無償で彼らの作品の利用を許諾したかもしれない。
- ・拡大集中許諾制度が、大量デジタル化プロジェクトを可能にする方法として提案された。我々は、著作権局に対し、拡大集中許諾制度を採用しないことを求める。米国には技術的基盤も、あらゆる権利や作品を対象とする拡大集中許諾制度を管理できるような、確固とした信頼ある許諾機関も存在しない。議会によって拡大集中許諾制度が認められたなら、制度を確立するために必要な努力のために法律の発効日が大いに遅れるだろう。拡大集中許諾は費用のかかる不必要な制度で、それによって孤児著作物の利用や孤児著作物法制が目指している利益が損なわれる。
- ・我々は、レジストリの発展と、著作権者を探し出すことに役立つ「ベスト・プラクティス」方式を推進したい。

### Center for Democracy & Technology

- ・孤児著作物の個別利用に関して、集中許諾制度は適正な方法ではないと考える。この制度は、孤児著作物の有意義な利用に対して障害となる一方で、権利者にとってはほとんど利益がない。
- ・集中許諾制度は、市場の失敗、つまり著作物の利用が、許諾を得るのにかかる莫大な費用によって阻まれている状況に対する解決策である。
- ・非効率的で、すべての問題を解決しない許諾制度を立ち上げる代わりに、政策立案者は、孤児著作物の利用を認める一方で、孤児著作物でないことが判明した場合の妥当な救済を認める制度をつくるべきである。重要なことは、このシステムが真の孤児著作物にのみ適用されるべきだということである。権利者情報を入手しやすくし、適切な入念さを最初の調査において求めることも、これを達成するための有効な手段である。

### College Art Association

- ・我々のメンバーには、アーティスト、学者、博物館、商業画廊等が含まれる。こうしたメンバーらは、アート作品の販売や展示、商業出版を望むであろう。また、彼ら自身、商業的利益を生むような創作活動や教育活動に携わることもある。したがって、孤児著作物利用を非商業利用に限定するような利用適格性の制限は、重大事である。こうした理由から、我々は、孤児著作物の利用を、公共サービスを目的とする図書館、教育機関、博物館等に限定するEU指令（孤児著作物の許容される利用に関する指令）には賛成できない。
- ・我々は、利用料の第三者預託を求める拡大集中許諾、法定許諾制度を支持しない。
- ・合理的な調査の後、利用者に孤児著作物の利用料の支払いを要求する拡大集中許諾制度やその他の法定許諾制度によって、孤児著作物の利用に対する過度の経済的負担が生じるであろう。
- ・集中管理団体へ支払われた利用料は、高い可能性で著作権者に分配されないで、そのような制度では、クリエイターに創造的作品を創作するためのインセンティブを与えないという、米国著作権法の主たる目的のひとつを達成することはできないであろう。

### The New York Public Library

- ・孤児著作物は、我々にとって骨の折れる問題ではあるものの、

現時点において、孤児著作物や大量デジタル化に対する立法が必要であるとは思わない。もし著作権局と議会が立法に向けて動くことを決めるなら、我々は法的アプローチに対して次のことを強く主張する。

- (1) 法規によって調査基準を定めるのではなく、むしろ問題となっている作品のタイプ(例えば、個人的な書簡とは対照的な出版された書籍)や提案された利用方法に応じて異なるアプローチを認めること。
- (2) 事実と状況に照らして、誠実かつ合理的に入念な調査が実施された場合に、著作権法の下で認められる救済を制限すること(法定損害や弁護士費用の除外を含む)。
- (3) 拡大集中許諾制度やその他の許諾制度の導入を要求しないこと。
- (4) いかなる新しい孤児著作物法の規定にも該当しない利用方法が、それでもfair useの可能性があると認めるような明白な保留条項を設けること。
- (5) 孤児著作物が増え続けないように、著作権に関する一定の手続(国際条約と整合性のある方法で)の導入を考慮すること。

#### 4-2 マリア・パランテ局長による提案

2013年になると、米国著作権局のマリア・パランテ局長によって、孤児著作物問題の解決策としての拡大集中許諾制度が、明確に打ち出されるようになる。まず同局長は、2013年3月4日、コロンビア大学で行われた講演のなかで、次のように述べている。

「オプト・アウト方式は、著作物が著作権者によって予め許諾された場合にのみ複製され、頒布されるという、著作権法の一般原則を覆すものである。しかし、オプト・アウト方式は、公正に管理され、適切に調整され、かつ議会の監視のもとで制定されるなら、いくつかのやむを得ない状況下において著作権法の目的に貢献することになる。具体的なオプト・アウト方式としては、許諾方法の一形式として知られる拡大集中許諾制度が挙げられる。拡大集中許諾制度は、著作権者と利用者の代表が集中管理方式による交渉に合意し、そのうえで法の効果によってグループの全てのメ

ンバーを拘束する条項について交渉することができるというシステムである。この制度は、利用者に確実性をもたらすとともに、著作権者には利用料をもたらす(例えば大量デジタル化行為の場合)ことになるが、この合意からオプト・アウト(離脱)したい著作権者にはいくつかの手段を提供している。」<sup>34)</sup>

さらに、この講演から半月ほど過ぎた同年3月20日、同局長は、米国下院司法委員会での意見陳述において、次のような発言をしている。

「やむを得ない状況下においては、著作権者は自らの著作物の複製及び頒布について予め許諾を与える必要がある、という著作権法の一般原則を覆すことも可能ではなかろうか。例えば、教育機関や図書館による有償あるいは無償の利用に関しては、著作権者に対してそうした利用を防止するための異議申立やオプト・アウトを求めることも可能であろう。」<sup>35)</sup>

要するにマリア・パランテ局長は、孤児著作物の権利処理という、いわば「やむを得ない状況下」においては、従来の著作権法の一般原則であるオプト・イン方式(権利者が事前に許諾を与えなければ著作物を適法に利用ができない)をオプト・アウト方式(権利者が不同意を表明しなければ著作物を適法に利用することができる)に転換することが可能であることを示唆している。そして、かかるオプト・アウト方式の具体例として、拡大集中許諾制度を挙げているわけである。

#### 4-3 拡大集中許諾

##### (Extended Collective Licensing)

孤児著作物問題は、著作物の権利者の側から積極的に許諾を与えなければ、当該著作物を適法に利用ができないというオプト・イン方式を著作権法制が採用している限り、解決が極めて困難である。換言すれば、権利者が不同意を表明しなければ利用してよいというオプト・アウト方式を如何にして実現するかが、この問題を解決する重要なポイントとなる。筆者らの先行研究においてはかつて、「権利者の委託(オプト・イン)

を受けた集中管理を拡大し、権利者が委託していないものについても、その意思に反しない限り（オプト・アウトしない限り）許諾して管理する」集中管理方式として、拡大集中許諾制度を紹介したことがある<sup>36)</sup>。前述のように、米国著作権局のマリア・パランテ局長は、このオプト・アウト方式の一例として、拡大集中許諾制度を提案している。

また、Google Book Search 計画をめぐる訴訟における和解案も、オプト・アウト方式の一例と解釈することが可能であり<sup>37)</sup>、米国著作権局は、前述した2011年10月の『大量デジタル化に伴う著作権問題－予備分析と討議資料－』において、上記和解案は、拡大集中許諾制度とみなすことができる旨言及している<sup>38)</sup>。

拡大集中許諾制度は、1960年代に北欧諸国で採用され、現在ではデンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、アイスランドの各著作権法に規定されている。この制度は、「特定分野の著作物の著作権管理を行い、多数の権利者が代理権を付与している（構成員として所属している）著作権集中管理団体（以下「団体」という。）が、団体に代理権を付与していない権利者（非構成員）や海外の権利保持者の著作物の利用を、一定の条件の下で自動的に許諾する制度」<sup>39)</sup>と定義される。

本来、この制度は、孤児著作物の権利処理のために考案されたものではない<sup>40)</sup>。しかし、集中管理団体による権利行使の対象が、所在不明権利者にも拡大され得ると解釈されるため、最近では、孤児著作物の権利処理にも有効であると期待されている。したがって、当然、前述した米国著作権局のマリア・パランテ局長の提案も、こうした事情を反映しているものと思われる。

拡大集中許諾制度の特徴は、権利者の委託（オプト・イン）を受けた集中管理を拡大し、権利者が委託していないものについても、その意思に反しない限り（オプト・アウトしない限り）許諾する対象として管理することにある。

上記諸国において、拡大集中許諾を実施する著作権集中管理団体には、次のような要件が求められる<sup>41)</sup>。

1. その取り扱う著作物の分野において、その国を代表する著作権集中管理団体であること。
2. 拡大集中許諾業務を行うにふさわしいとして政府の認可を受けた団体であること（スウェーデンのみ政府の認可を要しない）。
3. 団体と利用者の間で、自由交渉に基づき、拡大集中許諾に基づく著作物の利用に関する契約を締結すること。

また、拡大集中許諾の効果は、次のとおりである<sup>42)</sup>。

1. 法定代理による許諾契約の成立によって、当該著作物を適法に利用することが可能となる。したがって、拡大集中許諾の利用者は、権利者による差止請求等に問われることなく、契約の範囲内の利用をすることができる。
2. 拡大集中許諾契約により、当該非構成員は、団体が利用者から一括して徴収する利用料から、自らの利用料を受領することができる。利用料の請求は、著作物が利用されてから3年以内（アイルランドは4年以内）に行行使しなければならず、この期間を過ぎると、利用料の請求はできなくなる。
3. 当該非構成員は、当該拡大集中許諾契約から離脱（オプト・アウト）することができる。この離脱によって、当該非構成員との関係において許諾は終了するので、将来における利用を差し止め、直接利用料・損害賠償請求を行い、これらを受領する地位を復活させるという効果を生ずることになる。北欧諸国の多くは、自己の著作物の将来の利用を禁じることができるように、当該拡大集中許諾契約からオプト・アウトする制度を設けている。

以上のような特性を有する拡大集中許諾制度を、孤児著作物の利用に応用するとなれば、次のような形になるであろう。すなわち、利用者は、集中管理団体に当該孤児著作物の利用料を支払えば、適法にそれを利用することができることになる。その際、当該孤児著作物の権利者情報について、事前に「入念な調査」を実施する必要はない。したがって、特に過去の著作物をデジタルアーカイブ化するような局面では、大量の孤児著作物の権利処理を効率的に行う手段として期待

されつつある。

なお、前述した孤児著作物に関するEU指令は、その前文(24)において、「この指令は、拡大集中許諾のような権利処に関する加盟国の法整備に影響を及ぼすことはない」<sup>43)</sup>と規定し、加盟国における拡大集中許諾制度の導入を認めている。

現に、このEU指令の国内実施措置の一環として、英国では、2013年に著作権法が改正され、孤児著作物の権利処理を行う手段としての拡大集中許諾制度が導入されている。英国の拡大集中許諾制度は、孤児著作物の権利処理にいわば特化したものであり、2014年10月1日に施行された。今後の運用動向が注目されるところである。

#### 4-4 著作権局の拡大集中許諾への強い関心と 関連諸団体のコメント

米国著作権局は、2014年2月10日には、『孤児著作物と大量デジタル化；追加コメントの募集と公聴会の告知』(Orphan Works and Mass Digitization：Request for Additional Comments and Announcement of Public Roundtables)と題したNotice of inquiry<sup>44)</sup>を発表する。このなかで、孤児著作物と大量デジタル化に関する法的解決策についての追加コメントが募集されるとともに、2014年3月10日及び11日に公聴会を開催することが明らかにされた。また、この公聴会の内容に対するコメントも募集された。

二日間にわたる公聴会の議題は次のとおりである。

##### 【第一日】

1. 近年における法的・技術的發展という見地からの立法の必要性
2. 誠意ある「合理的で入念な調査」基準の定義付け
3. 私的・公的レジストリの役割
4. 孤児著作物法制の対象となる著作物の種類(特に写真に関連するもの)
5. 孤児著作物法制の対象となる利用者及び利用方法の種類

##### 【第二日】

1. 孤児著作物に関する救済策と手続
2. 大量デジタル化一般
3. 拡大集中許諾制度と大量デジタル化
4. 米国において実現可能性のある拡大集中許諾制度の構造と仕組み

米国著作権局は、このNotice of inquiryにおいて拡大集中許諾制度に強い関心を示しており、「大量デジタル化という目的のために、拡大集中許諾制度という選択肢を詳細に検討することに興味がある」と明言している<sup>45)</sup>。こうした表明は、前述した2013年3月におけるマリア・パランテ局長による発言とも合致するものである。

このような一連の流れを概観すると、拡大集中許諾制度は、今や米国著作権局が孤児著作物問題解決のために打ち出した、いわば「切り札」のように見える。要するに、このNotice of inquiryが発表された時点において、米国著作権局は、孤児著作物の権利処理を円滑に進める解決策を検討するにあたり、拡大集中許諾制度の導入をその視野の中心に置いていたということであろう。

#### 4-4-1 公聴会の模様

上述のように、公聴会において拡大集中許諾が議題とされたのは、第二日目(2014年3月11日)である。公聴会議事録によれば、当日にまず、「拡大集中許諾制度と大量デジタル化」と題されたセッション8が開催され、引き続き「米国において実現可能性のある拡大集中許諾制度の構造と仕組み」と題されたセッション9が開催されている<sup>46)</sup>。

両セッションの参加者は、メディア関係者、大学の研究者、図書館関係者、美術館関係者等、合計延べ31名である。全体として、拡大集中許諾制度は、孤児著作物問題解決のための方策として適切ではないという意見が多かった。参加者の発言の一部を以下に紹介する。

## 【セッション8】

ARIEL KATZ, Faculty of Law, University of Toronto

- ・拡大集中許諾制度は、問題を解決するとは思えない。著作権者の所在を特定できない作品の利用のために誰かにお金を払うことは、権利者の所在を特定できないという問題を解決しない。
- ・拡大集中許諾制度はとても簡単な回収システムであるが、どのようにお金を分配するのか、誰に配分するのかという疑問が残る。
- ・またもうひとつの疑問は、競争のメカニズムを取り除いてしまうと、どのように料率を決めるのかという問題が出てくることである。

JAN CONSTANTINE, The Authors Guild

- ・北欧型モデルは効率的で、成功していると証明された。我々もその方向で何か進めていけるのではないかな。
- ・作家が個別にライセンスするためには、個々の作家にオプト・アウトする権利を与えることが重要だと思う。

BEN SHEFFNER, Motion Picture Association of America, Inc

- ・あらゆる種類の許諾制度に適用できる万能な解決策など存在しない。
- ・個々の著作権分野における特定の技術や、市場の状況及び経済状況を見る必要がある。

DEBRA LAKIND, Museum of Fine Arts, Boston

- ・博物館や美術館の観点からは、個別のライセンス交渉が、最良の方法である。
- ・我々は、完全に民間の団体であり、ライセンス収入に依存している。したがって、いかなるタイプの集中管理団体も、博物館や美術館にとっての最善の利益にはならないであろう。

## 【セッション9】

GREGORY SCOTT STEIN, Tulane University

- ・孤児著作物に限れば、拡大集中許諾制度を解決策として使うのが有用であろう。
- ・オプト・アウト方式を採用する代わりに、もし拡大集中許諾制度を孤児著作物に対して適用するならば、拡大集中許諾制度の下

で交渉されたライセンスは、孤児著作物の権利者が後に現れた場合でも有効であり、そのライセンスを合理性の基準とすべきである。

SUSAN CHERTKOF, Recording Industry Association of America

- ・レコード業界に拡大集中許諾制度は、全く必要ない。市場が実によく機能しているからである。何百万ものデジタル化された音楽レコードが入手できるサービスがいくつもあり、無料のサービスもある。
- ・もし業界ごとに適用するならば、私たちの業界は除外してもらって構わない。

COLIN RUSHING, Sound Exchange, Inc.

- ・政府が制度を導入したとして、どのように料率が決定されるのかが疑問である。市場、業界、権利ごとに異なるのだろう。
- ・任意許諾であれ、拡大集中許諾であれ、法定許諾であれ、その他の場合であれ、真に問題とすべきことは、許諾主体を規律する原則である。つまり、効率性、透明性と正確性である。権利者の権利を管理するにあたって、上記の三原則が最も重要である。

SALLEY SHANNON, American Society of Journalists & Authors

- ・拡大集中許諾制度が出版業界で機能するか否かについては、かなり疑わしいと思っている。その理由は、主に書籍や雑誌記事等の契約がここ10年間で根本的に変化し、すべての契約モデルに当てはまるような、いわばフリーサイズの制度を見つけるのは難しいからである。しかしながら、我々は、可能性を模索したいと思っている。
- ・オプト・アウト方式ではなく、オプト・イン方式の制度でなければ支持できないことを主張したい。また営利団体によって運用されるシステムを認めることには、ためらいがある。そのような制度であっても、著作権局によって管理されているものを望む。

## 4-4-2 関係諸団体によるパブリック・コメントの概要

2014年2月10日のNotice of inquiry で募集された

追加コメント及び公聴会の内容に対するコメントは、2014年5月21日までに166の個人・団体から寄せられた<sup>47)</sup>。主なコメントは、以下のとおりである。

### Authors Guild

- ・我々は、大量デジタル化及び孤児著作物問題に対応するために、著作権局が集中許諾制度を提案することを促したい。
- ・何百万もの絶版書籍がデジタル化されることを考慮すると、個々のライセンス交渉は実践的ではない。権利処理費用がかかり過ぎる。この状況は、集中許諾という解決策にとって、十分に機が熟しているといえる。
- ・成功する集中許諾制度の要素は、はっきりしている。第一に、議会が集中管理団体の設立を認めることである。第二に、議会は集中管理団体が管理できるライセンスの種類に制限を設けることである。例えば、絶版書籍のみに限定したり、電子書籍のダウンロードや印刷に関しては、一定の長さの抜粋のみに限定したりするのである。第三に、議会は集中管理団体が大学、カレッジ、図書館等との交渉で独占的な力を濫用しないよう第三者規制機関を設立することである。第四に、許諾方法は強制的であってはならない。むしろ、著者、出版社等の利害関係者には、データベースから作品をすべて撤収するか、作品をあらゆる利用から除外できる権限を与えられるべきである。第五に、集中管理団体は、権利者の所在を確認し、ライセンス料を支払うまで作品に対する管理費用を回収することはできないこととする。これによって、権利者のために入念で継続的な調査が保証される。
- ・大量デジタル化及び孤児著作物に関する問題を解決する国立デジタル図書館は、もう手の届くところにある。著作権局はその実現のために尽力するべきである。

### California Digital Library (University of California)

- ・孤児著作物を利用するための、孤児著作物立法は必要ないと強く信じる。図書館による孤児著作物のデジタル化と利用については、「fair useの法理」を使うことが適切であり、効果的であると信じる。
- ・拡大集中許諾は、孤児著作物の図書館利用に関する有効な解決策ではない。たとえ大量デジタル化プロジェクトにより出版さ

れた孤児著作物にライセンスが制限されるとしても。その理由としては、①拡大集中許諾制度は、あまりにも費用がかかり過ぎること、②孤児著作物の権利者の所在を特定することの困難さを考慮すると、存命の権利者は多くの場合、その報酬を受け取れないこと、③所在不明の権利者が自らの作品に対して経済的な関心を依然として有していることは、全く立証されていないこと等が挙げられる。

- ・図書館にとって、より良い解決策は、自ら所蔵する出版物(著作権で保護されている)のデジタル版の展示を、オリジナル版への疑似アクセスという限られた状況下において容認することであろう。もちろん、この場合、商業的利益の期待できる出版物の適切な保護手段が制度設計されている必要がある。

### Library Copyright Alliance (LCA)

- ・LCAを含む図書館関係者は、最近のfair useの法理に満足しており、fair useの法理は、孤児著作物法制定の必要性を減少させている。
- ・公聴会では、孤児著作物法に関する意見の不一致があったのに対して、拡大集中許諾制度については、たとえ書籍のみに限られたとしても、大量デジタル化に関する効果的な解決策にはならないという全般的な意見の一致があった。
- ・クリエイターに対してほとんどお金が配分されていないこと、説明不足、異なる著者の異なる関心を考慮に入れないこと等、集中管理団体の問題を指摘する者もいた。権利者団体に所属する出席者の多くは、彼らの団体が任意許諾が機能してきたことを述べた。また、彼らは、米国には拡大集中許諾制度の歴史、伝統あるいは経験がないとも指摘していた。

### Music Library Association

- ・もし、著作権局が法的解決策を追求するなら、fair use条項を盛り込むべきである。
- ・「入念な調査」方式を立法化するなら、その法律はすべての団体にとって柔軟、シンプル、平易、かつ費用のかからない形にするべきで、弁護士への相談も不必要にすべきである。
- ・孤児著作物問題に対する解決策として、我々は、拡大集中許諾制度を支持しない。我々はそのような解決策は、無駄なお役所仕事を増やし、著作物のfair useを脅かす環境を生じかねないと懸念している。加えて、孤児著作物特有の問題として、権利

者がめったに現れないことが挙げられる。その結果、どんな拡大集中許諾制度も、ロイヤルティーの支払いを第三者に預託することになるのであり、その預託金が権利者に支払われることは決してない。図書館の財源が乏しい折りに許しがたいことであるが、そのような制度は、財源を大いに浪費することにつながるであろう。そして、その財源の多くは公共の資金なのである。

### Recording Industry Association of America

・我々は、少なくとも録音物に関しては、依然として孤児著作権法が必要か否か疑念をもっている。もし著作権局が、敢えて立法が必要だと考えるなら、「適切で入念な調査」の要件を維持し、2008年の孤児著作物法案(Shawn Bentley Orphan Works Act of 2008)との一貫性を保つべきである。また、fair useの法理は、個々の権利者がその排他的権利を主張する際の断固たる防御とならなければならない。

・2014年2月に公表されたNotice of inquiryと同年3月の公聴会において、拡大集中許諾制度が、大量デジタル化に有用かどうか質問された。我々は、既にいろいろなフォーラムにおいて主張してきたが、自由市場は、常にライセンスの料率や条件を決めるのに最も良いメカニズムである。我々は、録音物を含む多くの大量デジタル化プロジェクトが自由市場の仕組み(例えば政府の関与がないこと)を通じて達成されることを強く意識する一方で、市場の失敗が起こるかもしれない限定された例がありうることを認識している。もし、そのようなことになった場合、著作物の利用に対して適正な市場価値を受け取る権利者の権利に干渉しないならば、我々は拡大集中許諾制度のような代替手段を快く検討するであろう。自由市場のように、いかなる制度であっても、著作権者の権利をライセンスの基準として認識しなければならないし、形式にとらわれない実用的なオプト・アウトの可能性を含んでいなくてはならない。

## 5. むすびにかえて

米国著作権局は、この3年ほどの間、孤児著作物問題の解決に向けて、さまざまな情報発信を積極的に行ってきた。そのなかで、孤児著作物問題の解決策と

して拡大集中許諾制度を提案し、それに対するパブリック・コメントの募集や公聴会の開催を通じて、関係諸団体の意見を求めてきた。

2013年及び2014年にかけて計3回の提出機会が与えられたパブリック・コメントの内容や公聴会の議事録を読むと、拡大集中許諾制度は、孤児著作物問題の解決策として必ずしも適切ではない、という意見が散見される。

こうした意見の対案のように位置づけられるのが、米国の2008年孤児著作物法案と、EUの孤児著作物指令に盛り込まれている「入念な調査」方式であり、この方式を支持する意見も多かった。

また、米国には既に「fair useの法理」が浸透しているためか、敢えて孤児著作物に関する法律を制定する必要はなく、「fair useの法理」で十分対応できる、との意見も少なからず見られた。

事前の「入念な調査」を必要としない点において、拡大集中許諾は利用者にとっての利便性に優れていると思われる。ただし、大量の孤児著作物をデジタル化して公開するといったデジタルアーカイブ事業等に際しては、大量な孤児著作物の利用料を事前納入する必要があるため、図書館等の経済的負担は増大することとなる。現に、米国著作権局に寄せられたパブリック・コメントには、こうした経済的負担を問題視する意見も存在した。

なお、大量の孤児著作物のデジタル化という局面において「fair useの法理」を適用するとなると、孤児著作物ごとに個別の手續を要する場合もあるため、必然的に利用者の利便性を損なうこととなる。

こうした問題点については、「フェア・ユースは、最終的には司法という事後的な判断によって個別的に規律となるものであり、孤児著作物のように大量に発生する問題の解決に対しては非効率である」<sup>48)</sup>との指摘も既になされている。

一方、孤児著作物の権利処理に拡大集中許諾制度を応用する際に不可避の問題として、集中管理団体に支

払われた利用料は、権利者に分配される可能性がほとんどないということが挙げられよう。米国著作権局に寄せられたコメントの中にも、この問題を指摘するものが複数存在した。

これに関しては、「非構成員や権利者不明著作権者の権利者に分配されることのない使用料の支払先として、集中管理団体が適当であるか否かは必ずしも明らかではない。この点は、制度の正統性を担保する上で、重要な問題となるであろう」<sup>49)</sup>という指摘もある。

したがって、分配されずに蓄積された利用料は、一定期間が過ぎたら、当該集中管理団体の負担した管理費等を差し引いた額を、著作権関連の公益目的事業に使う等の対応が必要となるのではなかろうか。

米国著作権局は、拡大集中許諾制度を孤児著作物問題解決の手段として提案してきたが、過去2年余りの間に寄せられた関係諸団体等による意見は、前述のように、この制度の導入に必ずしも肯定的なものばかりではなかった。米国著作権局は、こうした意見を踏まえたうえで、今後何らかの結論を出すものと思われる。もちろん、近い将来、孤児著作物に関する2008年以来の法案が提出される可能性もあろう。引き続き米国著作権局の動向を注視していきたい。

最後に、拡大集中許諾制度のわが国への導入についても、若干の検討を加えておきたい。

わが国の現行裁定制度については、既に述べたように、①事前に供託する補償金額の基準が不明確で、予測可能性が低く、②信託そのものの手続も煩雑であり、裁定の申請をしてから利用可能となるまでに時間がかかる、といった問題が存在する。また、③裁定を受けた著作物を二次利用する場合の手続が煩雑であるという問題も指摘されている。

拡大集中許諾制度は、孤児著作物の利用者が集中管理団体に利用料を支払えば、事前に煩雑な手続をすることなく、当該孤児著作物を利用することができる。つまり、この制度は、権利者が不同意を表明しなければ著作物を利用してよいというオプト・アウト方式の

ひとつとして機能する。したがって、上記のようなわが国における問題を解決する手段として有用であるとともに、既に述べたように大量の孤児著作物の権利処理を効率的に行うことが可能であるため、導入を検討する価値はあるのではなかろうか。特に、商業利用を含めた二次利用に際しては、集中管理団体に利用料を事前納付さえすれば孤児著作物の利用が可能となる拡大集中許諾制度のほうが、再度裁定の必要な現行制度より使い勝手が良さそうである。

さらに、前述のように拡大集中許諾制度は、強制許諾制度に該当しないので、現在のわが国の裁定制度における条約違反状態を解消するための代替手段としては、妥当な選択肢のひとつであると思われる。

謝辞

本稿の執筆にあたり、資料収集・整理等で東京大学法学部公法コース4年の柴田みづほさんにお手伝いをお願いした。この場をお借りして感謝の意を表したい。



Yuichi Suzuki

鈴木 雄一

防衛大学校 人文社会科学群 公共政策学科 教授

1954年生まれ。東京大学大学院工学系研究科博士課程修了。東京大学博士。専門は知的財産法、メディア法。

著書に『デジタル時代の知的資産マネジメント』（共著）白桃書房、2008年、『現代社会の情報・通信マネジメント』（共著）中央経済社、2009年など。

注

- 1) DIRECTIVE 2012/28/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2012 on certain permitted uses of orphan works, OJ L pp.299/5-299/12 (27.10.2012).
- 2) この指令の制定経緯や内容の詳細については、次の文献を参照されたい。  
鈴木雄一・玉井克哉・村上愛「EUにおける電子図書館構想と著作権－孤児著作物問題の検討をかねて－」情報処理学会研究報告 (Vol.2013-EIP-62 No.3)、2013年11月、1-8頁。
- 3) H.R.5439 (Orphan Works Act of 2006), May 22, 2006. <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c109:H.R.5439>>  
S.2913 (Shawn Bentley Orphan Works Act of 2008), April 24, 2008. <<http://www.thomas.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.2913>>  
H.R.5889 (Orphan Works Act of 2008), April 24, 2008. <<http://www.thomas.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.5889>>
- 4) 文化庁ウェブサイト、「著作権者不明の場合の裁定制度」における「過去の裁定実績」、平成26年7月1日現在。<<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/c-l/results.html>> (2014年12月1日最終閲覧)
- 5) 玉井克哉・鈴木雄一「デジタル・コンテンツ資産の活用を促進するための法政策」日本知財学会第二回年次学術研究発表会講演要旨集、2004年7月、351-352頁。
- 6) 同上。
- 7) 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会(第2回)における野口祐子委員の発言。『知的財産戦略本部コンテンツ強化専門委員会(第2回)議事録』<[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents\\_kyouka/2013/dai2/gijiroku.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/2013/dai2/gijiroku.html)>、平成25年1月17日(2014年12月1日最終閲覧)。
- 8) 同上。
- 9) 佐藤毅彦(国立国会図書館電子情報部副部長)『国立国会図書館の資料デジタル化事業の現状と課題』文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第4回)配布資料2、2013年11月1日、2頁。
- 10) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第1回)における菊地著作権課課長補佐の発言。『文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第1回)議事次第』<[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houki/h25\\_01/gijishidai.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houki/h25_01/gijishidai.html)>、平成25年6月17日(2014年12月1日最終閲覧)
- 11) 知的財産戦略本部『知的財産推進計画2014』2014年7月、45頁。
- 12) 自由民主党政務調査会・知的財産戦略調査会「コンテンツ小委員会 7の提言」、『知的財産戦略調査会の提言とりまとめ』平成26年5月27日、9頁。
- 13) 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書』平成18年1月、160頁。
- 14) 半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタール2』勁草書房、2009年1月、644頁。
- 15) 作花文雄『詳解 著作権法 第3版』ぎょうせい、2004年10月、405頁。
- 16) 文化審議会著作権分科会、前掲注13)、169頁。
- 17) 文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律 概要」『平成21年通常国会著作権法改正について』<[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/21\\_houkaisei\\_horitsu\\_gaiyou.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/21_houkaisei_horitsu_gaiyou.pdf)>、平成22年1月、3頁。(2014年12月1日最終閲覧)
- 18) 鈴木雄一・玉井克哉「所在不明実演家の権利処理に関する研究」日本知財学会第5回年次学術研究発表会要旨集(2007年6月)、101-102頁。
- 19) 鈴木雄一・玉井克哉「孤児著作物の権利処理に関する著作権法上の諸問題－所在不明実演家の権利処理を中心とした基礎的考察－」情報処理学会研究報告 (Vol.2011-EIP-54 No.5)、2011年11月、2-5頁。
- 20) 田中久徳(国立国会図書館総務部企画課電子情報企画室長)『過去の著作物の保護と利用に関する検討課題について－国立国会図書館のデジタル・アーカイブ事業への取り組みと課題－』文化審議会著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第2回)、平成19年4月27日、配付資料8、別紙2参照。
- 21) Barbara Stratton, *Seeking New Landscapes A rights clearance study in the context of mass*

- digitization of 140 books published between 1870 and 2010*, British Library, 2011, p.4.
- 22) Ibid., p.37.
- 23) Ibid., p.51.
- 24) United States Copyright Office, *Orphan Works and Mass Digitization* (Notice of inquiry), Federal Register Vol.77, No.204, October 22, 2012, p.64556.
- 25) United States Copyright Office, *Report on Orphan Works : A Report of the Register of Copyright*, January 2006.
- 26) United States Copyright Office, *Legal Issues in Mass Digitization: A Preliminary Analysis and Discussion Document*, October 2011, pp.34-37.
- 27) United States Copyright Office, supra note 24, p.64559.
- 28) United States Copyright Office, supra note 25, p.35.  
United States Copyright Office, supra note 24, p.64559.
- 29) United States Copyright Office, supra note 25, pp.34-35.
- 30) United States Copyright Office, supra note 24, pp.64560-64561.
- 31) Ibid., p.64560.
- 32) 米国著作権局のウェブサイトですべてのコメントを参照することができる。<<http://www.copyright.gov/orphan/>>
- 33) 同上。
- 34) Maria A. Pallante, *The Next Great Copyright Act Twenty-Sixth Horace S. Manges Lecture*, March 2013, p24.<[http://www.law.columbia.edu/null/download?&exclusive=filemgr.download&file\\_id=612486](http://www.law.columbia.edu/null/download?&exclusive=filemgr.download&file_id=612486)>
- 35) *Statement of Maria A. Pallante, Register of Copyrights, United States Copyright Office before the Subcommittee on Courts, Intellectual Property and the Internet Committee on the Judiciary, United States House of Representatives 113th Congress, 1st Session*, United States Copyright Office, March 20, 2013, p2.
- 36) 鈴木雄一・玉井克哉、前掲注19)、7-8頁。
- 37) 同上論文、6-7頁。
- 38) United States Copyright Office, supra note 26, pp.36-37.
- 39) 著作権契約法委員会(松田政行・平野恵稔)「Ⅱ．北欧諸国における拡大集中許諾制度に関する調査の概要」『著作権契約現行コード(著作権研究叢書 No.21)』社団法人著作権情報センター附属研究所、2010年3月、183頁。
- 40) 同上。
- 41) 同上論文、184頁。
- 42) 同上論文、184-186頁。
- 43) DIRECTIVE, supra note 1, p.299/5.
- 44) United States Copyright Office *Orphan Works and Mass Digitization : Request for Additional Comments and Announcement of Public Roundtables* (Notice of inquiry), Federal Register Vol.79, No.27, February 10, 2014.
- 45) Ibid., p.7710.
- 46) Library of Congress, *Orphan Works and Mass Digitization Roundtables*, March 11, 2014.  
<<http://www.copyright.gov/orphan/transcript/0311LOC.pdf>>
- 47) 米国著作権局のウェブサイト参照、前掲注32)。
- 48) 田村善之「著作権に対する一般的な制限条項(フェア・ユース)導入論の意義と限界」Nextcom Vol.5, 2011 Spring、8頁。
- 49) 平成24年度文化庁委託事業『諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書』株式会社情報通信総合研究所、2013年3月、109頁。

# デジタル時代の 著作権法 3

## デジタル界面と 著作権法の世界観

成蹊大学 法学部 教授／政策研究大学院大学 客員教授

塩澤 一洋 Kazuhiro Shiozawa

知的財産の本質的公有性に鑑み、著作権法は「文化の発展に寄与する」ため価値中立的に著作物の多様性を促進する。社会が有する著作物がひとつひとつ増えてゆくために、著作権を認めることによって著作者が安心して著作物を公表できる仕組みを作って公表をアシストするのが著作権法の本質的機能であり、その結果、文化的に豊かな未来を享受する社会を描くのが著作権法の世界観である。著作物がデジタル化されると、固定されていた有体物から離れ、独立して流通可能となるため、その伝播速度が格段に増す。現行法上、業者による書籍の「自炊」代行は認められないが、著作物のデジタル化やクラウドサービス等を介した「シェア」は著作権法の世界観に合致する。

### キーワード

多様性 公表 デジタル化 自炊代行 クラウドサービス

### 第1章 デジタルとアナログの界面

ムーアの法則<sup>1)</sup>に基づき人工知能が指数関数的に進化を続けて向かう先、人工知能が人間の知能を超えてその後の進化が予測できなくなる時が来ると言われている<sup>2)</sup>。そのような「技術的特異点 (Technological Singularity)」が2045年に到来するというのだ<sup>3)</sup>。人

工知能自身が人工知能を改良し、新たな人工知能を作り出すことができるようになり、その後、人間と人工知能とがどのような関係になるのかわからない。1984年にAppleがパーソナルコンピュータ「Macintosh」を世に送り出してから2014年で30年。2045年まで、あと30年である。

その一方、ダグラス・エンゲルバートの「バイブル」<sup>4)</sup>によれば、コンピュータは人間の知的な能力を増大

(augment) させるものである。その信念に従えば、どんなに人工知能が進化してもコンピューターは人間の知能を増幅する装置であり続ける。コンピューターを利用するのは人間であり、コンピューターの力を借りた人間が常にコンピューターを超える知的能力を発揮するのだ。

30年後の近い未来、はたして人間はどのようにコンピューターあるいは人工知能と付き合っているだろうか。少なくともいましばらくは、進化を続けるコンピューターの支援を受けて人間の知的な能力が増幅し、できることを増やしていくのは間違いないであろう。写真や動画をより簡単に編集して公開できたり、車をより安全に運転できたり、より正確かつピンポイントで天気を予測できたり、しゃべるだけで言語が認識されて多国語に自動翻訳されたり……。

車から家電製品まで、大小さまざまなデバイスに組み込まれたコンピューターが世界中で稼働し、その多くが通信網によって接続されネットワークを形成する。掌に収まる情報端末に組み込まれた人工知能がネットワークにつながる。世界中の情報がリソースとなって相互に利用可能だから、地球全体に点在するコンピューターが一つの脳のように機能することになる。人類が蓄積してきた叡智のすべてを、人工知能を介して世界中の人間が利用できるのである。

コンピューターはいまのところ、対象をデジタル化して把握する。しかしまだ世の中にはデジタル化されていない情報が圧倒的に多い。現状、コンピューターが扱えるように情報をデジタル化するには、時間とコストを伴う。コンピューターが直接扱えるデジタル情報と人間が直接理解可能な非デジタル情報との間にはいわば「界面」が存在するのだ。

アナログからデジタルへの「A/D変換」の例を挙げてみよう。言語情報のタイピングや音声認識、文字情報のスキャンとOCR<sup>5)</sup>、立体物の3Dスキャン、デジ

タルカメラや携帯電話のカメラ、デジタルビデオカメラによる撮影で得る光や色の情報、音声情報のビット化、GPSによる位置情報の取得、モーションセンサーによる各種動作の記録……。一方、コンピューターがデジタルで扱った情報を人間に可読な状態にするには、デジタルからアナログへの「D/A変換」を要する。文字や画像情報のプリントアウトや画面表示による光への変換、各種造形の3Dプリンタによる出力、音楽の再生、動画の再生、画像の投影、自動音声によるテキストの読み上げ……。

したがってコンピューター、そして人工知能が人間の知的増幅装置として活躍するためには、アナログ情報とデジタル情報とが自在に行き来できる環境を要する。さらにそれが複数のデバイス間で同期されると、その価値が倍加する。アナログ情報をデジタル化すると、クラウド等で連携した複数のコンピューターを介して人が得られる利便が増すのだ。例えば人様からいただいた名刺。紙のまま保存すると、その紙片を物理的に探し出す以外、書かれた情報にアクセスする方法はない。しかしスキャナーでスキャンする、携帯電話のカメラで撮影する、あるいは自分でタイピングして入力する、といった方法でデジタル化してクラウドに置いておけば、端末やクラウドのOCRを通して文字情報がテキストデータ化され、必要な時にすぐさま検索して情報を取り出せるし、メールを送信したければアドレスが自動的に入力され、紙の郵便を送りたければ宛先を印刷できる。また名刺をいただいたその場で携帯端末によってデジタル化してしまえば、その人と会った日時、場所まで自動的にメタ情報として記録され、一緒に食べに行ったレストランの位置情報や店名、食べたエスニック料理の名称と写真といった情報にたどり着ける。次に会う時にその情報を使えば、記憶を呼び起こす助けにもなるし、その料理が美味しかったといって友人に勧める際に店の位置情報や写真とともに

に送付するのも容易だ。デジタル化によって情報を「シェア」しやすくなるのである。他人とのシェアも、未来の自分とのシェアも。

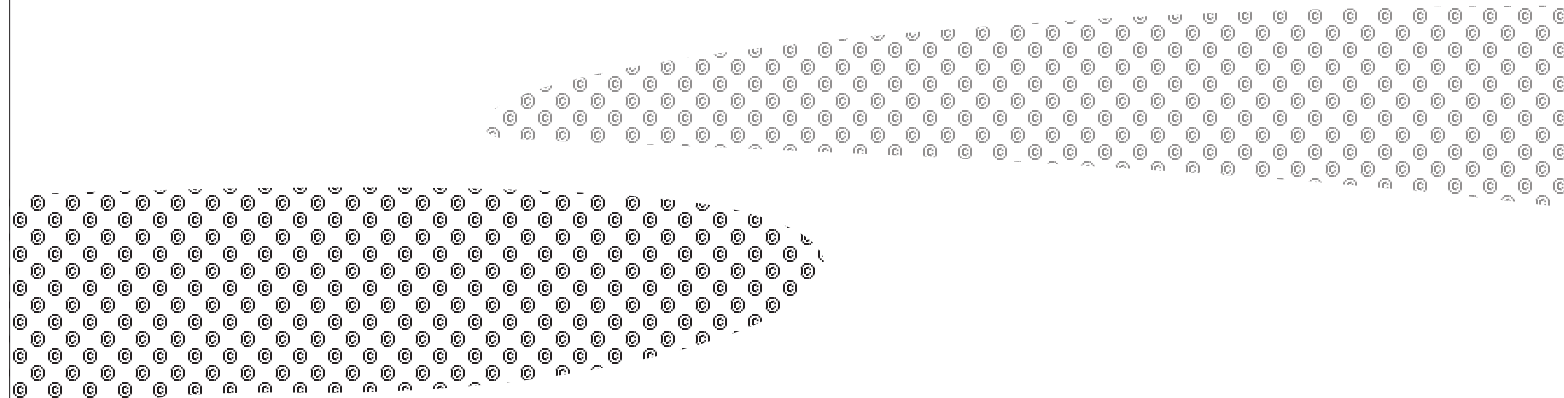
## 第2章 情報の流速

シェアの時代である。元来人間は、自分が得た情報を周囲の人にシェアしたいし、周囲の人が得た情報はシェアしてもらいたい動物だ。Facebookにアップロードしてシェアした写真や動画が興味深ければ、瞬く間に多くの人に再度シェアされる。Twitterに投稿した内容が面白ければ、たくさんの人が「リツイート」する。手元のiPhone/iPadにあるほとんどのアプリには「シェア」あるいは「共有」ボタンがあり、手中の情報を友人、不特定多数、あるいはSNS等にすぐさま公開できる。blogやWebページはソーシャルブックマークされ、ツイートされ、各種のタイムラインに載って流れ、より多くの人の耳目に触れることとなる。

アナログ情報に比してデジタル情報の流速は増すばかりだ。ひとたびデジタル化された情報が公開されると、多くの人に知れ渡る。Webの進化とともに、その時間が短くなっているのだ。江戸時代であれば、辻で配られた瓦版の号外が、人々に回し読みされるのに似ている。その現象に空間を超える力を与えるのが現代のWebである。

まだ人々が生活する村が小さかった昔、村内で起こった出来事はほんの数時間のうちに村人全員が知るところとなった。現代でも家庭、学校、会社といった小サイズの社会では、興味深い情報はすぐに共有される。時代が下って人口が増え、「村」より大きく成長した「都市」は、全員で全情報を共有できるサイズをはるかに超えた。情報はマスメディアによって伝達され、それ以外は人によって持っている情報が異なる時代である。例えば自分が持っている情報と、マンションの隣家の住人や電車の中で隣に座っている人とが持っている情報が異なる。村時代は、昨日自分が出かけた場所を隣人は知っていた。しかし都市化した社会では隣家の住人あるいは電車で隣に座っている人が前日に行った場所など普通は知らない。

21世紀に入り、Webという共通の場、共有の場を得た人類は、いままた全員で多くの情報を共有し得る巨大な村社会を実現しようとしている。デジタル化された情報の増加に伴い、Webにアクセスできる世界中の人々による地球規模の「Web村」の拡大が進む。Webにさえアクセスできれば共通の情報を得られる。言語を必要としない音楽、写真、映像といった情報なら誰もがアクセス可能。例えばYouTubeで人気のある動画は言語とは無関係に世界中から何千万回も再生される。さらに言語の相違によってせき止められていた文字や音声による言語情報も、Web上で進化する自動翻



訳の力でその障壁を乗り越えて流通しようとしているのだ。

とくにSNSを使うことによって、大規模メディアによるニュースソース以外のたくさんのコミュニティで相互にシェアする情報が急速に流通する。例えば自分が昨日ディズニーランドに行ったことをSNSを介して何百人もの人に知らせることができる。その時に撮影した写真を皆に見せ、誰と一緒にいったか、何を食べたか、お土産に何を買ったか、簡単に知らせることができる。テレビや新聞ではニュースにもならない都会の片隅の出来事を映した映像を世界中の人が見る。「Web村」に流れた情報は、即時に衆人の知るところとなるのだ。その一方で、Webにアクセスしない(できない)人々との間に、得られる情報量に差が生じることになる。デジタル情報が増加するほど、その差は拡大するのだ。

情報の中には著作物と非著作物があるが、SNSを流れる写真や映像、blogに書かれる文章などの多くは著作物である。その流通には著作権法がコミットする。このような社会構造の変容過程にあって、著作権制度は、19世紀後半から20世紀という「都市」化の極致で成立してきたルール体系だ。果たしてそのルールが今日の「Web村」社会においても妥当するのだろうか。

そのようなデジタル化、ネットワーク化の流れに対して、21世紀に入り、著作権法は細かい改正を繰り返

返しながら調整が図られてきた。米国では1998年のDMCA<sup>6)</sup>で著作権が強化されたのち、各方面からの反発を招き、制限を緩和する改正がなされている<sup>7)</sup>。EUでは「情報社会における著作権と関係諸権利の各側面のハーモナイゼーションに関する2001年指令」<sup>8)</sup>ののち、各種指令及び各国国内法で調整が図られている。

著作権の息は長い。著作権法で認められる著作権は、著作者の生存中及び死後50年間存続する。例えば80歳で亡くなった人が20歳の時に創作した著作物の著作権は、生存中の60年プラス死後の50年、計110年間存続する。すなわち現在の著作権制度のあり方が100年後の社会における文化的豊かさを左右することになるのだ。その舵取りを誤ると、100年後の社会を文化的貧困に陥れる危険をはらんでいる。我々が著作権制度を論じる時、常にこのことを認識し、100年後の社会を見据えて制度設計、解釈を展開することが必要である。あと30年で2045年を迎えようとしているいま、地球規模の「Web村」化が一層進もうとしている21世紀初頭の今日、そのような時代の転換点にあって、現行著作権法が描くパースペクティブあるいは世界観は、今後100年の趨勢に適合するものなのであろうか。

### 第3章 著作権法における多様性と 価値中立性

著作権法1条に規定される著作権法の究極の目的は「文化の発展に寄与すること」である。そのために二つの手段を用いる。第一に「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送」といった「文化的所産」に関して「著作者等」の「権利を定め」てその「権利の保護を図」ること、第二にそれらの文化的所産の「公正な利用に留意」することである。

「文化の発展」とは何か。文化がどのように変化すると「発展」したと評価できるのか。この点、産業財産権を規定する各法制との対比が参考になる。すなわち、特許法、実用新案法、意匠法および商標法は共通して各々第1条で「産業の発達に寄与すること」を目的とする<sup>9)</sup>。「発展」と「発達」との差異を考えてみよう。

「発達」とは、より高い水準に向かって技術などが進歩することである。達成すべき目標があって、そこに達する、という方向性を常に持つ。特許法であれば課題の解決を志向し、それによって例えば効率性や快適性を向上させる、という方向性を有する。燃費が2割向上した自動車が発売されれば(仮にその他の要素が完全に共通な)旧型車を購入する消費者はいなくなるから、少なくとも経済的には旧型車は存在価値を失う。現実には諸要素が異なる速度で「発達」していくので、

一つの製品が一気に存在価値を失うということは稀であるが、長期的には旧型の存在価値は低落していく。音楽を固定、運搬、保存する手段であったLPレコードはCDに換わり、もはや媒体を必要としないWebからのダウンロードが主流となった。いまや多くの人がスマートフォンを持ち、旧来の携帯電話を新規で購入しようと思ってもほとんど新機種が存在しないほどに需要を失った。一つの技術分野が発達すると、発達前の技術を使った製品は次第に消え去っていくのだ。技術や製品が徐々に置き換わっていくのである。

一方、「発展」を目指す著作権法の世界は異なる様相を呈する。例えばどんなに新しい音楽が出てきても、古い音楽の価値は不変。なんの影響も与えない。「ホワイト・クリスマス」<sup>10)</sup>が作られたから「ジングル・ベル」<sup>11)</sup>は不要であるとか、「ラスト・クリスマス」<sup>12)</sup>が現れたから前二者は存在意義がない、という関係には立たない。すべてクリスマスを歌った歌であるが、3曲それぞれ、別個独立の価値を有する。一つの著作物が他の著作物の存在や価値に影響を及ぼさない。この理は音楽に限ったことではない。絵画でも小説でも映画でも、すべての著作物について同様である。

したがって「発展」においては、まず方向性という観念がない。「達」すべき目標というものがないから、どの方向に進むことに価値があるかという方向性に対する価値観がそもそも存在しない。したがって全方向、

どちらにでも展開して広がっていける。どのように展開してもすべてが「発展」なのだ。

次に「文化的所産」たる「著作物」は課題を解決するものでなく、そもそも課題もないから、「産業の発達」と異なって複数の著作物相互間には優劣がない。上下関係を観念することができないから「向上」という表現も適さない。したがって旧著作物を新著作物が置換するという関係にもあたらない。首尾一貫して、著作物は個々に独立であって、他の著作物の存在とは無関係に存在するのだ。

すなわち「発展」とはすぐれて水平的な広がりをイメージする概念だ。文化的所産である著作物が一つ新たに創作されると、既存の著作物とは上下関係なく存在するから、著作物の増加は一つの平面上に著作物の点が増えていくような広がり方を呈するのである。各点に大小はないし、上下もない。一つの点が既存の点を打ち消すこともない。「発展」とは平面上に点が一つ一つ増えていくことによって点が全方向に、面的広がりを進める様子なのだ<sup>13)</sup>。

著作物相互間に優劣がないことから、著作権法は著作物の一つ一つの単純な増加に価値を見出す制度だと捉えることができる。著作物に良し悪しはない。価値の高低がない。どのような内容、質の著作物であろうとも、それが一つ世の中に生み出された、という事実それ自体に価値を見出すのである。1000の著作物があ

る社会に1001個目の新たな著作物が生み出されたというその事実自体を「文化の発展」として社会的に歓迎するのが著作権法的価値観なのだ。

個々の著作物に等しく価値があり、その増加に価値がある。それは個の存在に価値を置く憲法の価値観に符合する。すべて国民は個人として尊重され(憲法13条)、その個人が自由な思想、信条(憲法19条、20条、23条)に基づいて自由に表現(憲法21条)した作品が著作物だからだ。

個々に異なる個人を尊重し、その作品たる個々に異なる著作物を尊重するということは、換言すれば、多様性を尊ぶということである。個々の相違を尊重し、各々の存在を肯定する。著作権法は著作物の世界で多様性を担保し、その多様性を少しずつ広げていこうとする法体系なのである。

またこのような産業財産法と著作権法との相違は、目的規定における「奨励」の有無にも現れている。特許法は「発明を奨励」、実用新案法は「考案を奨励」、意匠法は「意匠の創作を奨励」する一方で、著作権法の目的規定には何かを「奨励」という文言はない。産業財産法制においては「発達」を企図するから、その方向に向けて発明、考案、意匠の創作を奨励することで国内の産業を一層発達させようとする趣旨を有する。特許法であれば既存の技術に比して新規かつ進歩性があることが必須なのである。一方、著作権法にお

いては、思想を持つも持たないも憲法上の自由だし、それを表現するのもしないもの自由であることを出発点とする。創作的表現をするか否かは私人の自由に任されているのだ。またその内容も既存の著作物より秀でている必要は全くないし、そもそも秀でているかという評価も無用。すぐれて価値中立的な法律なのである。

したがって、このような多様化への志向と価値中立性こそ、著作権法の世界観なのだ。

#### 第4章「公表支援」機能と知的財産の公有性

個々人の自由な思想や感情に基づき、質のいかに問わず多様な著作物が一つ一つ増えて文化が発展することに価値を見出す著作権法は、ことさら創作を奨励しない。いわんや創作にインセンティブを与えたりはしない。著作物は人々が任意に生み出すものである、と著作権法は考えている。決して著作物の創作過程に著作権法は関与しない。著作権法が機能するのは、著作物が生み出された後である。

せっかく生み出された著作物という宝をどうするか。「文化の発展に寄与」したいと考える著作権法は、それを世に出してほしいと願う。著作物が創作されたまま、個人のアトリエやメモリーの中に眠っていたのでは、人々の目に触れることがなく、文化の発展にも寄与しないからだ。著作物が公表されることによって、多くの人の鑑賞に供され、利用され、別の人によるまた新たな創作のきっかけとなる。文化の発展のために著作権法は、そのような好循環を望むのだ。著作権法としては著作物は創作されたら公表してほしい。

しかし、もし著作権法がない社会で著作物をそのまま世の中に出すと、<sup>ひょうせつ</sup> 著作権者が望まない剽窃などの危険にさらすことになるから、多くの著作権者は公表を躊躇するであろう。そこで、著作物の使い方、利用形態を

決める権限を著作権者に与えるのが著作権法だ。著作物を財産とし、著作権を規定し、その権利に基づいて著作物の利用方法を著作権者自ら自治できる仕組みとして著作権法を用意したのである。それは私法の一般法である民法の私的自治の原則にも合致する。その結果、公表に伴う著作権者の躊躇が払拭され、安心して著作物を公表できる。著作権法は公表支援のフレームワークなのである<sup>14)</sup>。

それによって、著作物が社会に出されれば、前述の好循環が巡り出す。「公表」が滞らないような仕組みを用意することによって、創作→公表→使用・利用→創作→公表→使用・利用→創作→……という無限のスパイラルが社会に生じるのだ。著作権法は著作物が増えていく「文化の発展」を、「公表」というポイントでドライブするスキームなのである。

著作物が公表され、より多くの人の耳目に触れる方がいい。その考え方はまた、著作権法が著作隣接権を認めていることにも現れている。単純に公表しただけでは、例えば楽譜なり脚本が世に出たとしても、それだけでどのような著作物なのかわかる人は少ない。やはり実演家が実際に上演、演奏して音として聴ける方が、多くの人によって著作物が鑑賞される。また上演や演奏をライブで直接鑑賞することができない人々にレコードや放送といった形で伝播することによってさらに圧倒的に多くの人々が著作物を味わえる機会を提供する実演家の存在意義は大きい。単に公表されるだけでなく、実質的に人々に届く。実演家、レコード製作者、放送事業者、そして有線放送事業者の役割を著作隣接権によって法的に肯定することで、「公表」の仕組みをさらに実り多きものとしているのだ。

また著作権法が著作物の公表を支援しようとする姿勢は、条文の表現からもうかがわれる。著作権法の中には「保護」という文言が70か所に使われているが、その保護の対象は基本的に「著作物」である<sup>15)</sup>。1条は

「著作者等の権利の保護を図り」として保護の対象が「権利」であるかのごとく規定するが、その他の条文を解釈する限り、著作権法が保護しようとしている対象は「著作物」である。著作者に安心して公表してもらうために著作物を「保護」しようとする著作権法の姿勢が表れているのだ。

実は公表に重心を置く制度設計は、他の知的財産法が知的財産の内容を公開する制度設計と共通である。例えば特許制度は、発明をノウハウとして秘匿せずに公開してもらうことによって産業の発達を促す制度である。特許出願から18か月経過すると、出願書類が特許公開公報によって公開されるから、後続の技術者や企業が同じ技術の開発に二重投資することなく、より新規でかつ進歩性のある発明に注力することにより、産業の発達が加速することになるのだ。そのような社会的利益をもたらす公開の代償として、発明者に20年間の独占権を認め、その発明から得られる利益を発明者(特許権者)に帰属させるのである。

知的財産の公表・公開のためなら、好循環に竿を差す。公表した知的財産について一時的に独占を認めることでその知的財産に関しては循環を止めるように見えるが、その実、それ以外の知的財産が創出される基礎を築き、循環が促進されるという効果をもたらすが、知的財産権である。

その根底にあるのは、知的財産の本質的公有性、すなわち知的財産は万人のものとする理念である。すべての知的財産は先人の成果のうえに成り立つものであるから、新たに生み出した知的財産もまた後の世で創作される知的財産の基礎とされるべき運命なのだ。創作の連鎖、循環は、知的財産を公開し、社会的に共有することによって継続するのである。

知の共有を進めることが知的財産法制の共通の基本的理念であることから、その方途として著作権法は、著作物の公表を支援し、利用と流通の秩序を整えるこ

とによって文化の発展に寄与しようとする。創作を直接奨励できない代わりに、創作の背景となる既存の著作物の公表と利用の秩序を司るのだ。

## 第5章 デジタル界面を越える力

著作権法が描く世界観をこのように把握すると、今日、デジタル化された著作物が人々にシェアされ、その流速が加速していることは、著作権法の世界観に合致する現象だと評価することができる。アナログ状態の著作物とデジタル化されて「有体離脱」した著作物ではその流速に大きな差が生じる。デジタル化された方が流速が増し、著作権法の世界観と軌を一にする。

少し具体的に検討してみよう。自分で所有する書籍を断裁しスキャナーで読み取ってデジタル化するいわゆる「自炊」は、小説などの著作物にデジタル界面を越えさせようとする典型的な行為である。デジタル界に自分で吸い込むから「自吸い」、転じて「自炊」である。

その自炊を代行する業者の行為は著作権を侵害するかが争われた訴訟で東京地裁<sup>16)</sup>、知財高裁<sup>17)</sup>とも業者の著作権侵害を認めた。著作権法上は、30条1項の適用可能性の問題である。裁判所も指摘しているとおり、30条1項で複製を行えるのは「その使用する者」と明記されているから、当該書籍を「使用」(読む)する者自身が複製する場合にのみ30条の適用によって著作権が制限されるものであり、業者を「その使用する者」と同視するとか、その手足と見ることはできない。あくまでも、著作物を使用する者自身が30条の要件に従って行う複製行為のみが無許諾で認められる。書籍のデジタル化を望む個人は、自分自身で使用する目的で自ら「自炊」する必要があるのだ。業者に依頼したら「自炊」ではなく「外食」になってしまう。

一方、そのような業務を行いたいと考える事業者は、

著作権者から許諾を得ればよい(63条)。例えば老眼ゆえにタブレット型端末で拡大して書籍を閲覧したい老人など、著作権者に対する著作物利用料とその複製許諾申請の代行手数料まで支払ってでも業者にデジタル化を依頼したい利用者はいるであろう。

著作物がデジタル化されると、利便性が増すと同時に伝播した場合の流速が増す。デジタル化によって著作物の使われ方が変容するのだ。そのような変容を望むか否かは著作権者ごとに異なるから、デジタル界面を越えるか否かは原則として著作権者に委ねられるべきである。

しかしながら30条の場合、著作物のデジタル化も「私的使用を目的とする複製」の一態様として著作権が制限され、著作権者から許諾を得ることなく個人が行うことができる。それは、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とする」からである。これは「公衆」(2条5項)の関与を伴わない閉鎖系だから許されるのだ。そもそも著作権法が著作権の対象として21条から27条に規定する行為は、21条の「複製する」と27条の「翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する」以外はすべて、「公衆」に対する提供や提示を伴うこと等を要件とする利用態様だ。すなわち著作権とは主として、著作物の公衆に対する伝播、流通をコントロールする権利と捉えることができる。そのため、21条の複製行為に関しても、その行為の結果が公衆に及ばない「私的使用」の範囲なら、著作権の対象外と規定したのである。

クラウドサービスについても同様の考察が可能である。すなわち情報を公衆に提供、提示することを目的とせず、アカウントを有するユーザーが非公開で排他的に使うクラウドサービスは、閉鎖系に属する。「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」で使うのだから複製行為は30条の対象であるし、また

「公に」上演、演奏、上映、口述、または展示するものでもなく、公衆送信も行わないから著作権の対象でもない。

クラウドサービス提供者は利用者がクラウドに置く情報の内容を感じない。その情報が著作物か否かを判断する機会もないし、どの情報をアップロードするかについて取捨選択をする機会もない<sup>18)</sup>。クラウドサービス提供者は利用者のアップロード行為や内容进行管理していないのだ。複製行為の主体はあくまでも利用者であり、サービス提供者に著作権侵害行為はない。

技術の進歩により情報のデジタル化が進む。著作物という無体物がデジタル化することで、有体物を伴わずに独立して公表することができ、流通できる<sup>19)</sup>。より多くの人々がデジタル化の利便性と恩恵を享受してより多くの著作物に頻繁に接すれば、それだけ次の著作物が創作される可能性が高まり、著作物の多様性が増して、文化が発展する。20世紀に作られた著作権法の世界観は、Webを擁する21世紀にも普遍性を有するのである。



Kazuhiro Shiozawa

塩澤 一洋

成蹊大学 法学部 教授／政策研究大学院大学 客員教授

研究領域は民法、著作権法、ITと法学教育方法論。慶應義塾大学経済学部、法学部、修士課程、博士課程を経て2000年に成蹊大学法学部専任講師に着任し、助教授、准教授ののち2008年より現職。東京大学先端科学技術研究センター特任助教授、Stanford Law School, Visiting Scholar、慶應義塾大学政策・メディア研究科特任教授、多摩美術大学講師などを歴任。

---

注

- 1) Moore's law. 集積回路上のトランジスタの数は18か月ごとに2倍に増えるとする法則。Gordon Moore, "Cramming more components onto integrated circuits", Electronics Magazine, 1965
- 2) Ray Kurzweil, "The Singularity Is Near: When Humans Transcend Biology", Viking Adult, 2005
- 3) 松田卓也『2045年問題 コンピューターが人類を超える日』廣済堂出版、2012年
- 4) Douglas Engelbart, "Augmenting Human Intellect: A Conceptual Framework", 1962, <http://www.dougenelbart.org/pubs/augment-3906.html>
- 5) optical character recognition、光学文字認識
- 6) Digital Millenium Copyright Act, <http://www.copyright.gov/legislation/dmca.pdf>
- 7) 要件を満たした教育機関における教員、学生が著作物をデジタル化して利用することを認める Technology, Education and Copyright Harmonization Act of 2001, <https://www.congress.gov/bill/107th-congress/senate-bill/487>、映画館における映画の無許可撮影を犯罪とする一方で著作権の残存期間が20年未満の孤児著作物の複製を図書館に認める Family Entertainment and Copyright Act of 2005, <https://www.congress.gov/bill/109th-congress/house-bill/357>
- 8) Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society
- 9) 商標法のみはそれに加えて「需要者の利益を保護すること」をも目的とする。
- 10) Irving Berlin 作詞作曲、1940年
- 11) James Lord Pierpont 作詞作曲、1857年
- 12) George Michael 作詞作曲、1984年
- 13) 塩澤一洋「著作権法の創造性・序説」『知的財産法と競争法の現代的展開』発明協会、2006年
- 14) 塩澤一洋「公表支援のフレームワークとしての著作権法の意義」成蹊法学68・69合併号、2008年
- 15) 「著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば」(3条・4条)、「保護を受ける著作物」(6条)、「著作物として保護する」(12条等)など。また51条は「著作権の存続期間」と称する一方、52条、53条、54条は「著作物の保護期間」と称している。
- 16) 東京地裁2013年9月30日判決 [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/598/083598\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/598/083598_hanrei.pdf)
- 17) 知財高裁2014年10月22日判決 [http://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/579/084579\\_hanrei.pdf](http://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/579/084579_hanrei.pdf)
- 18) この点が書籍の自炊代行業者とは異なる。また客の歌唱を目的とするカラオケサービスの提供とも本質的に異なるから、いわゆる「カラオケ法理」はクラウドサービスには適合しない。
- 19) 塩澤一洋「デジタル著作物特別法の理論的可能性」成蹊法学78号、2013年

# デジタル時代の 著作権法 4

## ビッグデータ時代の著作権と 通信について

——ビジネスモデル視点からのアプローチ——

株式会社 KDDI 総研 代表取締役社長

東条 続紀

Tsuzuki Toujou

1985年に電気通信分野に競争が導入されて30年。  
通信は電話からブロードバンド、モバイルへとシフトし、多くの産業に変革をもたらしている。  
一方、1971年に施行された著作権法は、アナログメディアの日本型ビジネスモデルに基づいており、  
1985年以降はデジタル化やネットワーク化に対して  
著作権の制限規定を軸とした個別のチューニング努力を重ねている。  
その過程で葛藤も生じている。デジタル・ネットワーク化時代のコンテンツ流通は  
アナログ時代とは異なるビジネスモデルを必要としているからだ。  
デジタル・ネットワークの利点を活用したビジネスモデルを創造し、  
利用者利便にたった継続的で付加価値性の高いコンテンツ流通を促進することによって、  
著作権者等の権利の活用、保護を図るアプローチへの転換を試みる必要があるのではないか。  
コンテンツのデジタル流通促進と通信のブロードバンド化を両輪として、  
文化、利便、経済を高めることが期待される。

### キーワード

著作権 ブロードバンド・モバイル化 一時的蓄積 技術中立 ビジネスモデル 利用者利便

### 1. ブロードバンド・モバイル化が進む 通信ネットワーク

1985年に電気通信事業法が施行され、通信分野に競

争が導入されて30年が経過した。電気通信事業法は、  
公正な競争を通じて、電気通信サービスの円滑な提供、  
電気通信の健全な発展、国民の利便の確保、公共の福  
祉の増進を図ることを目的とした法である。施行後、

多くの事業者が参入し、サービスの多様化、料金の低廉化を競うことで、消費者の利便を高めるとともに、経済成長に寄与している。

1985年時点の主な通信手段は、固定電話であったが、1998年の6,285万契約をピークに減少に転じ、代わって、主役となっているのが、ブロードバンドとモバイルである。ブロードバンドは8,973万契約(2014年3月末、LTE、BWAを含む)、スマートフォン、フィーチャーフォンを合わせた携帯電話の普及台数は、1億4,293万台(2014年9月末)に達しており、マルチデバイスにより、だれもが、いつでも、どこでも音楽や映像、ゲームなどのコンテンツを楽しむことができる環境を実現している。

日本は世界でも有数のブロードバンド先進国であるが、モバイル利用者のうち動画コンテンツの利用者は60%近くに達するものの、米国や韓国に比べて音楽視聴、電子書籍の利用が進んでいないことなど、ブロードバンドの利活用を図ることが課題である(図表1)。

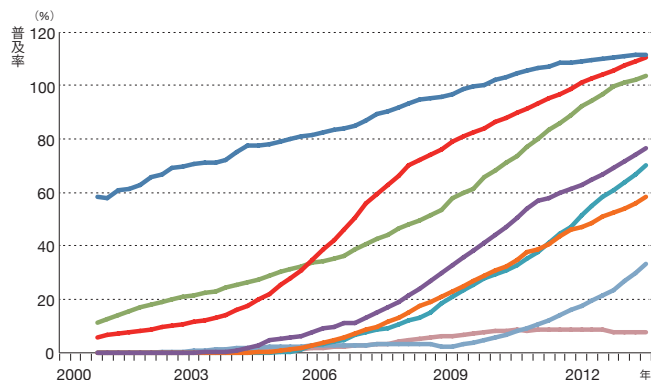
## 2. 著作権法施行当時(アナログ時代)

現行の著作権法が施行された1971年は、通信分野から見ると固定電話の普及途上期にあたり、契約数は2,000万に達しておらず、100人あたりの普及率は20%に届かない状態にあった。固定電話の積滞解消は1978年、自動化の完了は1979年である。

1971年当時のコンテンツやメディアビジネスは、本、レコード、テレビ番組、映画などのアナログメディアが中心であり、本、レコードは、モノ(有体物)に文字や音(無体物)を固定(複製)したパッケージ商品として流通、販売されており、著作権法は、このようなパッケージ商品の流通を中心とした日本固有のビジネスモデルに基づいて規定されている。

著作権法は著作権者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することを目的とした法であるが、本やレコードの普及を図るには、大量のパッケージ商品を生産し、流通、販売するためのシステムが必要である。

■モバイルブロードバンドの普及状況

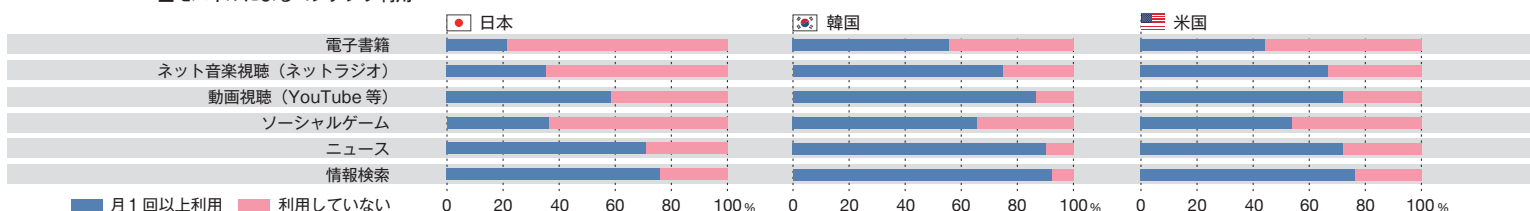


図表1 モバイルブロードバンドの普及状況・モバイルによるコンテンツ利用



※ 3G, 4G を対象  
出典: 各種ソースを元に  
KDDI 総研にて作成

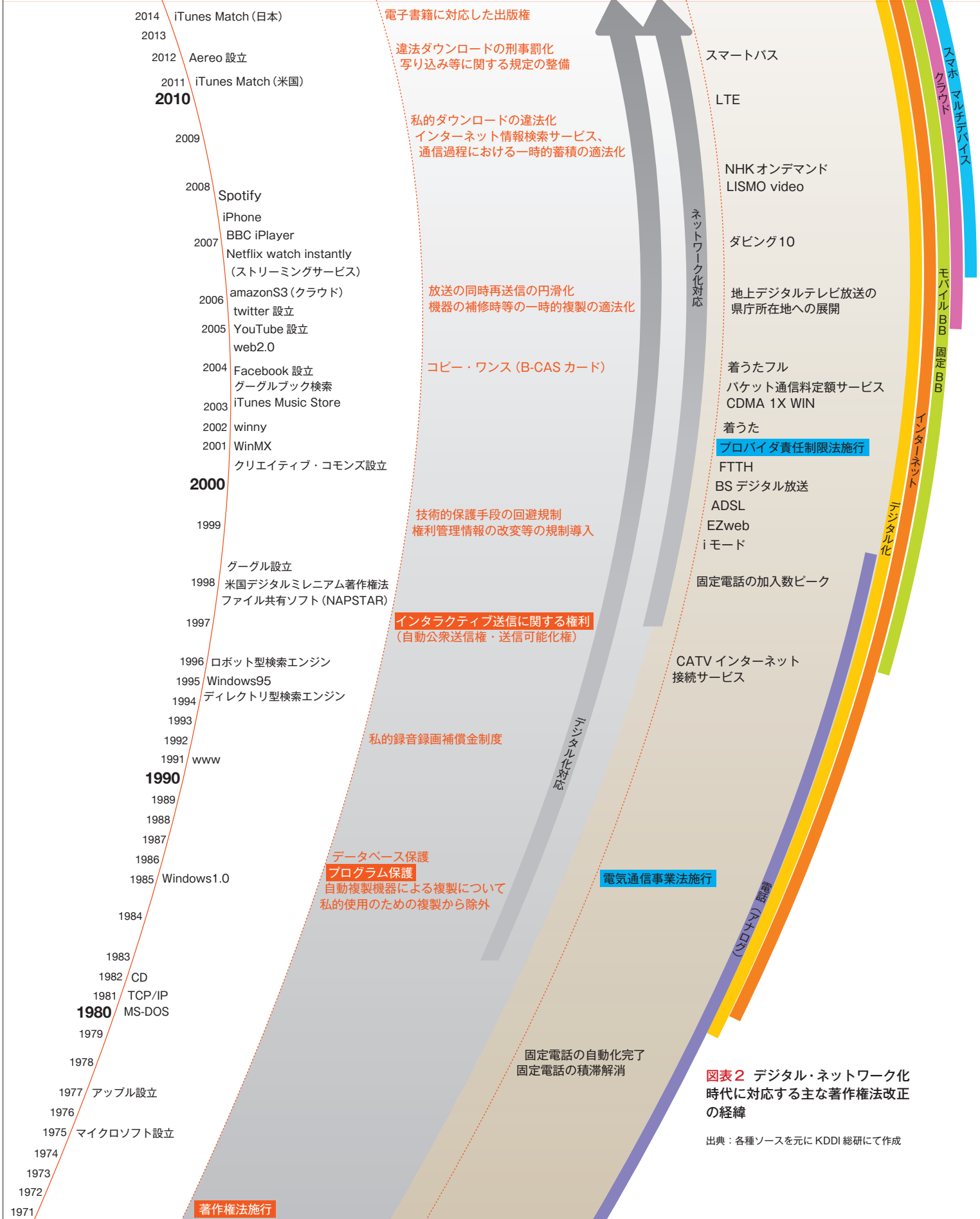
■モバイルによるコンテンツ利用



※フィーチャーフォン。スマートフォンによる利用状況  
出典: 平成 26 年度 情報通信白書 182 ページを元に作成

著作権法の改正等

通信・放送業界の動向



図表2 デジタル・ネットワーク化時代に対応する主な著作権法改正の経緯

出典：各種ソースを元に KDDI 総研にて作成

複製禁止権を支えに、権利者からの許諾や隣接権等を得て本やレコードを制作、販売するビジネス（企業）の存在を必要としている点で産業振興的な側面も有している。

### 3. 著作権法のデジタル化、ネットワーク化への対応

アナログコンテンツ、メディアを対象とした著作権法は、1970年代後半にパーソナルコンピュータ、1980年代前半にCD、1980年代後半にインターネットが普及し始めたことにより、まずデジタル化、次いでネットワーク化への対応を必要とするようになった。

これらのイノベーションに対して、著作権法は新法を立てることなく改正によって、その枠組みのなかで対応する道を選択した。1985年にプログラムを著作権法によって保護することが明確化され、1997年にインタラクティブ送信に関する権利（自動公衆送信権、送信可能化権）が創設され、それぞれ著作権法によるデジタル化、ネットワーク化への対応の端緒となった。1990年代後半以降、通信ネットワークのブロードバンド化、モバイル化に対応した改正を重ねているが、顕在化した個別の法改正ニーズ（立法事実）を対象とし、法改正まで2～3年を要していることから、技術やサービスの変革スピードに対応できていない点が課題となっている（図表2）。

### 4. 緩やかな調整を選択したために生じている課題

アナログ時代に作られた著作権法がその枠組みのなかで対応することとした結果、軌道修正が求められている。大胆な転換が求められるところ、著作権法は30年以上の年月をかけて、著作権の制限規定を中心として一つ一つ緩やかな調整を続ける道を選択した。その結果、「録画ネット」訴訟や、「MYUTA」訴訟などを

巡って議論になっている行為主体やこれに関連した間接侵害などの課題が、決着をつけ難い状況にあり、デジタル・ネットワーク化のもとで生まれた利用者の切実なニーズが満たされないままとなっている。新たな枠組みが必要と考える。

#### 4.1 私的使用のための複製に関する調整

アナログに比べ、デジタル化では、複製による劣化がほとんどないこと、ネットワーク化では、流通がグローバル化することが、特徴として真っ先に取り上げられる。「高品質の海賊版を一瞬にして大量に、世界中に流通させることができる」との課題提起として使われることが多い。

この観点から、私的使用のための複製に対する権利制限規定（使用者が、個人的に、家庭内やそれに準じることとなる限定された範囲で使用するを目的に複製することができる）の範囲が、1982年以降徐々に調整されている（次頁、図表3）。

まず、CDの登場（1982年）に伴い、レンタルCD店に設置されたMDレコーダーなど、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いた複製について、私的使用目的であっても複製権は制限されず、違法とされた（1984年）。

次いで、特定のデジタル機器を用いて特定のデジタル記録媒体に録音・録画することに対して、私的使用目的であっても私的録音録画補償金を著作権者に支払うことが義務付けられた（1992年）、MD、CD-R、DVD-RW、ブルーレイなどの市販デジタル録音録画技術が私的録音録画補償金請求権の対象となっている。さらに、コピープロテクションなどの技術的保護手段を逃れて行った複製をそのことを知りながら行った場合は、私的使用目的であっても違法とされた（1999年）。

そして、ネットワーク化にあたっては、2009年に、インターネット上に違法にアップロードされた著作物（海賊版）を、違法配信であることを知りながらデジタ

ル方式の録音・録画（ダウンロード）をすることに対して、私的使用目的であっても違法とされ、2012年には議員立法により刑事罰が適用されることになった。海賊版コンテンツの私的ダウンロードの違法化にあたっては、ネットワーク流通がグローバルであることを反映して、海外のサーバーにアップロードされた海賊版（国内で行われたとしたならば著作権侵害となるべきもの）も権利制限の対象から除外され、違法とされている。

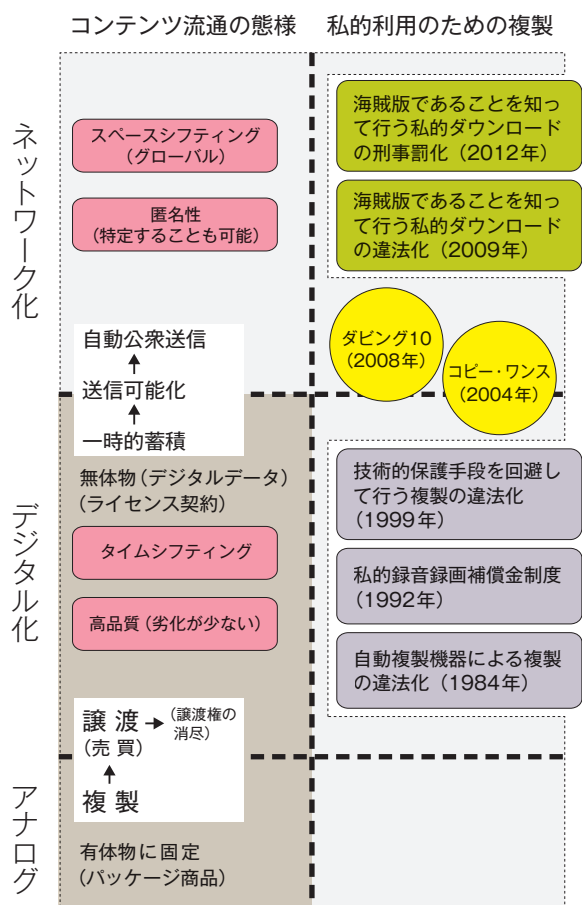
以上のほかに、デジタル放送への対応として、録画

についてムーブだけを許容するコピー・ワンス（2004年）、ダビング10（コピー9回、ムーブ1回。2008年）などの取扱いがあげられる。

このように、アナログからデジタル・ネットワーク化への移行に対して、30条（私的使用のための複製）に閉じた検討や調整が重ねられているが、閉じたなかでの対応は限界を超えているのではないか。30条は利用者利便に関わる条文である。

品質やグローバル市場性は、本来文化面でも経済面でも利点であり、この利点を活用した正規コンテンツの流通促進に重心を置くことが期待される<sup>1)</sup>。

図表3 私的使用のための複製に関する調整



出典：各種ソースを元に KDDI 総研にて作成

#### 4.2 「複製」と「一時的蓄積」との間の調整 （有体物/無体物）

デジタル・ネットワーク流通がアナログ流通と最も異なる点は、有体物に固定されることなく、デジタルデータ（無体物）として流通することである。

著作権法は、有体物への複製禁止権を中心として権利者の保護を図る法である。

これに対して、デジタル・ネットワークにおいては、（著作物を含む）情報は、コンピュータや通信機器（サーバーなど）のメモリなどの記録媒体のなかに「一時的に蓄積され」これを送信、受信することによってやり取りされる。このような「一時的蓄積」が著作権の対象となる「複製」に該当するか否かは、世界中で議論のある課題であり、もともとアナログ法である著作権法がデジタル・ネットワーク流通まで対象を広げるには、これをどのように扱うか折り合いをつけておく必要がある。

文化庁の2006年審議会報告書は、一時的蓄積を「瞬間的かつ過渡的な蓄積」と「一時的固定」とに二分し、前者は複製にあらず、後者は複製に該当するとし、後者の一時的固定のなかに権利制限すべきものとそうでないものがあると整理した。一時的固定を複製とすることによって、複製が流通の最初に行われる行為であることがデジタル・ネットワーク流通においても維

持された。この整理に基づいて、通信過程における一時的蓄積の適法化が検討され、送信サーバーに関連するミラーリング、RAID、リバースプロキシ、バックアップ、中継におけるキャッシングなど、通信を効率化、確実化(信頼性向上)するための一時的蓄積が権利制限された(2009年)。

条文上は、装置や記録媒体に「記録」「入力」された著作物の「複製物」を権利制限の対象としており、疎通などの目的を達成した後は著作物の複製物を「保存」してはならないことも規定された。

アナログ時代の「複製」とデジタル・ネットワーク化時代の「一時的蓄積」はその後に続くコンテンツ流通の態様を異にしており、この点に留意したデジタルネットワーク流通により適合したアプローチが必要とされているのではないだろうか。(図表3)

#### 4.3 匿名性を巡る調整

インターネット空間における匿名性も海賊版による被害を拡大する要因として取り上げられることが多く、その対処のため違法なアップローダーの特定が必要とされている。そのために、プロバイダ責任制限法(2001年施行)が定められ、権利を侵害する情報の削除(送信の防止)や発信者情報の開示請求に関するルールなどが設けられている。著作権法と通信法制的接点であり、協調領域である。

その一方で、有体物(コンテナ)に固定されたパッケージ商品として流通するアナログコンテンツやCDでは、著作権者や著作権者から許諾を受けて本やレコード、CDを製造・販売する企業は、購入者を特定することが(通常は)できないし、特定しない。さらに譲渡後の譲渡権の権利消尽によって、最初の販売後の移転も把握しない。

インターネットによる取引においては、当事者間で合意がなされれば、お互いを特定することも可能であり、提供者と購入者との間において継続的なコミュニケーション関係を構築することも可能である。ビジネ

スモデル視点からは大きな利点であり、その利点を活用してコンテンツ流通をデザインすることが期待される。

#### 4.4 行為主体を巡る調整

テレビ放送番組の録画・転送サービス(「まねきTV」「録画ネット」など)、CD等の音源データをストレージ・サーバー経由で変換、転送することにより携帯電話で利用できるようにするサービス(MYUTA)に対して訴訟が提起され、受信・転送用サーバーへの複製などの行為主体(利用者かサービス提供者か)が争点となっている。これまでのところ、判決は(地裁では異なる判決も示されているものの)「実現における重要な行為者」はどちらか、などの視点からサービス提供者を行為主体として公衆送信権等の侵害にあたると判断している。これらの判決については異論も唱えられており、著作権法における間接侵害の取扱いなどの論点から政府による検討が継続している。

通信事業側からみた場合、例えばプロバイダ責任制限法では、電子掲示板などのサーバーを運用する「特定電気通信役務提供者」を、設備を用いて「他人の通信を媒介する者、他人の通信の用に供する者」と定義する一方、「発信者」を「設備の記録媒体に情報を記録した者、送信装置に情報を入力した者」と定義している。前記訴訟例(特にMYUTA訴訟)では、入力者であるサービス利用者の私的使用目的での複製が認められる範囲か否かで判断すべきではないか、と感じられるところである(電気通信事業法における電気通信事業者も「他人の通信を媒介し、他人の通信の用に供する者」とされている)。

利用者の立場からみると、海外でも日本のテレビ番組を視聴したい、購入したCDを自分の携帯電話でも楽しみたい、という切実なニーズであって、行為主体をサービス提供者と判断することによって、私的使用のための複製の範囲が司法によってさらに調整されたという捉え方もできる。

権利制限規定を軸とした調整型アプローチでは決着をつけることが難しいのではないだろうか。

#### 4.5 放送、通信との間の調整（技術中立など）

著作権法と通信法制の協調が必要となっている。

放送の同時再送信の円滑化が検討された際には、IPマルチキャスト放送を著作権法上、放送として扱うか否かが議論されたが、有線放送と似ているものの、IPマルチキャスト放送では受信者の最寄りの設備までは全ての番組が伝送されるが、そこから先の受信者との間では受信者がリクエストした番組のみが送られることから「自動公衆送信」に該当するとされた（2006年）。技術の進歩等に応じて、定義を見直すことも必要ではないだろうか。

また、プロバイダ責任制限法は、両者の協調領域であるが、プロバイダは、著作権侵害やプライバシー侵害などに関わる情報を削除（送信を防止する）する際に、「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由」の存否について難しい判断を迫られるケースがある。改善が必要だろう。

通信過程における一時的蓄積の適法化の規定では「業として行う者（反復継続して行う者。営利性は問わない。主に通信事業者）」が権利制限の対象とされた。これは利用者によるP2P通信を権利制限の対象から除外するためのものである。P2Pではキャッシュ技術が利用されており、利用者は受信、媒介、送信の三つの立場を兼ね得る。P2Pを利用した海賊版コンテンツ流通について、誰でもが発信者（アップローダー）になり得るとの見方によるものである。通信法制的な見方（通信をend to endで捉える）では正規コンテンツの流通における媒介機能の有用性（通信の効率化）や技術中立性など、利用者の利便の確保が着目され、専ら善意で媒介する者については救済する道が求められる。

これらの他にも、「公衆」の定義について著作権法と通信法の間で異なっており、著作権法においては「特定多数」が公衆に含まれるのに対して、通信では公衆

に含まれない。

デジタル・ネットワークを活用し、コンテンツ流通を促進する観点から、両者間の協調を図っていくことが期待される。

#### 4.6 調整から創造へ

これまで述べてきたように、アナログ時代の著作権法をもとに、個別で緩やかな調整を続ける道を選択したことによって、様々な課題や葛藤が生じている。調整型のアプローチからデジタル・ネットワーク化の利点を活用する創造型アプローチへの転換を試みる必要があるのではないだろうか。

### 5. 今後のアプローチ提案

著作権法改正について、立法事実に基づくこと、時間を要することが課題としてあげられている。インターネット情報検索サービスに関する権利制限（2009年）では、ロボット型検索エンジンの登場から10年以上の時間を要した。

法改正に着手する際には、法改正を要する程度に社会に浸透しているが、著作権法を侵害する可能性があり、提供者や利用者など当事者間に「萎縮効果」が生じているような一般事実が求められている。そこから、技術的な対応や当事者間の契約では解決できないこと、権利者に与える経済的な損失がほとんどないことが確認されたうえで、法改正内容が確定し、法制局による法案審査を経て、国会に提出、可決、成立に至る。

その間、通常2～3年を要し、法改正を必要とする実ニーズは著作権法や関連法の既存枠組みのなかで整理整頓され必要十分な改正が行われる。堅実であるが枠組みを超えた改正には対応し難い。

デジタル・ネットワーク化への対応にあたって、私的使用のための複製の範囲や情報検索エンジン、クラウドコンピューティングなどの個別の技術やサービスごとの権利制限を軸に検討することも必要であるが、

広くビジネスモデルを対象としたアプローチを試みてはどうだろうか。

著作権法によるデジタル・ネットワーク化時代のビジネスモデル創造型アプローチについて、いくつか提案を試みたい。

**提案1 合法的コンテンツ流通を促進する。**著作権者等とサービス提供者または利用者の二者間、三者間、多数者間のライセンス契約等を促進する。有体物に固定したパッケージ商品でなく、デジタルデータ（無体物）としての流通に適したしくみとする。

**提案2 利用者と提供者（多くの場合、一つのコンテンツに複数または多数の権利者が存在するため困難が伴い、工夫が必要であるが、できれば著作権者）の間で継続的な関係構築を図る。**

**提案3 付加価値を付けることを促進する。**ライセンスを受けたコンテンツについて、品質面やライブイベントのセット提供など海賊版との差別化を促進する。パロディでの利用が可能であることを標準（デフォルト）とすることも考えられる。

**提案4 新ビジネス創出を促進する。**

**提案5 利用者利便を重視する。**マルチデバイスでの利用、クラウドコンピューティングの活用、様々なタイプの情報検索エンジンなどの利用が可能であることを標準（デフォルト）とする。

以上のように、ライセンス契約促進を基本として、

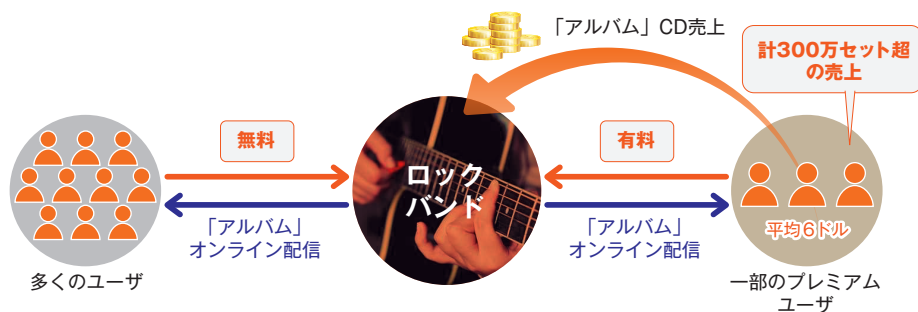
利用者利便の視点にたって、継続的で、付加価値性の高いコンテンツ流通を促進することによって、結果として海賊版の流通を抑え、文化、利便、経済の発展を図る方向への転換ができないだろうか。利用者と提供者との間で継続的な関係構築ができれば、行為主体に関する課題の解消にもつながる。そして、強化の必要があるテーマなど不足する部分を著作権法が補うアプローチである。

## 6. 音楽配信サービスにおける新しい動き

最近では、ストリーミング配信によって定額または無料（別途、広告収入などで収入を得る）で提供する音楽配信サービスなどが一般化しつつある。利用者ニーズに応えながら、利用者側端末での一時的蓄積（複製）が行われない点で私的使用のための複製に関する調整が生じない（提案1、2、5に通じる）。

また、音の情報量がCDの6倍以上ともいわれるハイレゾリューション音源を、パッケージ商品として店舗で販売するのではなく、音楽配信サイトで提供する例（提案3）や利用者が有料で購入（又はライセンス）済みのコンテンツや、サービス提供者がライセンス可能なコンテンツを照合・選別してクラウドに保管するサービスも現れている。「コンテンツはいつ、どこで買っても（ライセンスを受けても）よい」というビジネスモ

図表4 CD販売と無料・有料ダウンロードを組み合わせたモデル



出典：各種ソースを元に KDDI 総研にて作成

デル発想だ(提案1、5)。

2007年、英国のあるロックバンドは、CDアルバム発売に先行して、オンライン配信を行った。レコード会社を介さないセルフリリースでの配信とし、アルバム価格は購入者が(無料を含め)自由に設定できるようにした(提案5)。調査会社によると、全ダウンロードの38%が、平均約6ドルで購入し、この有料でのダウンロードとCD販売合わせて300万枚を売り上げ、商業的に成功したとされている(図表4)。

この成功に続いて、同ロックバンドのメンバーが音楽配信サービスを利用して、アルバム1曲目とプロモーションビデオを無料で提供し、フルアルバムのダウンロードを6ドルで提供した結果、6日間で有料、無料合わせて100万ダウンロードを突破したことも報道されている。話題作りによって、過去のアルバム販売の増加につながった例もあるようだ。

ある人気アーティストが、ロンドンの新聞の日曜版に無料の景品としてアルバムを提供し(新聞社に対しては格安の権利料を設定)、コンサート公演を成功させることで、多額の収入を得た例も報道されている。

## 7. 米国のオンライン映像配信サービスに関する動き

昨年10月以降、米国においてオンライン映像配信サービスに関する新しい動きが相次いだ。

10月13日の週に、米国の4大テレビネットワークであるCBSとケーブルテレビ大手であるHBOが、再送信料の収入源であるケーブル局や衛星局をバイパスする、独自のネットによる有料ストリーミング配信への参入を発表し話題となった。CBSは10月16日に自社のアラカルト・ストリーミングサービスであるCBS All Accessを開始し、HBOは2015年から米国内でサービスを開始する予定である。ネットによるストリーミング配信で成長を続けるNetflixへの対応という見方もあるようだ。また、米国調査会社等は、Millennials

と呼ばれる18～34歳の世代の8人に1人(13%)は、ネットでしかテレビを見ないと調査結果を伝えており、その背景にもNetflixの成長がありそうだ。

10月28日には、FCCのTom Wheeler委員長が公式ブログで、ケーブルテレビの番組やローカルテレビ局へのオープンアクセスに向けて、最初の一步を踏み出す意思を表明した。MVPD (Multichannel Video Programming Distributor) の定義をアップデートして、CATV多チャンネル局(1970年代)、衛星多チャンネル局(1992年)に次いで、オンライン映像配信事業者を加えることを提案するものだ。MVPDに指定されるとオンライン映像配信事業者は、CATV多チャンネル局などと同等の番組調達が可能となる。委員長は、「FCCは技術中立(technology-neutral)であり、21世紀の消費者は20世紀の技術ルールに縛られてはならない」としている。委員長の目的は、映像系サービスの競争を促進し、新しいビジネスモデルによって消費者の選択肢を拡大するとともに、ブロードバンドの普及を図ることにある。

さらに11月10日にはオバマ大統領が、自由でオープンなインターネットを確保するため、より強固なネット中立性ルールを作ることをFCCに要請した。無線ブロードバンドと有線ブロードバンドを同等に扱うことや、ブロードバンド事業者が特定のトラフィック(オンライン映像配信事業などのOTTのトラフィック)について、対価を得て優先的に取り扱うこと(fast lane)を禁止することを含んでいる。実現すればオンライン映像配信事業者は、より自由にブロードバンドを使うことが可能になる。

ブロードバンドサービスは、電話など他のサービスと同様に重要になっており、大統領は、消費者向けのブロードバンドサービスを通信法第Ⅱ編の対象として、電気通信サービスと同等(但し、一部規定は適用対象外)に扱うことも求めている。このブロードバンド事業者を通信法第Ⅱ編の対象とするアプローチについては、困難が伴うといわれている。

米国は、ブロードバンドとネットによるコンテンツ配信を両輪として、競争を通じて利用者利便を高める政策を進めようとしているようだ。

## 8. むすびにかえて

デジタル・ネットワーク化時代に向けた著作権法上の課題については研究者の方々によって、様々な角度から分析や提案がなされている。政策形成過程におけるバイアスに起因して構造的な課題が生じていることが確認されており、超流通、ネット権、産業財産権型コピーライトなど様々なリフォーム論も展開されている。

よって、本小論では主として通信の視点からデジタル・ネットワーク化時代に対する著作権法の対応経緯について整理し、著作権法と電気通信事業法の目的が異なることに起因する課題について考察し、ビジネスモデル的な視点からのアプローチ提案を試みたものである。

KDDI総研は、情報通信分野を中心領域として、未来、社会創造に貢献することを基本理念としている。著作権に関する全体理解、分析においては粗さがあることは十分承知しており、コンテンツのデジタル流通促進とブロードバンド化を両輪とした、豊かな生活・社会の実現、未来創造に向けた志を汲んでいただければ幸いである。



Tsuzuki Toujou

### 東条 続紀

株式会社 KDDI総研 代表取締役社長  
ICTがもたらす社会・生活変化などの未来洞察、ICTに関する制度・政策に関する動向分析、ICT利用に関わるライフスタイル・市場動向分析、東日本大震災復興支援コンサルティング活動などに携わる。文化庁法制問題小委員会デジタル対応WT員、(社)日本経済団体連合会・著作権部会委員などを務める。

## 注

- 1) 文化審議会 著作権分科会 私的録音録画小委員会(第3回 2007年5月10日)の参考資料2「ベルヌ条約の3ステップテストと30条の権利制限の関係について」において、1970年(著作権法制定)当時の複製の実態と比べてデジタル・ネットワーク化によって私的録音録画の拡大など私的使用目的の複製が拡大しており、一連の調整が必要との説明がなされている。30条に閉じることなく、デジタル・ネットワーク化に対して様々な方向からの検討が必要であろう。

## 参考文献

- ジュリスト #1463 (2014.2)「クラウド・電子書籍と著作権」(有斐閣)
- 中山信弘 (2013)「著作権法の憂鬱」パテント 2013
- 梶山啓士、石新智規、上野達弘、京俊介、大須賀滋、野口祐子、田村善之 (2012)「著作権法の将来像と政策形成」著作権研究39
- 田村善之 (2014)「日本の著作権法のリフォーム論」知的財産法政策学研究 Vol.44
- 福井健策、池村聡、杉本誠司、増田雅史 (2014)「インターネットビジネスの著作権とルール」(CRIC)
- 小泉直樹、奥邨弘司、駒田泰士、張睿暎、生貝直人、内田祐介 (2013)『クラウド時代の著作権法』KDDI総研叢書・勁草書房 <https://www.kddi-ri.jp/books/ISBN-978-4326402854>
- 沖賢太郎「タダでも大儲け～無料音楽配信のビジネスモデル」KDDI総研・けいれいば <http://www.kddi-ri.jp/article/2015001>
- 島田範正「IT 徒然」KDDI総研 <http://www.kddi-ri.jp/blog/srf/>

# イノベーションは消費者に どのように認知されているのか

——クチコミ情報から見るイノベーションの非連続性と連続性——

大阪市立大学 商学部 特任講師

竹岡 志朗

Shiro Takeoka

実践大学（台湾）助理教授

高柳 直弥

Naoya Takayanagi

大阪市立大学 大学院 経営学研究科  
附属先端研究教育センター 特別研究員

井上 祐輔

Yusuke Inoue

大阪市立大学 大学院 経営学研究科  
後期博士課程

高木 修一

Shuichi Takagi

社会全体に普及したICTの影響は、一般の消費者の購買行動にも大きな変化を及ぼしている。ICTは、消費者同士のコミュニティの形成を可能にし、企業にとっては、企業と消費者のコミュニケーションだけでなく、消費者同士のコミュニケーションにも注意を払う必要性を生み出した。そこで、本稿では、フィーチャーフォンとスマートフォンに関するインターネット上の消費者によるクチコミ情報を対象に、テキストマイニングを用いて、フィーチャーフォンとスマートフォンの間にある、消費者の認識の非連続性と連続性を明らかにする。

## キーワード

イノベーションの普及 非連続なイノベーション テキストマイニング

## 1. はじめに

今世紀に入り、企業や学術研究におけるイノベ

ションへの関心は、増し続けている。

イノベーション研究の焦点は大きく二つに分けることができる。第一の焦点はイノベーションの創造である。これは、イノベーションを生み出す組織の設計や、

それを作り出す過程、行動、文化や、商業的に成功する方法などを対象とする。第二の焦点はイノベーションの普及である。これは、S字カーブやベルカーブなどで視覚化されることの多い、プロダクト・ライフサイクルの導入期から成長期、成熟期を経て衰退期へと至るイノベーションの伝播・浸透の過程を対象とする(Rogers, 2003)。そこでは、その過程でどのようなことが起きており、どのように進んでいくのか、また、どのような要因がその普及の成否や速度に影響を与えているのかが対象とされている。

本研究では後者の関心に基づき、携帯電話(フィーチャーフォンとスマートフォン)の普及過程を対象とし、そこで生じる現象を明らかにする。特に、イノベーションの普及過程で生じる非連続性と連続性を明らかにする。非連続性と連続性という表現は、イノベーションの新規性や革新性に関係する、つまり、製品やサービスの技術的な発展や新登場、あるいは市場の発展や新発生を指すことが多い。例えば、Foster (1986) が投入された労力や時間の量と技術的なパフォーマンスの関係の推移モデルとして示したS字カーブは、客観的な非連続性や連続性を説明している。

これに対し、我々が採用するインターネット上のクチコミ掲示板のテキストマイニングは、消費者の認知という観点からイノベーションの普及過程を描き出すことを可能にする(竹岡他, 2014)。この手法を用いることで、消費者が認識している製品やサービスに対しての主観的な意味での非連続性と連続性を明らかにすることが可能となる。以下では、消費者の認知に基づいてイノベーションの普及過程における非連続性と連続性を明らかにするために、クチコミとして書き込まれた「話題」の特定、抽出、比較という分析を行っていく。

## 2. 携帯電話に関するクチコミ情報

我々は、インターネット上のクチコミ掲示板「価格.com」における掲示板利用者の携帯電話に関するクチコミ情報を分析する。対象の選択理由は、第一に、数多くの企業、消費者などが普及過程を促進するアクターとして参加し、活発に新製品開発や使用、意見交換がなされている点、第二に、分析に使用するテキストデータが数多く入手可能な点である。

携帯電話を選択するにあたって考慮しなければならないことがある。それは、「携帯電話」の普及を対象とするのか、それとも「フィーチャーフォン」の普及の後に、新たに「スマートフォン」の普及過程が始まったとするのか、という点である。この点に関しては、分析の中でこれら両者を統一的に論じるのか、あるいは分けて論じるのかを検討する。

利用したデータは、2001年から2013年の秋に発売された全1,358機種中、1機種当たりのクチコミ件数が2,000件以上の159機種、合計877,285件のクチコミである<sup>1)</sup>。

以下の分析にはテキストマイニング用ソフトウェア「KH Coder」、データベース管理ソフトウェア「Microsoft Access」、統計解析ソフトウェア「SPSS」を使用した。

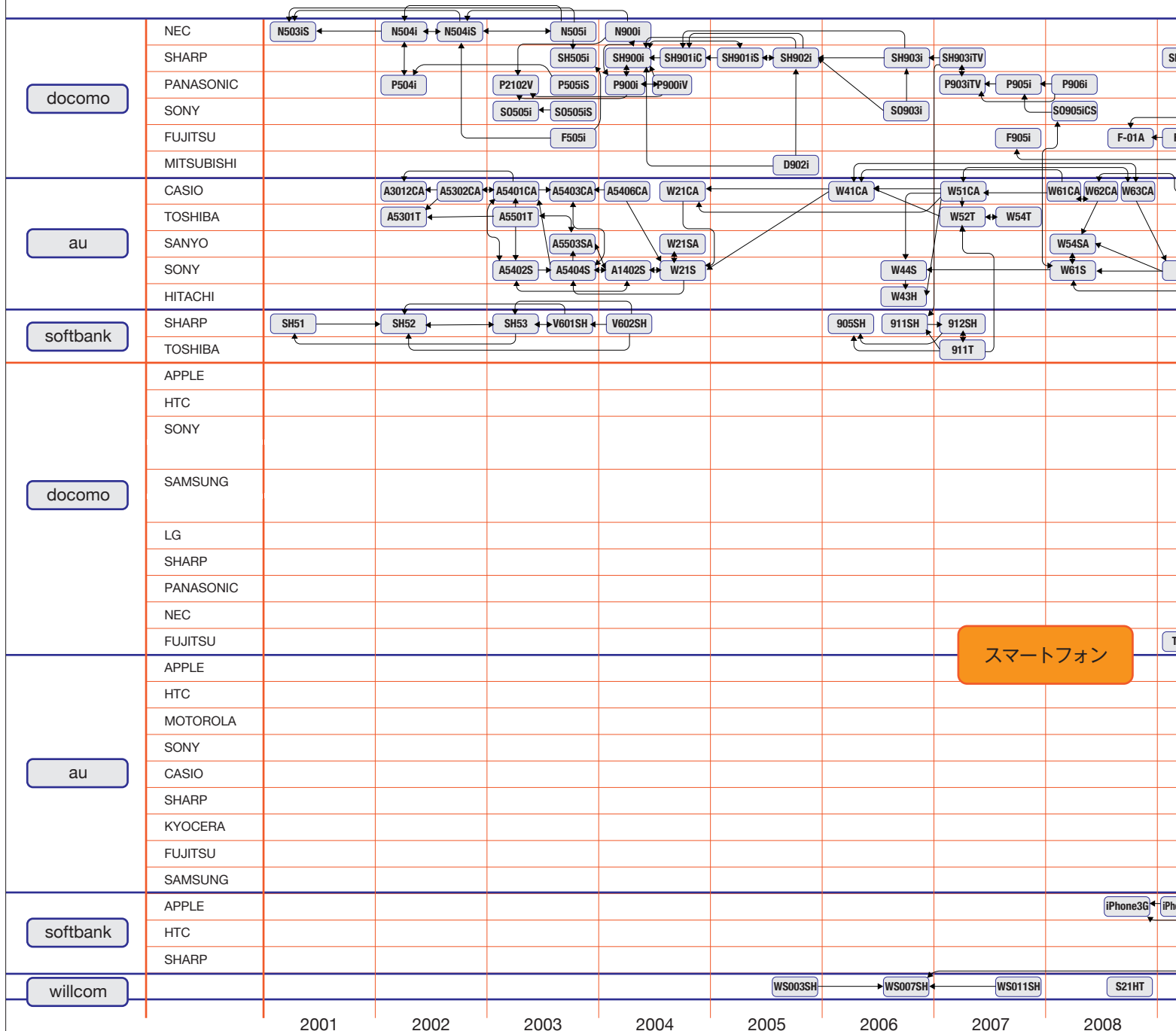
## 3. 分析

### 3-1 携帯電話の普及過程に関する分析

分析にあたって、竹岡他(2014)のテキストマイニングの手法を採用し、それをもとに機種間参照関係図の作成を行った(図表1)。

機種間参照関係図とは、ある機種のクチコミの中で、一定以上の割合で登場する別の機種への言及を機

図表 1 機種間の参照関係<sup>2)</sup>





テリー」「カメラ」といった語も、フィーチャーフォン、スマートフォンの区別なく多数の機種で出現している<sup>4)</sup>。

図表2の集計の結果から、フィーチャーフォン・スマートフォンの別なく、多数の語が共通して頻出していることがわかる。しかし、語の意味は文脈依存的なものであるため、それら諸語に同じ意味が充当されているとは限らない。つまり、共通する語が頻出しているからといって、共通の話題がフィーチャーフォンとスマートフォンで話されているとは限らない。そこで、本研究では、単純に出現語をフィーチャーフォンとスマートフォン間で比較するのではなく、共起関係に基づいてコード化された「話題」を抽出し、この出現頻度を比較することで非連続なイノベーションという現象を明らかにする。「語」ではなく「共起する語」からなる「話題」を比較する理由としては、共起する語が増えれば増えるほど解釈の余地は狭まるため、語に充当される意味の共通性が近似する可能性が高くなるためである。

共起関係の強さと構成から43の「話題」がコード化された。図表3がコード化された43話題、図表4が話題のコーディングルールの抜粋である。

例えば、「話題:メール送受信」の場合、1件のクチコミの中に、「メール」<sup>5)</sup>と共に受信、送信、あるいは送受信という語が含まれている場合には、「メール送受信」に関する話題が書き込まれているとするというものである。このようにコーディングルールを作成し、それぞれのクチコミをコード化し抽出することで、一貫したルールのもとに、どのような話題が書き込まれているのかを定量的に比較、調査することができる。

次に、43のコーディングルールをすべてのクチコミに適用し、それぞれのクチコミで書き込まれた話題を抽出したのちに、それぞれの話題の出現率を機種ごとに集計した結果が図表5である<sup>6)</sup>。

これら出現割合のフィーチャーフォンとスマートフォンにおける平均をそれぞれに集計し、これらを比較した(図表5)。F(フィーチャーフォン)平均・S(スマートフォン)平均がそれぞれの出現率の平均であり、

図表2 各機種上位出現語

| 出現語   | 出現数 | 出現語      | 出現数 | 出現語     | 出現数 |
|-------|-----|----------|-----|---------|-----|
| 1 購入  | 159 | 11 対応    | 152 | 21 機種変  | 124 |
| 1 自分  | 159 | 12 画面    | 149 | 21 状態   | 124 |
| 1 使用  | 159 | 13 確認    | 146 | 23 方法   | 120 |
| 4 機種  | 158 | 14 PC    | 145 | 24 電話   | 111 |
| 4 メール | 158 | 15 端末    | 140 | 25 感じ   | 100 |
| 4 お願い | 158 | 16 バッテリー | 137 | 26 アプリ  | 98  |
| 7 情報  | 157 | 17 ドコモ   | 135 | 27 交換   | 95  |
| 7 設定  | 157 | 18 質問    | 133 | 28 AU   | 94  |
| 9 表示  | 155 | 18 参考    | 133 | 29 本体   | 90  |
| 10 機能 | 154 | 20 携帯    | 127 | 30 ショップ | 87  |

差が出現率の差を示している。図表中では、左上の話題から右下の話題に向けて出現率の差が低くなっていくようにしている。

フィーチャーフォンとスマートフォンにおける各話題の出現率を比較したところ、出現率で2倍以上の差がある話題、つまり話題に非連続性があると考えられる話題が16、出現率が2倍以内の話題が27であった（図表5中緑色の網掛け）。

同じく図表5中におけるU検定は、フィーチャーフォンとスマートフォン間の比較をマン・ホイットニーのU検定において行った結果である<sup>8)</sup>。この方法においては、統計的に有意な差となる $P<0.01$ となる話題、つまり話題の出現率に明確な差がある話題が31、明確な差のない話題が12（図表5中赤色の網掛け）であった。

### 3-3 分析結果からの考察

以上、携帯電話における機種間の参照関係を分析し、その後にフィーチャーフォンおよびスマートフォンにおける出現話題の割合を比較した。参照関係の分析からは、フィーチャーフォンとスマートフォンの間には明確な違いがある事が示され、出現率の比較と統計的手法から両者間の非連続性の源泉となっている話題を明らかにした。出現率に大きな差、あるいは統計的に有意な差が確認できた話題が、消費者の認知におけるフィーチャーフォンとスマートフォンの非連続性の源泉と考えられる。

他方、出現話題の比較では、全43話題中27の話題で出現割合に2倍以上の差はなかった。また、U検定によって比較した結果においても12話題において同一の話題と考えられるという結果であった<sup>9)</sup>。つまり消費者のクチコミの分析結果から、出現率に差のない、

図表3 話題一覧

|            |           |            |          |              |
|------------|-----------|------------|----------|--------------|
| 携帯契約       | 設定確認      | 通話・メール     | 電波対応     | 入力・操作        |
| 写真・動画撮影    | 不具合対応     | アプリ・インストール | ダウンロード   | 設定変更         |
| 着信音設定      | レスポンス     | ファイルPC保存   | 予約       | BLUETOOTH 接続 |
| メール送受信     | 通話エリア     | バッテリー・電源   | 写真・動画保存  | 電源入切         |
| アプリ・アップデート | OSアップデート  | 文字入力       | 音楽・動画再生  | カメラ性能        |
| PC ケーブル接続  | 意見交換      | 表示設定       | メール設定    | 電話帳登録        |
| バッテリー充電    | 価格        | 無線 LAN     | アプリ設定    | サイト見る        |
| 画面・文字      | 写真・動画再生   | 再起動        | メモ리카ード保存 |              |
| 画面表示       | 着信音ダウンロード | ワンセグ       | バッテリー持ち  |              |

図表4 コーディングルール抜粋

| 話題       | コーディングルール                 |
|----------|---------------------------|
| OSアップデート | 「OS」 ∩ { アップデート U 更新 }    |
| 価格       | { 価格 U 値段 } ∩ { 高い U 安い } |
| メール送受信   | 「メール」 ∩ { 受信 U 送信 U 送受信 } |

図表5 出現割合<sup>7)</sup>

|            |      | 無線 LAN   | OSアップデート | アプリ設定    | アプリ・インストール      | アプリ・アップデート      | カメラ性能    | 着信音ダウンロード    |
|------------|------|----------|----------|----------|-----------------|-----------------|----------|--------------|
| 平均値<br>比較法 | F 平均 | 0.2%     | 0.1%     | 0.2%     | 0.3%            | 0.1%            | 1.0%     | 0.4%         |
|            | S 平均 | 2.6%     | 1.1%     | 1.7%     | 2.4%            | 1.0%            | 0.3%     | 0.1%         |
|            | 差    | 11.6     | 10.9     | 9.8      | 8.9             | 6.5             | 4.1      | 3.9          |
| U 検定       | 有意確率 | 0.000    | 0.000    | 0.000    | 0.000           | 0.000           | 0.000    | 0.000        |
|            |      | P < 0.01 | P < 0.01 | P < 0.01 | P < 0.01        | P < 0.01        | P < 0.01 | P < 0.01     |
|            |      |          |          |          |                 |                 |          |              |
|            |      | 再起動      | レスポンス    | 予約       | 価格              | 通話エリア           | 設定確認     | 写真・動画撮影      |
| 平均値<br>比較法 | F 平均 | 0.2%     | 0.6%     | 0.3%     | 1.7%            | 0.3%            | 0.6%     | 2.5%         |
|            | S 平均 | 0.6%     | 0.2%     | 0.8%     | 0.7%            | 0.7%            | 1.4%     | 1.1%         |
|            | 差    | 3.1      | 2.8      | 2.6      | 2.5             | 2.4             | 2.4      | 2.3          |
| U 検定       | 有意確率 | 0.000    | 0.000    | 0.005    | 0.000           | 0.000           | 0.000    | 0.000        |
|            |      | P < 0.01 | P < 0.01 | P < 0.01 | P < 0.01        | P < 0.01        | P < 0.01 | P < 0.01     |
|            |      |          |          |          |                 |                 |          |              |
|            |      | 電波対応     | ワンセグ     | バッテリー充電  | バッテリー・持ち        | 写真・動画保存         | メール設定    | 設定変更         |
| 平均値<br>比較法 | F 平均 | 0.4%     | 0.9%     | 1.0%     | 1.2%            | 0.5%            | 1.4%     | 0.5%         |
|            | S 平均 | 1.0%     | 0.4%     | 1.9%     | 2.1%            | 0.3%            | 2.4%     | 0.9%         |
|            | 差    | 2.2      | 2.2      | 1.9      | 1.8             | 1.8             | 1.8      | 1.7          |
| U 検定       | 有意確率 | 0.000    | 0.090    | 0.000    | 0.000           | 0.000           | 0.000    | 0.000        |
|            |      | P < 0.01 | P > 0.05 | P < 0.01 | P < 0.01        | P < 0.01        | P < 0.01 | P < 0.01     |
|            |      |          |          |          |                 |                 |          |              |
|            |      | 不具合対応    | 表示設定     | バッテリー・電源 | ダウンロード          | PC ケーブル接続       | 写真・動画再生  | BLUETOOTH 接続 |
| 平均値<br>比較法 | F 平均 | 3.5%     | 1.7%     | 0.2%     | 0.4%            | 0.3%            | 2.9%     | 0.3%         |
|            | S 平均 | 5.8%     | 2.9%     | 0.4%     | 0.3%            | 0.5%            | 1.9%     | 0.4%         |
|            | 差    | 1.6      | 1.6      | 1.6      | 1.6             | 1.6             | 1.6      | 1.4          |
| U 検定       | 有意確率 | 0.000    | 0.000    | 0.000    | 0.000           | 0.000           | 0.000    | 0.000        |
|            |      | P < 0.01 | P < 0.01 | P < 0.01 | P < 0.01        | P < 0.01        | P < 0.01 | P < 0.01     |
|            |      |          |          |          |                 |                 |          |              |
|            |      | ファイルPC保存 | 電源入切     | 音楽・動画再生  | 入力・操作           | 画面・文字           | メモ리카ード保存 | 意見交換         |
| 平均値<br>比較法 | F 平均 | 1.0%     | 0.6%     | 2.1%     | 1.4%            | 0.4%            | 0.7%     | 3.2%         |
|            | S 平均 | 0.8%     | 0.9%     | 1.6%     | 1.1%            | 0.3%            | 0.6%     | 3.7%         |
|            | 差    | 1.4      | 1.4      | 1.3      | 1.3             | 1.3             | 1.3      | 1.2          |
| U 検定       | 有意確率 | 0.000    | 0.000    | 0.137    | 0.074           | 0.023           | 0.008    | 0.002        |
|            |      | P < 0.01 | P < 0.01 | P > 0.05 | P > 0.05        | 0.01 < P < 0.05 | P < 0.01 | P < 0.01     |
|            |      |          |          |          |                 |                 |          |              |
|            |      | 着信音設定    | 携帯契約     | メール送受信   | 通話・メール          | 画面表示            | 電話帳登録    | 文字入力         |
| 平均値<br>比較法 | F 平均 | 0.6%     | 3.8%     | 2.4%     | 0.7%            | 1.5%            | 0.3%     | 0.6%         |
|            | S 平均 | 0.6%     | 4.2%     | 2.6%     | 0.7%            | 1.5%            | 0.3%     | 0.6%         |
|            | 差    | 1.1      | 1.1      | 1.1      | 1.1             | 1.1             | 1.1      | 1.1          |
| U 検定       | 有意確率 | 0.181    | 0.388    | 0.513    | 0.014           | 0.112           | 0.101    | 0.874        |
|            |      | P > 0.05 | P > 0.05 | P > 0.05 | 0.01 < P < 0.05 | P > 0.05        | P > 0.05 | P > 0.05     |
|            |      |          |          |          |                 |                 |          |              |
|            |      | サイト見る    |          |          |                 |                 |          |              |
| 平均値<br>比較法 | F 平均 | 0.7%     |          |          |                 |                 |          |              |
|            | S 平均 | 0.7%     |          |          |                 |                 |          |              |
|            | 差    | 1.0      |          |          |                 |                 |          |              |
| U 検定       | 有意確率 | 0.288    |          |          |                 |                 |          |              |
|            |      | P > 0.05 |          |          |                 |                 |          |              |

有意差のない話題も数多く存在していることが明らかとなった。これらの話題は消費者が非連続性を感じていない話題、非連続なイノベーションに存在する連続性と考えられる<sup>10)</sup>。

非連続なイノベーションにおける連続性を検討すると、①出現する話題の出現率に差がないものがある、②出現率に差のある話題であっても、出現率が変化しているのであって、全くなかった話題が出現しているのではない、ということがわかる。

以上から、携帯電話におけるフィーチャーフォンとスマートフォンには、機種間の参照関係から明確な非連続性が存在する一方で、話題を分析すると、それらの間には多くの連続性も存在することがわかった。従来から、イノベーションの新規性や革新性に関する研究では、あるイノベーションの中に非連続性と連続性が同居していることが指摘されている。例えばGarcia and Calantone (2002) は、それまで研究の対象とされてきたイノベーションを革新性の程度に応じて分類する上で、それぞれのイノベーションが新たな技術のS字カーブを生んだのかどうか、新たな市場のS字カーブを生んだのかどうかという基準を用いている。それによると、S字カーブはイノベーションの非連続性の有無の指標であり、産業レベルで技術と市場、双方に新たなS字カーブが生まれ、非連続性が認められる場合、そのイノベーションは最も革新的であるとされる。その一方で、イノベーションとして研究されてきたものの中には、軍事技術が民間商用化されてできた製品のように、技術的には新たなS字カーブを出現させていないが、市場のS字カーブは新たに生まれたと言える事例や、鉄道会社に導入されたディーゼル機関車のように、新たな市場のS字カーブは出現させていないが、技術的な領域では新たなS字カーブが生まれたと言える事例もある。これらのイノベーションは、革新性の程度が前述のものよりも低いと判断されるもので

あると同時に、非連続性と連続性が同居しているものであるとすることができる。

これに対して、本研究の分析を通じて明らかになった非連続性と連続性は、既存の商品との何らかの共通性や類似性を見出そうとする消費者の認知の考察から見出すことができるものである。フィーチャーフォンからスマートフォンへ、反対にスマートフォンからフィーチャーフォンへの参照が見出せないということは、消費者がフィーチャーフォンとスマートフォンを比較の対象とはならない非連続なものと認識していることを意味する。しかし同時に、フィーチャーフォンとスマートフォン、それぞれのクチコミにおいて、共通の話題の展開が確認でき、消費者の認識に連続性が存在していることも確認できた。イノベーションの普及においては、非連続性だけではなく、こうした消費者の認識における連続性も、イノベーションの推進者が注目していくべきものであると言える。

#### 4. おわりに

本研究では、インターネット上のクチコミ掲示板「価格.com」における利用者のクチコミ情報についてテキストマイニングを行い、携帯電話の普及過程を考察した。その結果、イノベーションの普及における非連続性と連続性を消費者の認知に基づいて明らかにすることができた。本研究が採用した方法は、実務家が商品開発を行う過程で、消費者情報を扱う際にも有用な方法と考えられる。今後は、この方法をより取扱いの簡易なものとしてパッケージ化することも必要だと考えている。

謝辞

本研究はJSPS科研費(研究活動スタート支援25885063)の助成を受けたものです。



Shiro Takeoka

## 竹岡 志朗

大阪市立大学 商学部 特任講師  
甲南大学経営学部卒業。神戸大学大学院総合人間科学研究科前期博士課程修了。2012年大阪市立大学大学院経営学研究科後期博士課程修了。博士（経営学）。専門はイノベーション論、状況的学習論、生産システム論。現在のテーマはイノベーションの普及。



Naoya Takayanagi

## 高柳 直弥

実践大学（台湾） 助教授  
京都外国語大学外国語学部卒業。2012年大阪市立大学大学院経営学研究科後期博士課程修了。博士（経営学）。専門は、コーポレート・コミュニケーション論。現在のテーマは、企業博物館を用いた企業の広報戦略、イノベーションの普及と企業の広報戦略。



Yusuke Inoue

## 井上 祐輔

大阪市立大学 大学院 経営学研究科 附属先端研究教育センター特別研究員  
京都外国語大学 非常勤講師  
立命館大学政策科学部卒業。2011年大阪市立大学大学院経営学研究科後期博士課程単位取得退学。博士（経営学）。専門は、経営組織論・組織間関係論。現在のテーマは、イノベーションの普及、制度の普及。



Shuichi Takagi

## 高木 修一

大阪市立大学 大学院 経営学研究科 後期博士課程  
大阪市立大学卒業。2013年大阪市立大学大学院経営学研究科前期博士課程修了。修士（経営学）。専門は、経営情報論、イノベーション論。現在のテーマは、ロングセラー製品の開発、イノベーションの普及。

### 注

- 1) 竹岡他（2014）の中で、クチコミ件数が500件程度の場合は、1件のクチコミの持つ影響が大きく、分析結果に大きな誤差が生まれる可能性が高いことがわかった。この問題に対処するため、本稿ではクチコミ件数が2,000件以上の機種に調査の対象を限定している。
- 2) 図表1は参照関係のある機種のみを記載している。
- 3) 機種ごとの頻出語を調査すると、その中に他機種が頻繁に含まれている。これは、消費者が特定の機種を認識・理解する際に、機能や価値などの機種自体が持つ特徴だけでなく、比較や参照という形で他機種を利用し、認識・理解を補助しているためである。
- 4) 図表2において出現数が159の語は、全機種のクチコミの中で上位出現50語以内に当該語が含まれていることを意味している。
- 5) カギカッコ書きは、複数の語を一つの語として扱っていることを意味し、「メール」の場合には、メール、Gmail、SPメールが含まれている。
- 6) 例えば、auのiPhone5s（クチコミ件数3,365件）を調べると、上記コーディングルールに登場した話題、OSアップデート、価格、メール送受信の出現率と出現件数は、それぞれ1.0%（35件）、0.6%（21件）、1.0%（37件）である。

---

## 注

- 7) 図表5中では平均値の比較とマン・ホイットニーのU検定の結果が併記されている。フィーチャーフォンで出現しなかった話題がスマートフォンで出現するのであれば、それが非連続性の源泉と考えられるが、どのような話題もフィーチャーフォン・スマートフォンの別なく双方に出現している、つまり0か1かでは判断できない。そこで本研究では平均値比較法とマン・ホイットニーのU検定を併用した。しかし、それぞれに十分ではない点もある。平均値比較法では、どの程度の差をもって非連続性を判断するのか、またU検定においては、脚注9)の問題である。そのため、本研究では両結果を併記し、総合的に判断することとした。結果の考察に関しては脚注10)を参照。
- 8) マン・ホイットニーのU検定は、2群間の比較を行う際に使用するノンパラメトリックな統計学的検定法である。この方法は、比較するデータ群間に対応がなく、またデータの分布に正規性がない場合に採用される。
- 9) マン・ホイットニーのU検定は標本間に差が存在することを統計的に検討するものである。本文中では同一の話題と考えられるものが12としているが、これは裏にあたるものであり、あくまでも可能性と考えるべきものである。
- 10) 図表5から、フィーチャーフォン・スマートフォン間にある連続性は、音楽動画再生、入力操作、画面文字、着信音設定、携帯契約、メール送受信、通話メール、画面表示、電話帳登録、文字入力、サイト見る、の12話題である。

---

## 参考文献

- Foster, R. N (1986) Innovation; the attacker's advantage, New York, Summit.
- Garcia, R. and R. Calantone (2002) "A critical look at technological innovation typology and innovativeness terminology: a literature review", Journal of Product Innovation Management 19 (2), pp.110-132.
- Rogers, E., M., (2003) Diffusion of Innovations 5th ed, Free Press.
- 竹岡志朗、高木修一、井上祐輔 (2014年)「テキストマイニングを用いたイノベーションの普及分析」『日本情報経営学会誌』Vol.35-1, pp.72-86.

# 情報流通の媒介者と表現の自由

東京大学 大学院 情報学環 助教

成原 慧  
Satoshi Narihara

本稿は、情報流通の媒介者と表現の自由の関係について、関連する日米欧の議論を踏まえ比較法的検討を行うことにより、今後のわが国における、媒介者規制に対する規律の基本的な枠組みを提示することを試みたい。まず、従来のマスメディアと今日のインターネット上の媒介者の役割を比較検討することにより、今日のインターネット上の媒介者が表現の自由との関係で提起する新たな問題を明らかにする。次に、今日のインターネット上の媒介者規制の性格をどのように捉えるべきなのかについて、自主規制、共同規制、および代理人による検閲という概念に即して検討する。最後に、今後のわが国における媒介者規制に対する規律のあり方について基本的な枠組みを示す。

## キーワード

媒介者 表現の自由 ゲートキーパー インフラストラクチャ アーキテクチャ

## 1. はじめに

今日では、Twitterでつぶやいたり、Facebookに写真を投稿するなど、インターネット上で表現活動を行うことが若い世代を中心に日常的な営みになりつつある。このような背景により、近年ではインターネット上において表現の自由に関する様々な問題が生じるよ

うになっているが、インターネット上の表現の自由を考える際に重要な位置を占めるのが、電気通信事業者、検索エンジン事業者、ソーシャルネットワーク事業者、プラットフォーム事業者等の各種の情報流通の媒介者の役割である。情報流通の媒介者は、表現の自由を支えるインフラストラクチャとしての役割を果たすと同時に、表現規制を担うゲートキーパーとしての役割も果たすようになっている。国家が情報流通の媒介

者を通じて行う規制（以下、「媒介者規制」という）は、表現の自由に対してどのような問題を提起することになるのでしょうか。また、近年のわが国では、媒介者規制を自主規制や共同規制という枠組みのもとに捉える議論が有力になっているが、このような枠組みは表現の自由を保護する上で十分なものといえるのでしょうか。このような問いを踏まえ、本稿では、関連する日米欧の議論を比較検討することにより、情報流通の媒介者と表現の自由の関係について考察することにした。

## 2. 情報流通の媒介者と表現の自由の関係の二面性

最初に本章では、情報流通の媒介者が表現の自由を支えるインフラストラクチャとしての側面と、表現規制を担うゲートキーパーとしての側面の二面性を有していることを確認しておきたい。

### 2.1 自由の担い手としての媒介者

インターネット上の各種の情報流通の媒介者は、個人がインターネットを通じて世界に向けて容易に情報を発信し、多種多様な情報にアクセスすることを可能にすることによって、情報社会における表現の自由を支えるようになってきている。例えば、我々は、電気通信事業者の提供するサービスを利用してインターネットにアクセスできるのはもとより、検索サービスを利用して情報を収集し、各種のプラットフォームを利用して情報を発信し、SNSを利用して他者とコミュニケーションを行うことができるようになってきている。このように、インターネット上の各種の情報流通の媒介者は、情報社会における「表現の自由のインフラストラクチャ」としての役割を担うようになってきているといってい

てよいだろう<sup>1)</sup>。

### 2.2 規制の担い手としての媒介者

媒介者は、表現の自由の担い手であると同時に、潜在的には、表現規制の担い手としての側面も有している。J. バルキンによれば、インフラストラクチャに依存する表現の自由は、インフラストラクチャを通じてコントロールされる可能性があり、今日において、表現の自由のインフラストラクチャは表現活動に対する規制・監視のインフラストラクチャと表裏一体のものとなりつつある<sup>2)</sup>。実際、各国の政府も、インターネット上において国家が個人の行為を直接規制することが困難になっているという認識を背景に、情報流通の媒介者に違法ないし有害な情報を削除させたり、利用者情報を開示することを求めるなど、媒介者を表現規制の「ゲートキーパー」として利用するようになってきている<sup>3)</sup>。宍戸常寿が指摘しているように、媒介者の位置づけはインターネット上の表現の自由のあり方を大きく左右する可能性があり、媒介者に対する安易な規制は、インターネット上の表現の自由の死命を制する「劇薬」となる危険性がある<sup>4)</sup>。

## 3. 従来のメディアとインターネット上の媒介者

前章で論じたように情報流通の媒介者はインターネット上の表現の自由のあり方を左右する重要な役割を果たすようになってきているが、従来の社会において表現の自由の担い手として重要な役割を果たしてきたマスメディアと比べて、今日のインターネット上の情報流通の媒介者が提起している新たな問題はどこにあるのであろうか。

### 3.1 従来のメディアの役割

従来の社会においてもマスメディア等が情報流通の媒介者として表現の自由を支える役割を果たすと同時

に、ゲートキーパーとして表現規制のエンフォースメントを担う役割を果たすことが少なくなかった。とりわけ、メディアという語が、「中間」ないし「媒介」を意味するラテン語のmediumに由来し、今日でも「伝達媒体」という意味を有していることから見て取れるように、マスメディアが、表現の発信主体であると同時に、広告をはじめとする他者の表現の伝達者としての側面を有しているということは忘れられるべきではないだろう<sup>5)</sup>。

従来の判例や学説も、マスメディアが果たす情報流通の媒介者としての役割を少なからず配慮してきた。とりわけ、この問題に積極的に取り組んできたのが、1950年代から60年代にかけての米国連邦最高裁、ウォーレン・コートである。公人に対する名誉毀損に関して「現実の悪意の法理」を打ち立てた判例としてわが国でもよく知られる1964年のNew York Times v. Sullivan判決も、かかる問題意識を踏まえた判例の一つとして理解することが可能である<sup>6)</sup>。すなわち、同判決は、本件で名誉毀損的表現を含んでいるとされた公民権運動の支持者らによる意見広告の流通が、ニューヨーク・タイムズという情報流通の媒介者によって支えられており、それゆえ、「現実の悪意」をもたずに虚偽の名誉毀損的表現を含む意見広告を掲載した新聞社に損害賠償責任を課すことは、情報流通の媒介者である新聞社に萎縮効果を与え、ひいては政治的言論の自由な流通が抑制されうるといった問題の構造を的確に捉えていたのである<sup>7)</sup>。

わが国においても、判例や学説の中に媒介者規制に対する問題意識を見いだすことは可能である。学説では、戦後日本の代表的憲法学者である芦部信喜が媒介者規制に対する鋭い問題意識を踏まえ表現の自由論を展開していたことは改めて注目に値しよう<sup>8)</sup>。また、わが国の最高裁も、必ずしも十分な水準であるとは言えないものの、図書販売業者等の媒介者に対する規制

が情報の自由な流通に与える制約効果に注意を払ってきた<sup>9)</sup>。さらに、近年の判例は、図書館など情報流通の媒介を担う公的な場における表現の自由や知る権利に関わる著作者および公衆の人格的利益が法的に保護される可能性も認めるようになっている<sup>10)</sup>。

### 3.2 インターネット上の媒介者の役割

インターネット上では、マスメディア等の伝統的な媒介者に代わり、電気通信事業者、検索エンジン事業者、プラットフォーム事業者、SNS事業者、ドメインネーム管理機関等の新たな種類の媒介者が表現の自由のインフラストラクチャとしての役割と同時に規制のゲートキーパーとしての役割を果たすようになっている。今日では、国家がインターネット上の表現活動を規制する際にも、上述のような各種の情報流通の媒介者を通じて規制を試みるケースが増えている。例えば、近年の米国では、連邦政府の助成を受ける図書館に性表現のフィルタリングを義務づける「子どもインターネット保護法」や、プロバイダ等にセーフハーバーを与えることで著作権を侵害する情報の削除を促す「デジタルミレニアム著作権法」が制定されているほか、インターネット上の各種の媒介者にウィキリークスに対するサービスの提供停止を求めるインフォーマルな働きかけが行われるようになっている<sup>11)</sup>。

わが国でも、プロバイダによる権利侵害情報の削除に関わる責任制限と発信者情報の開示について定める「プロバイダ責任制限法」や、携帯電話事業者等の各種の情報流通の媒介者に青少年保護のためのフィルタリングの提供等を義務づける「青少年インターネット環境整備法」が制定されているほか、東日本大震災後にはプロバイダ等の業界団体に対し流言飛語情報への適切な対応を求める行政指導が行われている<sup>12)</sup>。

### 3.3 媒介者規制の変容

以上で明らかにしてきたように、従来のマスメディアにおける媒介者規制と現代のインターネット上の媒介者規制との間には一定の共通の構造を見いだすことができるが、両者の間の相違はやはり無視することはできない。

第一に、媒介者規制において働く作用の変容を指摘することができる。従来のマスメディアにおける媒介者規制においては、先に見たSullivan判決のように、メディアをはじめとする表現主体が法的制裁等を予期し萎縮することによって自己検閲が促されるという心理的な作用、すなわち萎縮効果(chilling effect)の連鎖が問題視されることが多かったのに対して<sup>13)</sup>、今日のインターネット上の媒介者規制では、フィルタリングやブロッキングのように、規制を受ける表現主体の意識に必ずしも働きかけることなく、情報の流通を物理的・技術的に抑制する「アーキテクチャ」や「コード」と呼ばれる規制手法が広く用いられるようになってい<sup>14)</sup>。

第二に、媒介者規制に用いられるゲートキーパーの性格の変容を指摘することができる。今日では、表現規制のゲートキーパーとしての役割を担いうる媒介者は、主権国家の枠内で活動してきたメディアからグローバルにビジネスを展開するネット企業へと移行しつつあり、媒介者が国家を上回る影響力をもつことも少なくなってきた<sup>15)</sup>。このように媒介者の影響力が向上する一方で、今日のネット上の媒介者は、従来のメディアに比べ、政府による表現規制や圧力に脆弱な一面も有している。というのも、メディアにより流通する情報は自社の記者、あるいは、密接な関係をもつ限られた数の作家や広告主等が発信した情報が中心であったのに対して、ネット上の媒介者により流通する情報は関係の希薄な無数の第三者が発信した情報が中心であり、ネット上の媒介者が第三者の表現の

自由を守るためにコストを負担するインセンティブは必ずしも高くないからである<sup>16)</sup>。もっとも、ネット上の媒介者が利用者による信頼と支持を得るために表現の自由の擁護が不可欠であると判断した場合などには、媒介者が政府による表現規制や圧力に抵抗するインセンティブは強力なものとなるかもしれない。

## 4. 媒介者規制の性格

本章では、前章で明らかにした媒介者規制の変容を踏まえ、今日のインターネット上の媒介者規制の法的な性格をどのように捉えるべきなのかについて、自主規制、共同規制、および代理人による検閲という概念に即して検討していく。

### 4.1 自主規制

今日のインターネット上の媒介者規制においては自主規制(self-regulation)が重要な役割を果たしていると論じられることが多い<sup>17)</sup>。自主規制は多義的な概念であり、論者によって様々な定義されているが、今日では自主規制が国家の影響から完全に独立した私的団体による純粋な自己規律として理解されることは少なくなっている<sup>18)</sup>。日米独の自主規制を比較法的に検討した原田大樹が明らかにしているように、「自主規制が文字通り『自主』つまり国家の影響から離れて存在していることはなく、むしろ自主規制の本質は、(国際自主規制の事例等を除けば)ある社会問題を解決するために国家によって選択・利用される政策手段であるところにある」<sup>19)</sup>。

表現の自由論においても、自主規制については、国家の干渉から独立したメディアの自己規律として肯定的に評価されることが多かった一方で、国家の圧力を背景に表現の自由を抑制する危険性も指摘されてきた<sup>20)</sup>。米国でも、メディアの自主規制は、理念的には、国家

の干渉から独立したメディアの自己規律として理解されてきたものの、実態としては、20世紀中盤までの映画業界の自主規制をはじめ、国家による法的規制やインフォーマルな圧力に促される形で行われることが少なくなかった<sup>21)</sup>。また、米国のメディア業界において、自主規制としばしば互換的な意味で用いられていた「自己検閲」(self-censorship)という概念は、連邦最高裁の判例にも取り入れられ表現の自由の法理の鍵概念として用いられるようになる。公的検閲を背景にして行われていた映画業界の自己検閲のように、法的規制に促される形で行われる自己検閲は、前提となっている法的規制を上回る形で表現の自由を制約する危険性を有している。このような問題意識を背景に、ウォーレン・コートは、「自己検閲」という概念を表現の自由論に導入することで、法的規制が実際の運用において私人の側の反応を介して本来の規制対象を越えて表現の自由を制約する帰結を招くことになるという構造を明らかにし、かかるリスクから表現の自由を保護する法理を発展させていった<sup>22)</sup>。このような米国における自主規制や自己検閲の概念をめぐる議論の展開を踏まえると、法的規制に促された自主規制は、法による直接規制よりも、表現の自由に深刻なダメージを与える場合がありうるということができるように思われる。

#### 4.2 共同規制

自主規制への国家の関与を明示化し、法的規制と自主規制が有している問題を止揚しようとするものとして、「共同規制」(co-regulation)という概念をあげることができる。共同規制は元来、欧州連合(EU)とその加盟国において提起され採用されるようになっていく規制手法であるが、近年のわが国でも複雑化する産業構造や技術環境に適した規制手法として注目を集めるようになっていく。共同規制は、EUの文書では「立法機関によって定義された目的の達成を当該分野で認め

られた(企業、社会的パートナー、非政府組織、団体等の)主体に委ねる欧州共同体の立法手法」<sup>23)</sup>と定義されているが、わが国における代表的な共同規制の研究者である生貝直人は、共同規制を「自主規制と法的規制の両方により構成されるスキーム」<sup>24)</sup>として位置づける英国の情報通信行政の独立規制機関Ofcomの見解等を踏まえ、共同規制を「特定の問題に対応するにあたり、効率的かつ実効的なコントロール・ポイントを特定し、それらが行う自主規制に対し一定の公的な働きかけを行うことにより、公私が共同で解決策を管理する政策手法」<sup>25)</sup>という形で再定義している。

情報通信分野の共同規制研究の第一人者として知られるC. マルスデンをはじめ共同規制を評価する欧州の論者は、司法による媒介者規制の憲法的規律を重視する米国の論者に比べ、規制の形成・執行過程における多様なステークホルダーの関与と包摂を通じた正統性の確保と人権の保護を重視する傾向があるように見受けられる<sup>26)</sup>。だが、規制の形成・執行過程のあり方やステークホルダー間の力関係が国によって少なからず異なることを踏まえると、特にEU諸国の文脈を離れた場合には、共同規制という枠組みで媒介者規制の規律を図ることが、人権の保護という観点から望ましいものであるかは一概には判断し難いように思われる。例えば、B. フリードマンらは、共同規制を一定の規制目的を達成するためにコントロールのポイントに圧力をかける法的装置として理解した上で、欧州のみならず、米国、さらには中国のような「権威主義国家」においても、インターネット上の表現規制に関する共同規制的な枠組みを見いだすことができるとした上で、共同規制は制度の設計や運用のあり方によっては法の支配を逸脱し、表現の自由等の基本的人権を脅かす規制となりうるという警鐘を鳴らしている<sup>27)</sup>。伝統的に中間団体が国家からの自由の担い手としてよりも国家権力の下請けとしての役割を強く果たしてきたとされるわ

が国において<sup>28)</sup>、共同規制が私人の「自主性」の名の下に、法の支配を逸脱し、人権を脅かすものとなる危険性について、今日のわが国の媒介者を取り巻く政治的・経済的・社会的文脈も踏まえ慎重に見定めていくことが求められようと思われる。

#### 4.3 代理人による検閲

近年の米国では、媒介者規制における国家の関与の存在を明確化した上で、正面から国家の責任を問い、司法による媒介者規制の憲法的規律を図ろうとする議論が提起されるようになってきている。例えば、S. クライマーは、媒介者規制を「代理人による検閲」(censorship by proxy)として位置づけ、規制に用いられる媒介者を国家の代理人と捉えることで、媒介者規制における国家の責任を明確にし、司法による憲法的規律を図る議論を展開している。クライマーによれば、「代理人による検閲」は、マッカーシズムの時代のマスメディア等を通じた表現規制と今日のインターネット上の媒介者規制に共通して見いだすことのできる構造であり、前者に対応する中で形成されてきた表現の自由に関する判例法理は今日のインターネット上の媒介者規制を規律する上でも重要な手がかりとなる。このような観点からクライマーは、裁判所が媒介者規制の司法審査を行う際に、媒介者に対する規制が媒介者に萎縮効果を与え自己検閲を招くリスクに配慮することや、第三者の表現の流通を抑制しないように媒介者に一定のセーフハーバーを与えることなどを求めている<sup>29)</sup>。

以上でみてきたように、インターネット上の媒介者規制に関して、媒介者の「自主性」の名の下に国家が表現の自由を間接的に抑制するリスクが少なからず存在するとすれば、媒介者規制について、「自主規制」ないし「共同規制」という枠組みの下に私人のイニシアティブを強調し、表現の自由に配慮した規制として評

価することが適切なのか、あるいは、「代理人による検閲」として位置づけるなどして、国家の責任を明確にして司法による憲法的規律を重視することが適切なのかは、国家と媒介者の関係性等を考慮して慎重に検討していくことが求められるように思われる。

### 5. 媒介者規制の規律

本章では、媒介者規制の規律について、立法、司法、媒介者の役割に着目して検討していきたい。

#### 5.1 立法による規律

法の支配や民主的統制の観点からは、国家が媒介者を通じて第三者の権利や自由を制約する場合にも、直接規制の場合と同様に、立法によるルール形成を通じた事前の規律が重要な役割を果たすことになる<sup>30)</sup>。一方、わが国においては従来、行政機関が、法令の根拠に基づくことなく、行政指導などのインフォーマルな働きかけにより媒介者に情報流通の抑制を促すケースが少なくなかった<sup>31)</sup>。だが、法の支配や民主的統制の貫徹を図るのであれば、国家が媒介者に対して法的義務を課す場合はもとより、インフォーマルな働きかけを行うなどして、媒介者に第三者の表現の流通の抑制を事実上強いる場合にも、立法による一定の規律が求められるのではないかと改めて検討されるべきであろう<sup>32)</sup>。

#### 5.2 司法による規律

立法による媒介者規制に対する事前の規律が十全に機能せず、媒介者規制による表現の自由の侵害が生じた場合に、事後的に規律と救済を行う上では司法が中心的な役割を果たすことになろう。媒介者規制の司法審査においては、クライマーが論じているように、法的規制が媒介者に萎縮効果を与え自己検閲を招くリスクに配慮することや、第三者の表現の流通を抑制しな

いように媒介者に一定のセーフハーバーを与えるなど、国家による規制から媒介者を保護することが求められよう。加えて、今日のインターネット上の媒介者規制に対する司法審査においては、媒介者規制により間接的に制約を受ける利用者の権利や利益を保護するための法理の形成も求められようと思われる。媒介者規制においては、規制のゲートキーパーとなる媒介者に対する法的規制やインフォーマルな働きかけは国家によって行われるが、利用者に対する規制のエンフォースメントは媒介者に委ねられることになる。インターネット上の媒介者による利用者に対する規制のエンフォースメントにはしばしばアーキテクチャが用いられることになるが、アーキテクチャを用いたエンフォースメントについては、情報の流通を事前に規制するがゆえに、情報の流通を広汎に制約してしまうことがあるという問題や、規制が不透明になりがちであるといった問題があり、表現の自由に対して機能的に事前抑制に相当するような強い制約効果を及ぼすおそれがあると指摘されている<sup>33)</sup>。このようなアーキテクチャを用いたエンフォースメントの間接的で不透明な性格ゆえに、媒介者規制により間接的に権利や利益を制約される第三者は、法的な問題としても、また事実上の問題としても、訴訟等により救済を求めることが困難となるおそれがある。そうであるとすれば、媒介者規制による第三者に対する間接的で不透明な権利侵害を救済するための手続的規律の枠組みの構築が求められることになるだろう。

### 5.3 媒介者による規律

媒介者規制の手続的規律を図る上では媒介者による自律的なアカウントビリティの確保も重要である<sup>34)</sup>。欧米諸国と同様にわが国でも、媒介者の自律的な取り組みなどにより媒介者規制における透明性の確保等の手続的規律が形成されるようになっている。例えば米

国では、Chilling Effects<sup>35)</sup>等の第三者的立場から媒介者規制に関する情報を提供するサイトに加え、GoogleやTwitter等のネット事業者が公表する「透明性報告書」(transparency report)<sup>36)</sup>などにより、媒介者規制の透明性が一定程度確保されるようになっている。わが国でも、一般社団法人テレコムサービス協会が、東日本大震災後に行政機関から削除等対応の要請を受けたインターネット上の「流言飛語」情報について、関係の事業者等がガイドラインや約款に基づき自主的に削除等の対応を行ったケースを、当該事業者等から情報提供を受けてネット上で公表する試みを行っており、情報の網羅性や具体性などの点で課題が残されているものの、今後のモデルケースとして注目に値しよう<sup>37)</sup>。

## 6. むすびにかえて

これまでみてきたように、近年のわが国では、媒介者規制について、自主規制や共同規制といった概念のもとに政策的な規律を志向する議論が有力になっている。だが、媒介者規制については、国家が媒介者に一定の法的義務を課す場合はもとより、法的義務が課されない場合でも、政府が媒介者にインフォーマルな形で圧力をかけるなどして、自主規制や共同規制という名の下に、政府が媒介者を通じて個人の表現の自由を間接的に不透明な形で抑制するリスクも否定しきれない。今後はわが国においても、マスメディアを通じた表現規制に対処してきた米国の判例やインターネット上の媒介者規制に関する最新の議論なども踏まえつつ、立法や司法による媒介者規制の規律を進めていくと同時に、媒介者の自律的な取り組みを拡げていくことにより、チェック・アンド・バランスを強化し、媒介者規制の適正化・透明化を図っていくことが求められよう。



Satoshi Narihara

## 成原 慧

東京大学 大学院 情報学環 助教  
専門は情報法。特にインターネット上の表現の自由とアーキテクチャによる規制について研究。2008年東京大学大学院学際情報学府修士課程修了、2012年東京大学大学院学際情報学府博士課程単位取得退学。2011年日本社会情報学会 (JSIS) 学会賞(研究奨励賞)受賞。主な論文に、「憲法とコンテキスト(1)、(2・完) —— 初期ローレンス・レッシングの憲法理

論——」東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究 No.86、87 (2014年)、「多元化・重層化する表現規制とその規律——表現の自由・アーキテクチャ・パブリックフォーラム」憲法理論研究会編『憲法理論叢書21 変動する社会と憲法』(敬文堂、2013年)、「代理人を介した表現規制とその変容」マス・コミュニケーション研究80号(2012年)など。

### 注

- 1) 表現の自由を支えるインフラストラクチャの役割について論じたものとして、浜田純一「表現の自由のインフラストラクチャー」法律時報74巻1号4頁以下(2001年)参照。See also, Jack Balkin, *Old-School/New-School Speech Regulation*, 127 HARV. L. REV. 2296, 2301-04 (2014).
- 2) Balkin, *supra* note 1, at 2297, 2303-05.
- 3) 米国のインターネット上のゲートキーパー規制について通史的に検討したものとして、see Jonathan Zittrain, *A History of Online Gatekeeping*, 19 HARV. J.L. & TECH. 253 (2006).
- 4) 宍戸常寿「表現の自由」岡村久道編『インターネットの法律問題——理論と実務』(新日本法規、2013年) 114-115頁参照。
- 5) 「メディア」概念の形成と展開については、さしあたり、佐藤卓己『現代メディア史』(岩波書店、2012年) 3頁参照。
- 6) *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964).
- 7) *Id.* at 266, 278. See also, Kreimer, *infra* note 29, at 54; Tushnet, *infra* note 11, at 120-22.
- 8) 例えば、芦部信喜「機能的『検閲』概念の意義と限界——アメリカ法を素材として——」同『人権と議会政』(有斐閣、1996年)等を参照。関連して、毛利透『表現の自由——その公共性ともろさについて』4章(岩波書店、2008年)を参照。
- 9) 例えば、岐阜県青少年保護育成条例事件最高裁判決(最判平成元年9月19日刑集43巻8号785頁)における伊藤正己裁判官の補足意見等を参照。
- 10) 船橋市西図書館事件(最判平成17年7月14日民集59巻6号1569頁)等を参照。国立国会図書館の資料閲覧禁止措置に対する国家賠償訴訟の東京地裁2011年8月25日判決(判例集未登載)の検討を通じてコミュニケーションの媒介者と表現の自由の関係について考察したものとして、宍戸常寿「表現の自由」南野森編『憲法学の世界』(日本評論社、2013年)。
- 11) 米国のインターネット上の媒介者規制に関しては、see e.g., Rebecca Tushnet, *Power Without Responsibility: Intermediaries and the First Amendment*, 76 GEO. WASH. L. REV. 101 (2008). ウィキリークスに対する公私が連携した形の規制に関しては、see Yochai Benkler, *A Free Irresponsible Press: Wikileaks and the Battle over the Soul of the Networked Fourth Estate*,

注

- 46 HARV. CR.-CLL. REV. 311 (2011).
- 12) わが国におけるインターネット上の表現の自由について、媒介者規制に関する問題も意識しつつ、包括的に検討したものとして、穴戸前掲注4)を参照。
- 13) 萎縮効果の概念の形成と発展については、毛利前掲注8) 4、5章(岩波書店、2008年)を参照。ハリー・カルヴィンは、当時の連邦最高裁が、「心理学」の知見を活用し、「自己検閲」や「抑止」を防ぐことを重視して修正1条の保障を広げたと指摘している(Harry Kalven, Jr., *The New York Times Case: A Note on "the Central Meaning of the First Amendment"*, 1964 SUP. CT. REV. 191,212-13(1964))。
- 14) LAWRENCE LESSIG, CODE AND OTHER LAWS OF CYBERSPACE 85-90 (1999)。
- 15) 大屋雄裕「電子化された社会とその規制」大屋他『情報とメディアの倫理』(ナカニシヤ出版、2008年) 54-55頁、曾我部真裕「自由権——情報社会におけるその変容」法学セミナー 688号 13頁(2012年)参照。
- 16) Balkin, *supra* note 1, at 2309-11.
- 17) 穴戸前掲注4) 114頁等を参照。
- 18) 自主規制の定義として、例えば、行政法学者の原田大樹による「ある私的法主体に対して外部からインパクトを与えられたことを契機に、当該法主体の任意により、公的利益の実現に適合的な行動がとられるようになること」(原田大樹『自主規制の公法学的研究』(有斐閣、2007年) 14頁)との定義を参照。
- 19) 原田前掲226、299頁。
- 20) 国家の干渉から独立したメディアの自主規制の意義を積極的に評価するものとして、例えば、奥平康弘『憲法の想像力』(日本評論社、2003年) 112-113、119頁参照。一方、自主規制が国家による検閲に促される形で行われる危険性を指摘するものとして、例えば、清水英夫『法とマス・コミュニケーション』(社会思想社、1970年) 88頁参照。
- 21) 例えば、プレスの自由委員会による1947年の報告書『自由で責任あるプレス』は、プレスが社会的責任を果たすための手段としてプレス自身による自己規律(self-discipline)ないし自主規制の意義を積極的に評価した一方で(The COMMISSION ON FREEDOM OF THE PRESS, A FREE AND RESPONSIBLE PRESS 69, 90-96 (1947))、実態として、映画業界の自主規制をはじめ当時のマスコミ業界の自主規制の中には、法的規制の圧力によって形成されたものが少なくなかったということを認めている(*Id.* at 69-72)。
- 22) *See, e.g.*, 376 U.S. at 279. *See also*, Harry Kalven Jr., *Uninhibited, Robust, and Wide Open*, 67 MICH. L. REV. 289, 297-99 (1968).
- 23) European Parliament, Council, Commission, *Interinstitutional Agreement on Better Law-Making* (2003/C 321/01).
- 24) Ofcom, *Identifying Appropriate Regulatory Solutions: Principles for Analysing Self- and Co-regulation* 7 (2008).
- 25) 生貝直人『情報社会と共同規制』(勁草書房、2011年) 25、33頁。
- 26) CHRISTOPHER MARSDEN, INTERNET CO-REGULATION: EUROPEAN LAW, REGULATORY GOVERNANCE AND LEGITIMACY IN CYBERSPACE 46 (2011).
- 27) Benoit Frydman, Ludovic Hennebel and Gregory Lewkowicz, *Co-regulation and the Rule of Law*, in ERIC BROUSSEAU et al. (ed.), GOVERNANCE, REGULATION AND POWERS ON THE INTERNET (2012). フリードマンらによれば、米国においても、先にみた「子どもインターネッ

注

- ト保護法」や「デジタルミレニアム著作権法」に加え、連邦最高裁に違憲無効とされた「通信品位法」の下品な通信等を規制する規定等も、共同規制として理解することが可能な側面を有している (*Id.* at 135-139) が、共同規制の側面を持つとされるこれらの規制に対して、米国では表現の自由に過大な制約を課しているという批判も少なくない。
- 28) 樋口陽一は、日本においては、身分制的自由の伝統を有するドイツ等とは異なり、団体による自由を説くに足るほどの伝統を欠いており、村落共同体から旧家族制度に至るまで中間団体が国家権力への抵抗要素であるよりも、その下請け役をより強く引き受けてきた歴史を有していると指摘している (樋口陽一『憲法 近代知の復権へ』(平凡社、2013年) 175-176頁参照)。
- 29) Seth Kreimer, *Censorship by Proxy: the First Amendment, Internet Intermediaries, and the Problem of the Weakest Link*, 155 U. PA. L. REV. 11 (2006). クライマーの議論を批判的に検討したものとして、成原慧「代理人を介した表現規制とその変容」『マス・コミュニケーション研究』80号249頁以下(2012年)。
- 30) 米国における執行府によるテロ対策のための諜報活動に対する統制手段として、連邦議会による法律＝民主的統制が重視されていることを指摘したものとして、山本龍彦「アメリカにおけるテロ対策とプライバシー—議会による『監視の監視』システム」都市問題2013年7月号24頁以下参照。
- 31) 福岡県警によるコンビニに対する書籍の撤去を求める行政指導に関する国賠訴訟を題材に、情報流通の媒介者に対する行政指導を通じて行われる表現規制が有する問題の構造を論じたものとして、青井未帆「私人を介した表現の事前抑制 — 法的根拠の必要性について —」学習院法務研究7号33頁以下(2013年)、成原慧「マスコミ関連判例 2013年1月～3月」マスコミ倫理No.648(2013年)参照。また、わが国の情報通信行政において、公権力の非公式な働きかけ、特にステークホルダーや有識者から構成される研究会等の報告書を契機とする事業者の取り組みによって実質的な規制が行われる傾向が顕著であると指摘するものとして、曾我部真裕「情報法」の成立可能性」長谷部恭男他編『岩波講座 現代法の動態1 法の生成／創設』(岩波書店、2014年) 140頁参照。
- 32) 媒介者規制における法律(条例)の根拠の必要性を説くものとして、青井前掲37-39頁参照。
- 33) Balkin, *supra* note 1, at 2314-24. 表現の自由に対する事前抑制を機能的に分析した古典的な学説として、*see e.g.*, Thomas Emerson, *The Doctrine of Prior Restraint*, 20 LAW & CONTEMP. PROB. 648 (1955).
- 34) 媒介者が第三者のコンテンツを削除する際の手続において透明性とアカウントビリティの確保を求める議論として、*see* Julie Adler, *The Public's Burden In A Digital Age: Pressures On Intermediaries And The Privatization Of Internet Censorship*, 20 J.L. & Pol'y 231, 262-264(2011). かかる議論は、事前抑制の手続において一定の場合に公開性と関係者の参加の機会確保を求める従来の議論とも通じる側面を有している。例えば、浜田純一「事前抑制の理論」芦部信喜編『講座憲法訴訟第2巻』(有斐閣、1987年) 295-296頁参照。
- 35) Chilling Effectsは、電子フロンティア財団、ハーバード大学、スタンフォード大学等による共同プロジェクトであり、GoogleやTwitter等のインターネット事業者から提供された削除要請への対応に関する情報を公表することなどにより、インターネット上の表現活動を「萎縮効果」から守ることを目的としている (<http://www.chillingeffects.org>)。
- 36) 例えば、Googleの「透明性報告書」は、各国の政府からのコンテンツの削除要請および利用者情報の開示要請に関する統計的情報等を定期的に公表している (<https://www.google.com/transparencyreport/>)。
- 37) <http://www.telesa.or.jp/taisaku/>

# 「ACMC 2014」参加報告

東平 福美

慶應義塾大学 政策・メディア研究科 後期博士課程／助教

2014年11月13日から15日まで、香港城市大学にて  
ACMC 2014 International Conferenceが開催された。  
今回は、メディアとコミュニケーションを拡大解釈した切り口で、  
教育現場における様々な理論、実践を共有することができた。

## ◆ACMCとは

公益財団法人KDDI財団の海外学会等参加助成を受け、筆者は2014年11月13日から15日まで香港城市大学にて開催された、ACMC (ASIAN CONGRESS FOR MEDIA AND COMMUNICATION) 2014 International Conferenceに参加し、研究発表を行う機会を得た。

今回は開催地が香港の中心地であり、香港民主化デモとちょうど重なってしまったため、一時は開催も危ぶまれ、欠席者も少なからず見受けられたが、香港、中国、韓国、インドといったアジアにはじまり、東南アジア、オーストラリア、アメリカ、カナダ、そして中東やアフリカ、ヨーロッパから、100人を超える研究者や教育者が参加していた。

ACMCは、アジアにおけるメディアとコミュニケーションに主眼を置き、そこに教育を融合させたフィリピンベースの国際学会であり、2006年に発足して以来、2年に1度、アジア地域で国際学会を開催している。参加者の多くは教育者であり、様々な分野の理論と実践の研究報告・発表を行うことで、大学や機関同士の連携とネットワークを確立している。

今年のテーマは、“Media, Communication, Culture and the Dynamics of Change”であり、10の招待講演、17の一般セッションなどから構成されており、近年の多岐にわたる『革新』について見聞を深めることがで

きた。

## ◆遠隔教育における『革新』 ——MOOCsの広がりについて

筆者自身は、COMMUNICATION IN THE CONTEXT OF EDUCATIONという一般セッションにおいて、“The Development of Free Online Education Services in Asia : How can the MOOCs Model be Applied?”というタイトルで論文発表を行い、米国をはじめ、各国における遠隔教育におけるMOOCsの広がりを紹介し、その汎用性と将来性について示した。現在、世界各国で遠隔教育の進歩は著しく、2012年に米国で始まったMOOCsと呼ばれる“Massive Open Online Course”は大学生向けの遠隔教育だけでなく、年齢問わず、子供からお年寄りまで自発的に学ぶ機会を、できる限り無償に近い形で提供する教育システムとなっており、遠隔教育の新たな形として浸透してきている。日本ではJMOOCと呼ばれる日本独自のプラットフォームが2014年4月に授業を開始している。JMOOCでは授業が全て日本語で行われ、あくまで国内の学習者を主眼に置いているが、将来的には対外的なものへと移行させる予定である。MOOCsのプラットフォームとしては、Coursera、edX、UDACITYといった米国のプラットフォームがマジョリティを占めており、アジアにおけるプラットフォームは、コース数、学習者数など、



香港城市大学



筆者の発表



ACMCの参加者



筆者への賞状授与

比較にならないほどまだ少ない状況である。しかし、今後はこれらのプラットフォームが住み分けをすることで、地域密着型の特性を生かした遠隔教育を展開できると論じた。遠隔教育に興味を持っている研究者は多く、すでに実際にMOOCsを実践している方もおり、とても有意義な意見交換を行うことができた。

同じセッションには、インドネシア、アラブ首長国連邦、ナイジェリア、フィリピン、インド、オーストラリアからの発表者がおり、どの発表者もバックグラウンドは教育分野で、それぞれメディアと教育との関わりについて発表が行われ、活発な討議・意見交換がなされた。途上国と先進国など、それぞれの国の社会情勢や経済状況が異なる中で、討論が熱くなる場面も何度か見られたが、大学や政府、さらにはASEANなどの組織が中心となって、メディアを用いてよりよい教育を提供したいという姿勢と熱意が感じられた。さらに、メディア教育、コミュニケーション教育、情報格差などのセッションにも出席し、それぞれの『革新』について知見を得ることができた。

この学会は、全体としてはアットホームな雰囲気、学識経験者だけでなく、情報通信事業者や機器・ソフトウェアメーカーなども参加し、皆が対等な立場で、討議、意見交換していた印象がある。残念ながら、日本からの参加者は筆者以外には企業から1名のみであったが、アジアにおける日本の役割や、日本のメディア、コミュニケーション、教育について興味を持っている

方々が数多くおり、2年後のACMCは韓国、4年後はインドでの開催が決定されているが、6年後にはぜひとも日本で開催してほしいという声もかかった。日本での知名度は低いが、アジアにおける教育の連携やネットワークを深めるためにも、今後より多くの日本人研究者に参加してもらいたい学会である。3日間という短い期間ではあったが、各国の最先端の研究発表をうかがい、日本国内の文献調査だけでは知り得ない情報を得ることができた。この学会で得た知識を研究を通じて、広く社会に還元したいと思うと同時に、このような機会を提供して下さった公益財団法人KDDI財団に深謝する。



Fukumi Higashihira  
東平 福美

慶應義塾大学 政策・メディア研究科 後期博士課程 2年/助教

慶應義塾大学文学部卒業、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科修士課程修了後はニューヨークに渡り、高校、大学で、日本語や日本文学の教鞭を執りつつ、コロンビア大学大学院修士課程を修了。その後、慶應義塾大学政策・メディア研究科後期博士課程に入学し、同時に特任助教に就任。専門は、日本語教育、遠隔教育、表現教育、文化人類学等である。

## 彼らの流儀はどうなっている？ 執筆：テレサ・ロメロ 絵：大坪紀久子

あくびの伝染は、共感能力に関係しているという。  
では、動物でも起こる現象なのか？ その答えはイエスだった。

オオカミも  
あくびがうつる？



### 親しいほど 伝染するあくび

仕事場や通勤電車の中で、誰かがあくびをすると、自分もあくびをしてしまう。そんなあくびの伝染は、半数の人に見られる現象だ。なぜあくびをするのかは科学的には未解明だが、あくびの伝染が共感能力に関係していることは、わかっている。

誰かの思いを理解し、感情をわかち合う素質＝共感能力は、私たちのような社会的動物に欠かせない能力だ。あくび自体は、感情の反応ではないので、奇妙に思えるかもしれないが、人間同士が親密なほど、知らない間にあくびは伝染する。

### 共感のルーツを 解く鍵

あくびは無意識な反応だけに、複雑な認知を要する共感より、共感の基本の形に関係して

マドリード・コンプルテンセ大学（スペイン）卒業。  
エモリー大学（米国アトランタ）でPD（特別研究員）を経て現職。専門は進化生物学。博士。  
動物が利害の衝突を解決する方法などを研究。  
近年は犬、オオカミ、チンパンジーに注目している。



いると考えられている。その研究により、動物の進化の過程で、共感がどのように生まれたかを解明することができる。

魚から猿まで、ほとんどの脊椎動物はあくびをする。しかし、あくびの伝染現象についての報告はなく、チンパンジーやボノボなどの霊長類の群で見られるだけだ。霊長類と人類の遺伝的な類似を考えると、これは不思議なことではない。問題は霊長類以外の動物のどこまで、この現象が見られるかだ。

## 犬の伝染あくび

チワワからスタンダードプードルまで十数種の犬種についての研究で、人から犬へとあくびが伝染することが発見されている。興味深いことに、見知らぬ人物より、飼い主などのなじみ深い人のあくびを見たり、感じたときのほうが、犬が反応する頻度は高い。人と犬の感情的な

つながりが、あくびの伝染には重要な役割を果たしている。

犬は人間のあくびを感じ、それが共感の度合いに関係していることはわかった。しかし、犬は、人間の道連れとしての何千年もの歴史があり、人間のコミュニケーションサインを読みとる能力に長けている。特に敏感な犬が選択されてきたため、あくびの伝染という霊長類の“特別”な資質をもつようになったのかもしれない。

犬の研究は、この現象がどこまでの動物間で見られるかという問題の答えにはなっていない。

## オオカミもあくびをせずにいられない

そのパズルを解くため、科学者は、オオカミの行動を観察している。苦労して、群における社会的なつながりと、あくびの関係を記録してみると、オオカ

ミも仲間の1頭があくびをすると、その後、あくびをすることが発見できた。しかも人と犬の関係同様に、社会的な結びつきが強いオオカミたちほど、あくびは誘発される。あくびの伝染は、感情的なつながりによる共感の基本的な形であると確信できる。

オオカミ同士であっても同じ反応があるということは、あくびの伝染が、人と犬の間の特殊な関係の結果ではなく、広く哺乳類にも起こることを示している。さらに、哺乳類の特長である基本的な共感を、将来、ほかの動物でも発見できるかもしれない。

ともあれ、あくびの伝染において、何が起きているのか、それを明らかにするには、より多くの研究が必要だ。

次に、あなたがあくびをしたときには、自分に何が起きているかを考えてみてください。

## 第4回

# 「Nextcom 情報通信論文賞」受賞者発表について

若手研究者の方々を奨励するため、Nextcom 情報通信論文賞を設けています。

## 【Nextcom 情報通信論文賞】

**表彰対象者：** Nextcom Winter号から Autumn号までの1年間に掲載された、45歳以下の著者（共著論文を含む）による論文の中から、監修委員会が最も優秀であると認めた論文のご執筆者

\* 常勤の国家公務員（研究休職などを含む）、KDDIグループ関係者は対象外です。

**表彰内容：** 株式会社KDDI総研から表彰状（Nextcom 情報通信論文賞）と副賞を授与します。

### 【第4回 受賞者】

第4回のNextcom 情報通信論文賞は、2013年12月のWinter号 (Vol.16) から2014年 Autumn号 (Vol.19) までを対象として、監修委員会による選考が行われ、2015年2月6日に表彰状と副賞が授与されました。

● 曾我部 真裕 氏  
(そがべ まさひろ)

京都大学 大学院 法学研究科 教授

対象論文：『通信の秘密の憲法解釈論』  
(Nextcom Vol.16, pp.14-23)

副賞：30万円



## 2014年度「著書出版・海外学会等参加助成」 受賞者決定について

Nextcom 監修委員会からの推薦を受けて、公益財団法人KDDI財団で審査されていた、2014年度の著書出版・海外学会等参加助成を受けられる方々が決定し、2015年2月6日に決定通知書が交付されました。

### 【2014年度著書出版助成】2名 助成金：各200万円（五十音順）

● 土屋 大洋 氏  
(つちや もとひろ)

慶應義塾大学 大学院  
政策・メディア研究科 教授

『サイバーセキュリティとインテリ  
ジェンス機関 ― 民主主義体制にお  
けるジレンマ ― (仮題)』



● 中村 彰宏 氏  
(なかむら あきひろ)

横浜市立大学 大学院  
国際マネジメント研究科 教授

『通信事業者選択の経済分析 (仮題)』



### 【2014年度海外学会等参加助成】3名

● 上田 昌史 氏  
(うえだ まさし)

京都産業大学  
経済学部 助教



対象学会：International  
Telecommunication Society 20th  
Biennial Conference  
(2014年11月30日～12月3日 ブラジル)

● 実積 寿也 氏  
(じつづみ としや)

九州大学大学院  
経済学研究院 教授



対象学会：25th European Regional  
Conference of the International  
Telecommunications Society  
(ITS Europe 2014 Conference)  
(2014年6月22日～6月25日 ベルギー)

● 東平 福美 氏  
(ひがしひら ふくみ)

慶應義塾大学  
政策・メディア  
研究科 後期博士課程  
／助教



対象学会：ACMC (Asian Congress for  
Media and Communication) 2014  
International Conference  
(2014年11月13日～11月15日 中国)

# 論文公募のお知らせ

本誌では、我が国の情報通信制度・政策に対する研究活動の活性化を図るため、新鮮な視点を持つ若手研究者の方々から論文を公募します。

- 【公募要領】** **申請対象者：**45歳以下の研究者（大学院生を含む）で、日本に在住する方  
 ＊常勤の国家公務員（研究休職などを含む）、KDDIグループ関係者は応募できません。
- 論文要件：**情報通信の制度・政策に関する未発表論文（日本語に限ります）  
 ＊情報通信の制度・政策の参考となる内容であれば、情報通信以外の公益事業に関する論文も含まれます。  
 ＊技術的内容をテーマとするものは対象外です。  
 およそ1万字程度（刷り上がり10頁以内）
- 選考基準：**情報通信分野における制度・政策に対する貢献度を基準に、監修委員会が選考します。  
 （査読付き論文とは位置付けません）
- 公募論文数：**毎年若干数
- 公募期間：**2015年4月1日～8月31日  
 ＊応募された論文が一定数に達した場合、受付を停止することがあります。  
 ＊掲載は2016年3月発行号を予定しています。
- 選考結果：**2015年11月頃、申請者に通知します。
- 著作権等：**著作権はご執筆者に属しますが、「著作物の利用許諾に関する契約」を締結していただきます。
- 執筆料：**掲載論文の執筆者には、5万円を支払います。
- 応募：**応募方法ならびに詳細は、下記「Nextcom」ホームページをご覧ください。
- その他：**1. 掲載論文の執筆者は、公益財団法人KDDI財団が実施する著書出版助成に応募することができます。  
 2. 要件を満たせば、Nextcom情報通信論文賞の選考対象となります。  
 3. ご応募頂いた原稿はお返しいたしません。

## 2015年度著書出版・海外学会等参加助成に関するお知らせ

本誌では、2015年度も公益財団法人KDDI財団が実施する著書出版・海外学会等参加助成に、候補者の推薦を予定しております。

- 【著書出版助成】** **助成内容：**情報通信の制度・政策の研究に関する著書出版への助成  
**助成対象者：**過去5年間にNextcom誌へ論文をご執筆された方\*  
**助成金額\*\*：**3件、各200万円（2014年度実績）
- 【海外学会等参加助成】** **助成内容：**海外で開催される学会や国際会議への参加に関わる費用への助成  
**助成対象者：**Nextcom誌に2頁程度のレポートをご執筆いただける方\*  
**助成金額\*\*：**北米東部 最大40万円 北米西部 最大35万円 ハワイ 最大30万円  
 その他地域 別途相談（総額100万円以下）  
**推薦・応募：**監修委員会において審査・選考し、公益財団法人KDDI財団への推薦者を決定します。  
 応募方法ならびに詳細は、下記「Nextcom」ホームページをご覧ください。  
 ＊常勤の国家公務員（研究休職などを含む）、KDDIグループ関係者は応募できません。  
 \*\*2014年度の内容です。2015年度は変わる可能性があります。

詳細については「Nextcom」ホームページ  
<http://www.kddi-ri.jp/nextcom/index.html> をご覧ください。

お問い合わせ先：〒102-8460 東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー 33階  
 株式会社 KDDI総研 Nextcom編集部

「シンプルであることは、  
複雑であることよりむずかしい。」  
……スティーブ・ジョブズ

# シンプルは切ない

高橋秀実

ケータイ、スマホ、パソコン……。いずれも便利な道具であることに異論はないのだが、これらについての講釈を聞いていると、私は激しい眠気に襲われる。ケータイを買い替えた時も窓口で料金体系の説明を受けているだけで居眠りしそうになったし、パソコンも意味不明の契約条項を読んでいるうちに頭がぼんやりしてくる。とにかく複雑すぎてよくわからない。機能が充実しているのはわかるが、あれができるこれもできるといういちやかましく、しまいには「やるのは私であってパソコンではない」と言いたくなるのだ。

シンプルを極める――。

アップルコンピュータ創業者のスティーブ・ジョブズはそれを信条としていたらしい。デザインはもちろんのこと、機能や流通にいたるまで徹底的に「シンプル」にこだわる。初期のパソコンの広告文句も「シンプリィ・アメイジング、アメイジングリー・シンプル」。シンプルにすごく、

すごくシンプルということで、その信念は「熱狂的」と形容されるほどだったそうだ。パソコン音痴の私からすると大変有り難い企業理念なのだが、彼はこうも言っていた。

「シンプルであることは、複雑であることよりむずかしい」

シンプルには困難が伴うということで、彼の公式伝記とされる『スティーブ・ジョブズ』（ウォルター・アイザックソン著 講談社 2011年）などを読むと、痛々しいまでの苦闘に思える。少数精鋭のシンプルな組織づくりのために情け容赦なく、人を切り捨てる。アイデアも「最高」か「最悪最低」の二者択一で判断し、「最悪最低」に対しては罵詈雑言を浴びせかけ、「最高」のアイデアは人のものでも自分で考えたかのように振る舞う。まるで唯我独尊といわんばかりで、製品はもとより自己演出にもこだわり、シンプルな服装で、シンプルな絶対菜食主義。シンプルすぎて「クレージー」な人物として

article: **Hidemine Takahashi**

ノンフィクション作家。1961年生まれ。東京外国語大学モンゴル語学科卒業。

著書に『素晴らしきラジオ体操』『からくり民主主義』『やせれば美人』『趣味は何ですか?』『結論はまた来週』『男は邪魔!』『性差』をめぐる探究』など。『ご先祖様はどちら様』で第10回小林秀雄賞、『弱くても勝てます』開成高校野球部のセオリー』で第23回ミズノスポーツライター賞優秀賞受賞。

も脚光を浴びたのだ。

そこまでやるか……。

私はしみじみ感じ入り、ふとホームラン王の王貞治さんの言葉を思い出した。以前、彼にホームランを打った時の手応えをたずねると、彼は「あんまりないんですよ」と答えた。いい当たりの時はバットや球の感触がないのだと。つまり道具はあくまで道具にすぎず、優れた道具は行為の中にその存在を消す。シンプルであればあるほど忘れられるのが道具の宿命。ジョブズのクレージーに見える生涯も、僕のことを忘れないでね、という叫びだったのかもしれない。複雑は邪魔くさいが、シンプルは寂しく切ないのである。

※参考文献『Think Simple アップルを生みだす熱狂的哲学』（ケン・シーガル著 NHK出版 2012年）

#### 背景

スティーブ・ジョブズ(1955～2011年)は、アップル社の共同設立者の1人、元CEO。85年に解任されるが、96年に復帰し、iMac、Mac OS X、iPod、iPhone、そしてiPadと次々に発売した。服装は黒いタートルネックとジーンズに決まっていた。

#### 編集後記

今号の特集は「デジタル時代の著作権法」としました。いかがでしたでしょうか。私などが言うのはおこがましいかもしれませんが、権利者の所在が不明な「孤児著作物」がデジタル時代の文化的発展の根本に大きく影響を及ぼすことや、著作権法の世界観はデジタル世界でこそ促進されるというご指摘には、感服しきりでした。

次号の特集ですが、「公益事業」を考えております。普段は通信というタコ壺にあります私自身にとっても、きっと視野を広げさせていただく良い機会になるのではないかと期待しています。

ところでこの4月1日は、1985年に通信が自由化されてから30年の節目になります。そこでご専門家に我が国における情報通信政策の変遷や今日的課題につき論じていただくよう企画を進めています。(しのはら)

Nextcom (ネクストコム) Vol.21 2015 Spring

平成27年3月1日発行

#### 監修委員会 (五十音順)

委員長 舟田 正之 (立教大学 名誉教授)

副委員長 菅谷 実 (慶應義塾大学 メディア・コミュニケーション研究所 教授)

委員 依田 高典 (京都大学 大学院 経済学研究科 教授)

川濱 昇 (京都大学 大学院 法学研究科 教授)

辻 正次 (兵庫県立大学 大学院 応用情報科学研究科 教授)

林 敏彦 (大阪大学 名誉教授)

山下 東子 (大東文化大学 経済学部 教授)

発行 株式会社KDDI総研

〒102-8460 東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエタワー

TEL : 03-6678-6179 FAX : 03-6678-0339

URL : www.kddi-ri.jp

編集協力 株式会社ダイヤモンド社

株式会社メルプランニング

有限会社エクサピーコ (デザイン)

印刷 瞬報社写真印刷株式会社

本誌は、我が国の情報通信制度・政策に対する理解を深めるとともに、時代や環境の変化に即したこれからの情報通信制度・政策についての議論を高めることを意図しています。

ご寄稿いただいた論文や発言等は、当社の見解を示すものではありません。

●本誌は当社ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.kddi-ri.jp/nextcom/index.html>

●宛先変更などは、株式会社KDDI総研Nextcom (ネクストコム) 編集部にご連絡をお願いします。(Eメール: nextcom@kddi-ri.jp)

●無断転載を禁ず。